

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別		NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名			ボランティアネイバース	
郵便番号			461-0005	
都道府県			愛知県	
市区町村			名古屋市東区東桜	
番地等			二丁目18番3号	
電話番号			052-979-6446	
WEBサイト(URL)		団体WEBサイト	https://www.vns.or.jp/	
		その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/voluntaryneighbors/	
			https://twitter.com/vns_shien	
			https://blog.canpan.info/vns/	
設立年月日			2001/06/28	
法人格取得年月日			2001/06/27	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ナカオサユリ
	氏名	中尾さゆり
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	35
理事・取締役数 [人]	10
評議員 [人]	23
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	6
常勤職員・従業員数 [人]	1
有給 [人]	1
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	5
有給 [人]	5
無給 [人]	0
事務局体制の備考	職員の他、理事4名が事業運営に従事

(5)会員

団体会員数 [団体数]	28
団 thể正会員 [団体数]	18
団体その他会員 [団体数]	10
個人会員・ボランティア数	64
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	49
個人その他会員 [人]	15

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	6
申請前年度の助成総額 [円]	3,000,000
助成した事業の実績内容	東海ろうきん未来応援寄付金 こども、若者、子育て家庭を支援する事業で、かつ、活動を定着・継続するための二歩目を踏み出す活動を対象。（低出生体重児家庭の支援、里親交流を目的とした防災キャンプの実施など）

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	・ 令和4年度独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業「介護と仕事を両立させるための職務分析と組織体制づくり支援事業」

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

●記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。

●名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。

●氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。☒

●備考欄には他の団体等との兼職関係(兼職先名称、兼職先での役割等)を記載してください。☒

●提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。☒

・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。

・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。

・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。

・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。

・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。

・生年月日欄は、大正は T、昭和は S、平成は H を半角で入力し、年欄は数字 2 桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。

・性別欄には「半角」で男性は M、女性は Fで入力してください。

必須入

任意入

[illegible]

規程類必須項目確認書(社団・財団・NPO法人等)

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	次のステージを支える「かなめびと(組織運営コアスタッフ)」養成による組織基盤強化～事業責任者と事務管理責任者の両輪と組織を超えた「たすきありあう」関係づくりを目指して～
団体名:	特定非営利活動法人ボランティアネイバース
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
●社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第28条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第29条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第28条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第29条第3項	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第27条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第32条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第34条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第33条第4項	
●理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第16条第3項	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出			
●理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第37条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第38条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第37条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第38条第3項	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第36条	
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第40条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第42条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第41条第4項	
●理事の職務権					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	内定後1週間以内に提出			
●監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第17条第4項	
●役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	内定後1週間以内に提出			
(2)報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提出			

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	コンプライアンス整備に向けた基本規程	第1条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	コンプライアンス整備に向けた基本規程	第2条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	コンプライアンス整備に向けた基本規程	第3条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	コンプライアンス整備に向けた基本規程	第4条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス整備に向けた基本規程	第5条
(6) ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	コンプライアンス整備に向けた基本規程	第6条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	コンプライアンス整備に向けた基本規程	第7条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定・監督又は活動支援団体が支援対象団体を選定・監督するに当たり、団体間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	コンプライアンス整備に向けた基本規程	第8条、第9条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス整備に向けた基本規程	第5条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス整備に向けた基本規程	第9条、第10条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス整備に向けた基本規程	第12条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	コンプライアンス整備に向けた基本規程	第14条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	コンプライアンス整備に向けた基本規程	第15条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第6条、第7条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	賃金規程	第1条～第11条、第18条～第21条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	賃金規程	第15条、第16条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第2項
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第1項
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第3項
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	コンプライアンス整備に向けた基本規程	第16条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	コンプライアンス整備に向けた基本規程	第17条第1項
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	コンプライアンス整備に向けた基本規程	第17条第2項
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	コンプライアンス整備に向けた基本規程	第17条第2項
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第4条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第8条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第5条、第15条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第9条、第10条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第16条～第18条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第28条、第29条
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第30条～第32条

特定非営利活動法人ボランタリーネイバーズ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ボランタリーネイバーズという。

英語標記は、Voluntary Neighbors とする。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を愛知県名古屋市中区東桜二丁目18番3号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民活動の豊かで健全な発展と地域住民をはじめ広汎な市民各層の参加による市民主体のまちづくりを実現するため、市民活動団体の設立、運営に関する相談や研修、まちづくりに関する調査研究や政策提言、情報提供、交流促進などの事業を人々の善意とボランタリー精神をもって行い、行政、企業、市民が参画しそれぞれの責任を果たす市民社会の実現と市民公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）第2条別表第3号（まちづくりの推進を図る活動）及び第12号（法第2条別表第1号から第11号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動）に該当する活動を行う。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① まちづくり及び市民活動団体に関する研修事業
- ② まちづくり及び市民活動団体に関する知識の普及啓発、情報提供事業
- ③ まちづくり及び市民活動団体に関する調査研究、政策提言事業
- ④ まちづくり及び市民活動団体に関する相談、助言事業
- ⑤ まちづくり及び市民活動団体に関する人材交流、ネットワーク促進事業
- ⑥ 市民活動団体等の事務局代行事業

(2) その他の事業

- ① ホームページやCATV放送、出版図書などでの広告など請負業
- ② OA機器や事務機器等の共同購入による物品販売業
- ③ パソコンなどのOA機器や事務機器等の物品貸付業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の三種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 利用会員 この法人の事業を利用するために入会した個人及び団体

(正会員の入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この法人の活動を特定の団体又は個人の営利目的に利用するものでないこと。
- (2) この法人の活動を特定の政治団体の政治目的に利用するものでないこと。
- (3) この法人の活動を特定の宗教団体の宗教目的に利用するものでないこと。

2 正会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により、理事会に申し込むものとし、理事会は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事会は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(賛助会員の入会)

第8条 賛助会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により、理事会に申し込むものとし、理事会は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(利用会員の入会)

第9条 利用会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により、理事会に申し込むものとし、理事会は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第10条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第11条 会員は、理事会が別に定める退会届を理事会に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 但し、本法人の存続及び名誉に関わる緊急の事態が発生した時は、理事会において議決し、次の総会において承認を得ることができる。

(会員の資格の喪失)

第13条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(抛出金品の不返還)

第14条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第15条 この法人に法上の次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上20人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、3人以内を副理事長とする。

(選任等)

第16条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第17条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第18条 役員の任期は、就任後2年以内に終了する最終の年度の決算に関する通常総会の終結の時までとする。ただし、役員の任期は2年を超えないものとする。また、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初に開かれる通常総会が終結するときまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第19条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第21条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(評議員)

第22条 この法人に、法上の役員以外に、理事会が必要と認めたとき評議員を置くことができる。

2 評議員は、理事会が任免する。

3 評議員は、理事会の諮問に応じて助言をする。

4 評議員には、第18条の規定を準用する。

5 定数は、特に定めない。

(顧問)

第23条 この法人に、法上の役員以外に、理事長が必要と認めたとき顧問を置くことができる。

2 顧問は、評議員から選任することとし、理事長が任免する。

3 顧問は、理事長の諮問に応じて助言をする。

4 顧問には、第18条の規定を準用する。

5 定数は、特に定めない。

(職員)

第24条 この法人に、事務局長、事務局員、研究員その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免し、理事会で承認を得る。

3 事務局長は、職員を統括する。

第5章 総会

(種別)

第25条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(構成)

第26条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第27条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び決算

(5) 理事及び監事の選任又は解任、職務及び報酬

(6) 入会金及び会費の額

(7) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金及び第54条における臨機の措置を除く。）

(8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第28条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第17条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第29条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電子メールをもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第30条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第31条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第32条 総会における議決事項は、第29条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第33条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第34条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第36条 理事会は、事業計画及び予算等、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第37条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第17条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電子メールをもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第40条 理事会における議決事項は、第38条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 やむを得ない理由のため理事会を開催して議決することが出来ない場合は、稟議書を書面、ファクシミリ又は電子メールをもって回覧し決することが出来る。

(表決権等)

第41条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第44条 削除

(資産の管理)

第45条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第46条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第47条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の二種とする。

(事業計画及び予算)

第48条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 理事長は、前項の議決の内容について、速やかに正会員に周知しなければならない。

3 第1項の議決の内容について、正会員総数の5分の1以上から異議の申し出があるときは、理事会は事業計画又は予算の修正について検討を行い、理事長はその結果について速やかに正会員に周知しなければならない。

ない。

(予備費の設定及び使用)

第49条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第50条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

2 前項の規定に基づく議決内容の周知及び異議の申出に関する事項については、第48条第2項及び第3項の規定を準用する。

(事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(情報公開)

第52条 理事長は、法第28条第2項において公開を義務付けられた書類のほかに、会計帳簿並びに領収書又は請求書等の会計に関する証拠書類について正会員から閲覧の請求があったときは、これを閲覧させなければならない。

(事業年度)

第53条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(臨機の措置)

第54条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第55条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第56条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第57条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会で決議した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第58条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第59条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載するとともに、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	大西 光夫
副理事長	武長 脩行
副理事長	間瀬 壽夫
理事	伊藤 都万
同	木野 秀明
同	星野 広美
同	松下 典子
同	間宮 基文
同	三島知斗世
監事	中山麻衣子
同	馬場 英朗

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成14年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第48条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第53条の規定にかかわらず、成立の日から平成14年4月30日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第10条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。但し、入会の時期に応じて減免することができる。

(1)	入会金	正会員のみ	個人・団体とも	3000円
(2)	年会費	正会員	個人	5000円
		賛助会員	個人	10000円
		利用会員	個人	3000円
			団体	10000円
			団体	20000円
			団体	3000円

付則

この定款は、平成23年10月28日から施行する。

付則

この定款は、平成24年6月24日から施行し、平成24年5月1日から適用する。

付則

この定款は、名古屋市長の認証を受けた日（平成25年10月10日）から施行する。

付則

この定款は、名古屋市長の認証を受けた日（平成28年9月21日）から施行する。

付則

この定款は、平成30年6月17日から施行する。

付則

この定款は、名古屋市長の認証を受けた日（2019年9月17日）から施行する。

コンプライアンス整備に向けた基本規程

(前文)

特定非営利活動法人ボランタリーネイバーズ（以下、当法人という。）は、コンプライアンス整備に向けて次の基本的事項を定め、当法人のすべての役職員は、これを遵守するものとする。

第1章 倫理に関する規程

第1条（基本的人権の尊重と法令等の遵守） 当法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

第2条（法令順守） 当法人は、関連法令及び当法人の定款その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

3 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなく各規定に則り対応しなければならない。

第3条（私的利益追求の禁止） 当法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

第4条（利益相反の防止及び開示） 当法人の役職員は、その職務の執行に際し、当法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他当法人が定める所定の手続に従わなければならない。

2 当法人は、理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。

3 当法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

第5条（特別の利益を与える行為の禁止） 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

第6条（情報開示及び説明責任） 当法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、寄付者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

第7条（個人情報の保護） 当法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

第2章 利益相反防止に関する規程

第8条（自己申告） 役職員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに当法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に理事長に書面又は電磁的方法で申請するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、当法人と役職員との利益が相反する可能性がある場合（当法人と業務上の関係にある他の団体等に役職員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

3 役職員は、原則として、利益が相反する可能性がある行為を行ってはならず、やむを得ない理由によ

りかかる行為を行う場合には、事前に事務局長に書面又は電磁的方法で申告するものとする。

第9条（定期申告） 役職員は、毎年6月に当該役員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について、事務局長に書面又は電磁的方法で申告するものとする。

第10条（申告後の対応） 第8条第3項の規定に基づく申告を受けた事務局長は、申告内容の確認をした上、申告を行った者が理事である場合には理事長と、監事である場合には他の監事とそれぞれ協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、当法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置を求めるものとする。

第3章 コンプライアンスに関する規程

第11条（コンプライアンスに関する役職員の責務と責任者） 役職員は、当法人におけるコンプライアンス（当法人又は役職員等が当法人の業務遂行において法令（当法人の定款、規則・規程、運用基準等を含む。以下同じ。）を遵守することをいう。以下同じ。）の重要性を深く認識し、常に公平かつ公正な業務の遂行に努めなければならない。

2 理事長を、コンプライアンスの推進について最終責任を負う者とする。

第12条（不正発生時の原因究明、処分、再発防止策と公表） コンプライアンス違反事件が発生した場合は、迅速に次の対応を行う。

- (1) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析・検討
- (2) コンプライアンス違反関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (3) 原因究明に向けた分析及び検討結果並びに職員の処分及び再発防止策の公表

第4章 公益通報者保護に関する規程

第13条（公益通報制度） 当法人は、不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理及び当法人に対する社会的信頼の確保のため、公益通報制度を設ける。

第14条（相談窓口及び通報窓口） 当法人は、役職員が不正行為等の相談・通報するための窓口を設ける。

2 役職員は次の窓口で相談・通報することができる。

- (1) 事務局長
- (2) 監事

第15条（不利益処分等の禁止） 当法人の役職員は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

第5章 リスク管理に関する規程

第16条（具体的リスク発生時の対応） この章において「具体的リスク」とは、不祥事の発生、この法人に関する誤った情報の流布、財政の悪化、法人内部の係争、外部からの侵害、自然災害の発生その他の要因又は原因の如何を問わず、上記の損失又は不利益の発生の具体的可能性を伴うすべての事象をいう。

2 役職員は、具体的リスクの発生を認知した場合には、これに伴い生じるこの法人の物理的、経済的又

は信用上の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内で、十分な注意をもって初期対応を行う。この場合において役職員は、当該具体的リスクに起因する別の具体的リスクの有無も検討した上、必要に応じ、その回避等措置も併せて講ずる。

3 職員は、具体的リスクの発生を認知した後、速やかに適切な上位者に必要な報告をするとともに、その後の処理については関係部と協議を行い、上位者の指示に従う。

4 役員は、具体的リスクの発生を認知した後、速やかに関係部署に必要な連絡及び指示をするとともに、その後の処理について関係部と協議を行い、適切にこれを処理する。

第17条（緊急事態） この章において「緊急事態」とは、自然災害、事故、インフルエンザ等の感染症、犯罪、機密情報の漏えいや情報システムへの不正アクセスその他これらに準じる法人運営上の緊急事態によって、この法人、この法人の事業所又は役職員に急迫の事態が生じ、又は生じるおそれがあり、この法人を挙げた対応が必要である場合をいう。

2 緊急事態の発生時においては、当該緊急事態の対応を行う部は、概ね次の順序により対応することを基本とする。

- (1) 生命及び身体の安全を図ること。
- (2) 被害状況を把握すること。
- (3) 必要に応じて、官公署に連絡等を行うこと。
- (4) 更なる被害の発生及び再発の防止を図ること。

第6章 雑則

第18条（細則） この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

第19条（改廃） この規程を改廃するときは、理事会の議決を経なければならない。

（附則）

- 1 この規程は、2020年11月2日から施行する。（2020年11月2日理事会議決）
- 2 この規程は、2023年8月20日から施行する。（2023年8月20日理事会議決）

以上

特定非営利活動法人ボランタリーネイバーズ 経理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ボランタリーネイバーズ（以下、「法人」という。）の会計処理に関する基準を定め、法人の活動や財産の状況を明らかにして、法人の安定的な運営と活動内容の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 法人の会計に関する事項は、法令及び定款並びにこの規程に定める場合のほか、NPO法人会計基準を適用する。

(年度及び財務諸表等)

第3条 会計年度は、定款に定める事業年度に従い、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

2 法人は、毎会計年度終了後3月以内に、理事会や定期総会の日程を踏まえ、次に掲げる書類（以下、「財務諸表等」という。）を作成しなければならない。

- (1) 活動計算書
- (2) 貸借対照表
- (3) 財務諸表の注記
- (4) 財産目録

(会計の区分)

第4条 会計の区分は、次のとおりとする。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) その他の事業会計

2 法令の要請等により必要とされる場合は、適宜、会計区分を設けるものとする。

(会計責任者)

第5条 会計責任者は、会計担当理事とする。

(規程外事項)

第6条 この規程に定めのない事項については、理事会において協議し、理事長の決裁を得て指示するものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を受けなければならない。

第2章 会計原則、勘定科目、会計帳簿

(会計の原則)

第 8 条 会計処理にあたっては、活動の状況、財政状態を明らかにするため、適時かつ正確に記録した会計帳簿を作成しなければならない。

2 法人の財務諸表等は、法人の真実の実態を表示し、かつ明瞭に表示するものでなければならない。

(勘定科目)

第 9 条 財務諸表等における勘定科目は、別表に定める。

(会計帳簿)

第 10 条 会計帳簿は、次のとおりとする。

(1) 主要簿 総勘定元帳、仕訳帳

(2) 補助簿 現金出納帳、預金出納帳、固定資産台帳、会員台帳、借入台帳、寄付金台帳

(帳簿の照合)

第 11 条 補助簿の金額は、毎月末日に総勘定元帳や実際の現金、預金残高等と照合しなければならない。

(帳簿の更新等)

第 12 条 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

2 帳簿の作成等に会計ソフトを使用する場合には、信頼性を確認した会計ソフトを導入し、導入前後の事務負担やデータのバックアップ、ウィルス対策などのセキュリティの確保についても、十分に検討しなければならない。

(帳簿書類の保存期間)

第 13 条 会計関係書類の保存期間は、次のとおりとする。ただし、法令が定める期間がこれを超えるものについては、その定めによる。

(1) 第 3 条の財務諸表等 永久

(2) 第 10 条の会計帳簿 10 年

(3) 契約書、証憑書類 10 年

(4) その他の書類 5 年

2 保存期間は、会計年度終了時から起算する。

3 保存期間経過後に会計関係書類を処分するときには、会計責任者の承認を得なければならない。

第 3 章 金銭出納帳

(金銭の範囲)

第 14 条 この規程で金銭とは、現金及び預金をいい、現金とは通貨のほか、随時に通貨と引き換えることができる商品券、プリペイドカード等をいう。

(出納責任者)

第 15 条 金銭の出納、保管については、出納責任者を置くものとする。

2 出納責任者は、会計責任者が任命する。

(収納の手続)

第 16 条 金銭の収納に関しては、原則として法人の領収書を発行するものとする。

2 寄付金品を受け入れる場合には、寄付者、寄付の目的、金額を記載した書類を作成し、理事長に報告するとともに、原則として理事長の承認を受けなければならない。

(支出の手続)

第 17 条 金銭の支払は、受領する権利を有する者から請求書その他取引を証する書類に基づいて行うものとする。

2 金銭の支払については、受領する権利を有する者の署名又は記名のある領収書、レシート等を受け取らなければならない。なお、やむを得ない事由により領収書等を徴することができない場合には、その支払が正当であることを証した法人所定の支払証明書によって領収書等に代えることができる。

3 銀行、郵便局等の金融機関からの振込の方法により支払を行った場合で、特に前項に規定する領収書等の入手を必要としないと認められるときは、振込事実を証する書類によって前項の領収書等に代えることができる。

(金銭の管理等)

第 18 条 出納責任者の管理する小口現金は、10 万円を超えないようにしなければならない。

2 現金及び預金は、金庫や鍵のあるキャビネットなどに厳重に保管するものとする。その際、通帳、キャッシュカード、印鑑を別の場所に保管するなど、盗難や暗証番号の管理に、最大限の注意を払わなければならない。また、インターネットバンキングを利用する際の ID、パスワードの管理も同様とする。

第 4 章 財務

(資金の借入)

第 19 条 資金を借り入れる場合には、その理由及び返済計画に関する文書を作成し、総会又は理事会の決議を受けなければならない。

(資金の運用等)

第 20 条 余裕資金の運用及び特定の目的のための資金は、安全確実な方法によって行わなければならない。

2 会計責任者は、10 月末日と 4 月末日に管理している現金及び預金口座等の残高を理事会に報告しなければならない。

第 5 章 固定資産

(固定資産の範囲)

第 21 条 固定資産とは、耐用年数 1 年以上で、かつ、取得価額 30 万円以上の固定資産及びその他の資産とする。

(取得価額)

第 22 条 固定資産の取得価額は、次による。

- (1) 購入に係るものは、その購入価格に付随費用を加算した額
- (2) 贈与によるものは、その時の適正な評価額

(固定資産の購入)

第 23 条 固定資産の購入に際しては、理事長の決裁を受けなければならない。

(固定資産の管理)

第 24 条 会計責任者は、固定資産台帳を作成し管理する。

- 2 固定資産台帳には、固定資産の状況及び異動について記録し、異動、毀損、滅失があった場合は、速やかに理事長に報告しなければならない。

(登記・登録及び付保)

第 25 条 固定資産のうち、登記又は登録を必要とする場合は、登記又は登録し、損害のおそれのある固定資産は、適正額の損害保険を付さなければならない。

(減価償却)

第 26 条 固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの（以下「減価償却資産」という。）は、定率法（建物、建物付属設備及び構築物は、定額法）による減価償却を行う。

- 2 減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）によるものとする。
- 3 減価償却資産の償却費の計算は、法人税法に規定に準じて行うものとする。

第 6 章 特定資産

(特定資産)

第 27 条 理事会の決議により特定の目的のために有するとされた資産は、保有目的を示す適切な名称を付した特定資産として計上する。この場合、この特定資産は、分別管理を行う。

第 7 章 予算

(予算の目的)

第 28 条 予算は、事業計画案に基づき収益と費用に合理的な目標を設定し、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(予算の承認)

第 29 条 予算は、事業計画案に従って会計責任者が立案し、理事会の承認を得なければならない。

い。

第 8 章 決算

(決算整理事項)

第 30 条 年度末の決算においては、通常の出納業務のほか、少なくとも次の事項について確認及び計算を行うものとする。

- (1) 資産が実在し、評価が正しく行われていることの確認
- (2) 会計年度末までに発生したすべての負債が計上されていることの確認
- (3) 上記(1)及び(2)に基づく未収金、前払金、未払金、前受金及び貯蔵品の計上
- (4) 棚卸資産の計上
- (5) 減価償却費の計上

(財務諸表等の作成及び確定)

第 31 条 会計責任者は、毎会計年度終了後、第 3 条第 2 項に規定する財務諸表等の案をすみやかに作成し、理事長の承認を得るものとする。

- 2 理事長は、財務諸表等の案について、監事の監査を受けた後、監査報告書を添えて理事会に提出しなければならない。
- 3 財務諸表等の案は、理事会の承認を経たのち、通常総会において確定する。

(財務諸表等の提出等)

第 32 条 財務諸表等は、前条第 3 項の規定によって確定した後、特定非営利活動促進法その他の法令に規定に従い、事業報告書その他の法令で定める書類とともに、提出期限までに所轄庁（名古屋市市民活動推進センター）に提出しなければならない。

- 2 財務諸表等は、法定閲覧書類として、その確定した日から 5 年が経過した日の属する事業年度の末日まで、事務所に備え置かなければならない。
- 3 貸借対照表は、定款で定める方法により、公告する。

附 則

- 1 この規程は、2001 年 6 月 27 日から施行する。
- 2 この規程は、2023 年 8 月 20 日から施行する。

1 活動計算書

6

		研修費 支払手数料 支払寄付金 新聞図書費 支払利息 雑費	研修に係る旅費を含む。
経常外収益	固定資産売却益 過年度損益修正益		
経常外費用	固定資産除却損 固定資産売却損 過年度損益修正損 雑損失		

2 貸借対照表及び財産目録

区 分	勘定科目	備 考
流動資産	現金 普通預金 未収金 棚卸資産 短期貸付金 前払費用 立替金 保証金	
固定資産	車両運搬具 什器備品 敷金 長期貸付金	
流動負債	短期借入金 未払金 前受金 仮受金 預り金 未払法人税等 未払消費税	
固定負債	長期借入金	
正味財産	前期繰越正味財産 当期正味財産増減額	

以上

特定非営利活動法人ボランティアネイバーズ
事務局規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ボランティアネイバーズ（以下「この法人」という。）定款第60条の規定に基づき、この法人の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第2章 組 織

(事務局)

第2条 この法人に、事務局を置く。

2 事務局は、この法人の事業及び事務全般を所管する。

第3章 職 制

(職員等)

第3条 事務局には、次に掲げる職員を置く。

(1) 事務局長

(2) 事務局員

2 理事長は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて事務局次長その他の職員の職制を設けることができる。

第4章 職 責

(職員の職務)

第4条 この法人の職員の職務は、次のとおりとする。

(1) 事務局長は、理事長の命を受けて、事務局の事務を統括する。

(2) 事務局員は、事務局長の命を受けて、事務局の事務に従事する。

2 前条第2項により設けた職制の職務は、理事長が定める。

(職員の任免及び職務の指定)

第5条 職員の任免は、理事長が行う。

2 職員の職務は、理事長が指定する。

第5章 事務処理

(事務の決裁)

第6条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、事務局長の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、理事長若しくは副理事長又は理事会の決裁を経なければならない。

(代理決裁)

第7条 理事長、副理事長又は事務局長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

(文書管理規程)

第8条 文書の管理等に関する事項は、この章で定めるもののほか、理事長が別に定める。

第6章 雑 則

(細 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議により、理事長が行う。

附 則

この規程は、2023年8月20日から施行する。(2023年8月20日理事会決議)

以上

特定非営利活動法人ボランティアネイバーズ
賃金規程

この規程は、特定非営利活動法人ボランティアネイバーズ正規職員就業規則第51条の規定による賃金に関する事項を定める。

第1章 賃金の構成

第1条 (賃金の構成)

賃金の構成は、次のとおりとする。なお、試用期間中の者については、諸手当は支給しない。

1) 基準内賃金

- ① 基本給
- ② 職能給
- ③ 諸手当（職務手当、管理者手当）

2) 基準外賃金

- ① 各種時間外手当
- ② 通勤手当
- ③ 特別な手当

第2章 基準内賃金

第2条 (基本給)

1. 基本給は、本人の経験、技能、職務遂行能力を総合的に勘案し、個人別に定める。
2. 基本給は、日給月給制、日給制、時間給制のいずれかから定める。

第3条 (職務手当)

日給月給制の職員については、1か月の時間外労働の概算払いとして、その職務及び所属に応じて個別に決定する一定の時間分相当（基準時間、以下同じ）の、第5条第1項に定める計算方法に従い計算した金額（100円未満切り上げ）を職務手当として支給する場合がある。なお、その月における現実の時間外労働の時間及び第6条第2項の休日勤務時間の合計時間数が、基準時間を超える場合には、その超過時間数につき第5条に定める計算方法に従い普通残業手当として支給する。

第4条 (管理者手当)

管理者手当は、各部門管理監督者に対しその部署及び職務範囲に応じ、20,000円から100,000円の範囲で月額で支給する。

第3章 基準外賃金

第5条 (普通残業手当等)

1. 1日8時間、1週40時間を超えて労働した場合には、その超える時間につき通常支払われる1時間あたりの賃金額に25%の割り増しをした普通残業手当を支払う。
2. 変形労働時間制を採用した場合には、変形労働時間制で定められた各日、各週、変形期間の総労働時間数が法定上限を超えた場合には、通常支払われる1時間あたりの賃金額に25%の割り増しをした普通残業手当を支払う。
3. 法定労働時間内の所定労働時間外労働をした場合には、当該所定労働時間外労働時間につき、通常支払われる1時間あたりの賃金額を支払う。
4. 第1項前段の規定による労働が、午後10時から午前5時の間に行われた場合には、その時間につき通常支払われる1時間あたりの賃金額に50%の割り増しをした深夜残業手当を支払う。
5. 第1項及び第2項に規定する時間外労働及び次条第2項に規定する休日勤務（労働基準法に規定する法定時間外労働に該当する部分に限る）の時間数の合計が1カ月45時間又は1年360時間を超えるものである場合には、その超える時間における割増賃金の計算は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、下記のとおりとする。なお、本項にいう1カ月とは、各賃金計算期間の初日を起算日とする暦による1カ月、1年とは毎年5月1日から4月末日までの1年を意味する。
 - 1) 1カ月45時間を超え、又は1年360時間を超える時間外勤務：特残手当A
(ただし、次号に該当する場合を除く)
通常支払われる1時間あたりの賃金額 × 25%
 - 2) 1カ月60時間を超える時間外勤務：特残手当B
通常支払われる1時間あたりの賃金額 × 50%
6. 前項各号に該当する労働が、午後10時から午前5時の間に行われた場合には、それぞれ該当する前項各号に規定する割増率に、25%の割り増しをした特別深残手当（特深残手当A、特深残手当B）を支払う。
7. 特残手当等の給与計算処理に関しては、第1項及び第2項に規定する時間外労働及び次条第2項に規定する休日勤務の時間数の合計から、それぞれ1カ月は45時間又は60時間、1年は360時間を控除して得た時間数をもとに計算する。なお、この場合、本条及び次条に規定する手当は、特残手当等の支給対象となる時間数を控除（控除可能な時間数のあるものから順に）して計算するものとする。

第6条 (休日出勤手当等)

1. 法定休日に勤務した場合には、その時間数につき通常支払われる1時間あたりの賃金額に35%の割り増しをした法定休日手当を支払う。ただし、休日の振替をした場合にはこの限りではない。
2. 法定休日以外の休日に勤務した場合で1週間の労働時間40時間を超える場合（1月

単位の変形労働時間制の場合には、週予定労働時間を超える場合）には、通常支払われる1時間あたりの賃金額に25%の割り増しをした休日勤務手当を支払う。

3. 法定休日以外の休日に勤務した場合で1週間の労働時間が40時間を超えない場合には、通常支払われる1時間あたりの賃金額の法内休日手当を支払う。ただし、1日8時間を超過する時間分については、前条に定める普通残業手当として支給する。

第7条 (深夜勤務手当)

午後10時から午前5時までの間に労働した場合には、通常支払われる1時間あたりの賃金額の25%の深夜勤務手当を支払う。

第8条 (通常支払われる1時間あたりの賃金額)

1. 通常支払われる1時間あたりの賃金額は、以下の計算式により算出する。
 - 1) 基本給が日給月給制で支払われる職員
$$\text{基準内賃金（職務手当、管理者手当を除く）} \div \text{年平均の月間所定労働時間}$$
 - 2) 基本給が日給制で支払われる職員
$$\text{基本給} \div \text{その者の所定労働時間}$$
 - 3) 基本給が時間給制で支払われる職員
$$\text{基本給} \times 1 \text{ 時間分}$$
2. 前項の年平均の月間所定労働時間は、当分の間、176時間00分とする。

第9条 (適用除外)

管理監督者については、前条までの時間外、休日及び深夜に労働した場合に支払われる賃金のうち、深夜勤務手当を除き、支給しない。

第10条 (通勤手当)

1. 通勤手当は、最も経済的な方法及び経路による自宅から法人までの実費相当額を支給する。ただし、非課税限度額を上限とする。ただし、自転車通勤のものについては、月額2000円を上限とする。
2. 職員は入社及び住居を変更した場合には、通勤経路申告書（社内様式）により、通勤経路を法人に報告しなければならない。
3. 近傍地（通勤距離2km未満）に住所又は居所がある者については、通勤手当は支給しない。
4. 不就労日が6日以上ある場合には、第12条第2項に規定する計算方法により日割り支給する。

第11条 (特別な手当)

本章に定める手当のほか、特殊な勤務又は特殊な技能を有する者に対し、特殊手当を支給することがある。手当名称及び額はその都度定める。

第4章 控 除

第12条 (欠勤控除)

1. 日給月給制の職員が欠勤をした場合には、以下の計算式で日割り計算した額を控除する。

$$\frac{(\text{基準内賃金} + \text{特別な手当(月額の場合に限る、以下同じ)})}{\div \text{年平均の月間所定労働日数}}$$

2. 前項の日数は、当分の間22日とする。

第13条 (遅刻早退控除)

1. 日給月給制及び日給制の職員が遅刻又は早退をした場合には、以下の計算式により計算した額を控除する。

$$\frac{(\text{基準内賃金} + \text{特別な手当})}{\div \text{年平均の月間所定労働時間}} \times \text{遅刻早退時間}$$

2. 前項の場合には、第8条2項の規定を準用する。

第14条 (代休控除)

1. 日給月給制の職員が代休を取得した場合には、以下の計算式で日割り計算した額を控除する。

$$\text{基準内賃金} \div \text{年平均の月間所定労働日数} \times \text{代休日数}$$

2. 前項の場合には、第12条2項の規定を準用する。

第5章 賃金の計算、支払

第15条 (賃金の計算期間及び支払日)

1. 賃金は、毎月月末日に締め切り、翌月10日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときはその前営業日に支払う。なお、支給日から締切日までの間に、既に支払った賃金以外の発生した賃金がある場合には、その額については翌月に支払う。
2. 計算期間の途中で採用され、又は退職した場合の賃金は、年平均の月間所定労働日数を基準に、以下の式により日割計算して支払う。

$$\text{基本給(日給月給)、その他月額で支給される手当} \div 22 \text{日} \times \text{出勤日数}$$

第16条 (賃金の支払いと控除)

1. 賃金は、職員に対し、通貨で直接その全額を支払う。但し、職員各個人の同意がある場合には、その指定する金融機関の口座(証券総合口座を含む)に振り込むことにより賃金を支払うものとする。
2. 次に掲げるものは、賃金から控除するものとする。

- 1) 源泉所得税
- 2) 住民税
- 3) 健康保険（介護保険を含む）及び厚生年金の被保険者負担保険料
- 4) 雇用保険料被保険者負担分
- 5) 職員代表との書面による協定により賃金から控除することとしたもの

第6章 昇給及び降給

第17条 （昇給及び降給）

1. 昇給及び降給は、毎年1回4月に前年度における貢献度、能力の伸長具合、役割期待等に基づき、基本給について行うものとする。ただし、法人の業績の著しい低下その他やむをえない事由がある場合にはこの限りではない。
2. 前項のほか、特別な必要がある場合は、臨時に昇給及び降給を行うことがある。
3. 昇給及び降給額は、各人毎に決定する。

第7章 臨時の賃金等

第18条 （休暇等の賃金）

1. 年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。
2. 産前産後の休業期間、母性健康管理のための休暇、育児・介護休業法に基づく育児休業及び介護休業の期間、看護休暇の期間、育児時間、生理日の休暇の期間は、無給とする。
3. 特別休暇の期間は、第1項の賃金を支給する。
4. 休職期間中は、賃金を支給しない。

第19条 （休業手当）

法人の都合により職員に休業を命じた場合には、労働基準法第12条に定める方法により計算した平均賃金の60%の休業手当を支給する。

第20条 （一部就労した場合）

前条につき、一部労働し、その時間分の賃金が支払われた場合の計算については、労働基準法に定めるとおりとする。

第21条 （賞 与）

1. 賞与は、原則として毎年12月及び3月の支給日現在在籍する職員に対し、理事会の

承認を得た上で支給する。

2. 前項の賞与の額は、法人の業績及び職員の人事考課結果等を考慮して各人毎に決定する。

第8章 その他

第22条 (不正受給者への措置)

1. 職員が虚偽の届出をし、又は変更の届出を怠る等、不正に諸手当の支給を受けたと法人が認定した場合には、これを返納させ、あるいは法人が適当と認める期間、諸手当の全部又は一部を支給しない。
2. 前項の場合における不支給期間は、不正受給額に達するまでの期間とする。但し、6ヶ月を超えることはない。

第23条 (非常時払)

以下に掲げる場合の費用に充てるため職員から請求があった場合には、第18条に定める支払日前であっても、既往の労働に対する賃金を支給する。

- 1) 職員の結婚、出産、疾病、災害又はやむをえない事由による1週間以上の帰郷
- 2) 職員の収入によって生計を維持する者の結婚、出産、疾病、災害又はやむをえない事由による1週間以上の帰郷

付 則

1. この規程は平成25年4月1日から施行する。
2. この規程を改廃する場合は、全職員の過半数を代表する者の意見を聴いてこれを行なうものとする。
3. 第5条第5項、6項、7項の規程は、法律上平成22年4月1日改正労働基準法第37条第1項の適用が猶予されている間は適用せず、同法の完全施行により当法人にも適用されることとなる日をもって当然に適用する。

文書管理規程

特定非営利活動法人ボランタリーネイバーズ

事務局規程第8条の規定に基づき、この法人の文書管理について、次のとおり定める。

- 1 文書の整理及び保管は、原則として、当該文書に係る事務を行う部署において行う。
- 2 文書の起案は、各部において行い、起案した文書は、決裁権者の決裁を受けるものとする。
- 3 文書の保存期間は、原則として、表に定めるとおりとする。表に記載のない文書については、類似の文書を参考とし、理事長が指名した文書管理責任者と各部署が協議の上、確定する。

（表）

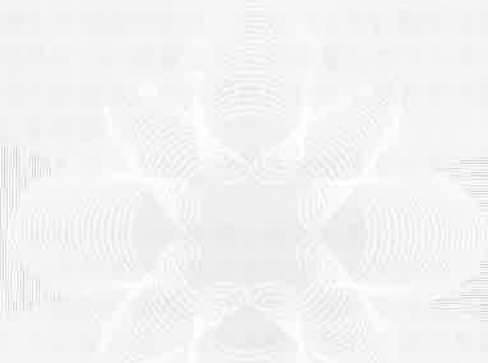
保存期間	書類	（関連）
2 年	健康保険・厚生年金保険に関する書類	（健保規）
	雇用保険に関する書類	（雇保規）
3 年	賃金台帳	（労基法）
	労働者名簿	（労基法）
	雇入れ・解雇・退職に関する書類	（労基法）
	賃金その他労働関係の重要書類（労働時間を記録する出勤簿など）	（労基法）
	労災保険に関する書類	（労災規）
	労働保険の徴収・納付等の関係書類	（徴収規）
	建造物等の火災保険に関する書類	
4 年	雇用保険の被保険者に関する書類	（雇保規）
5 年	健康診断個人票	（安衛則）
	事業報告書、役員名簿、社員名簿	（NPO 法）
	源泉徴収簿	
	課税仕入等の税額の控除に係る帳簿、請求書等（5 年経過後は、帳簿または請求書等のいずれかを保存）	経理規程
10 年	総会議事録、理事会議事録	
	監査報告書	経理規程
	事業計画、予算に関する書類	
	総勘定元帳、取引に関する帳簿（仕訳帳、現金出納帳、固定資産台帳、未収・未払金台帳等）	経理規程
	現金の収受、払出し、預貯金の預入れ・引出しに際して作成された取引証憑書類（領収書、預金通帳、借用証など）	経理規程
	取引証憑書類（請求書、注文請書、契約書、見積書、仕入伝票など）	経理規程
	電子取引の取引情報に係る電磁的記録（取引に関して受領または交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項の記録）	経理規程
永久	定款の制定および改廃に関する書類、規約類等	
	登記・訴訟関係書類等	
	活動計算書、貸借対照表、財産目録及び財務諸表の注記	経理規程
	知的所有権に関する関係書類（特許証や登録証、特許料や登録料の受領書など）	
	重要な権利や認可、財産の得喪等に関する文書	
	重要な契約、協定および覚書に関する書類	
	会報誌、重要刊行物（年間活動報告書「アニュアルレポート」、研究レポート「ボラネイキャラバン」）	
	会員名簿および加入退会に関する書類	
	外部諸団体に関する加入書類	

履歴事項全部証明書

名古屋市東区東桜二丁目18番3号
特定非営利活動法人ボランタリーネイバース

会社法人等番号	1800-05-005415	
名 称	特定非営利活動法人ボランタリーネイバース	
主たる事務所	名古屋市東区東桜二丁目18番3号	
法人成立の年月日	平成13年6月28日	
目的等	目的及び業務 この法人は、市民活動の豊かで健全な発展と地域住民をはじめ広汎な市民各層の参加による市民主体のまちづくりを実現するため、市民活動団体の設立、運営に関する相談や研修、まちづくりに関する調査研究や政策提言、情報提供、交流促進などの事業を人々の善意とボランタリー精神をもって行い、行政、企業、市民が参画しそれぞれの責任を果たす市民社会の実現と市民公益に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) まちづくりの推進を図る活動 (2) 特定非営利活動促進法第2条別表第1号から第11号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 1) この法人は上記の活動に係わる次の事業を行う。 ①まちづくり及び市民活動団体に関する研修事業 ②まちづくり及び市民活動団体に関する知識の普及啓発、情報提供事業 ③まちづくり及び市民活動団体に関する調査研究、政策提言事業 ④まちづくり及び市民活動団体に関する相談、助言事業 ⑤まちづくり及び市民活動団体に関する人材交流、ネットワーク促進事業 ⑥市民活動団体等の事務局代行事業 2) その他の事業 ①ホームページやCATV放送、出版図書などでの広告など請負業 ②OA機器や事務機器等の共同購入による物品販売業 ③パソコンなどのOA機器や事務機器等の物品貸付業 平成25年10月10日変更 平成25年10月24日登記	
役員に関する事項	 <u>理事</u> <u>中 尾 さ ゆ り</u> <u>理事</u> <u>中 尾 さ ゆ り</u>	令和 2年 6月21日就任
		令和 2年 6月25日登記
		令和 4年 6月19日重任
		令和 4年 7月 1日登記
登記記録に関する事項	設立 平成13年 6月28日登記	

名古屋市東区東桜二丁目18番3号
特定非営利活動法人ボランタリーネイバーズ



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 6年 1月15日
名古屋法務局
登記官

藤 田 光 信



2020 (R2) 年度事業報告

自 2020年5月 1日
至 2021年4月30日

一 概要報告

- 1 はじめに 2
- 2 第4期（2018～2021）中期重点テーマへの取り組みの進捗 2

二 各部事業報告

- 1 研修事業 4
- 2 啓発・情報提供事業 9
- 3 調査研究・提言事業 11
- 4 相談・助言事業 15
- 5 人材交流・ネットワーク促進事業 21
- 6 市民団体等事務局支援事業 23

三 組織管理運営及び会議の開催

- 1 組織管理運営 26
- 2 機関・会議運営について 26

— 概要報告

1 はじめに

2020年度は、本法人の理念「よい社会は市民がつくる」を実現する上での4つの柱立てを整理し、昨年度設定した中期重点計画（2018～2021年）の3年目となり、重点テーマの事業化に着手しました。

以下、各テーマを踏まえて、進行状況を確認し、2020年度の活動状況を振り返ります。

2 2020年度の取り組み概要

①研修事業

- ・自治体のNPO支援や協働促進へのサポートは、刈谷市・岡崎市に加えて、清須市で継続し取り組みました。休眠預金制度について、地域の団体が同制度の活用検討する機会を設けました。

②啓発・情報提供事業

- ・ICTの進歩に対応するため専門家と連携しながら、マネジメントの改善にも取り組みました。
- ・市民社会に関わる共通のテーマに関する意見交換・相互学習の機会を設け、ウェブ会議の仕組みも活用しながらリアルな情報交流に取り組みました。

③調査研究・提言事業

- ・NPOが大学・企業・行政など多様な主体と連携・協働を進める上で、ニーズを把握するアンケート、先進事例のヒアリング調査、有識者による委員会等による意見交換を行い、提言としてまとめ調査報告書を発行しました。
- ・新型コロナウイルス感染症によるNPO活動や活動の対象となる方への影響に関して、2020年4月に調べた緊急調査の結果をとりまとめ共有した他、持続化給付金の申請手続き、委託事業への影響に対する対応などの学習会を行い、レポートとして発信しました。

④相談・助言事業

- ・新型コロナウイルス対応緊急支援助成（コロナ枠）を活用し、東海地域のNPO支援組織と継続的に情報共有を進めています。また、学習会・活動相談会では参加者同士の学びあいの場が育まれています。
- ・新たに「市民活動センターアウトリーチ研修」として、団体ヒアリングやアウトリーチ活動に関する研修会を開催しました。

⑤人材交流・ネットワーク促進事業

- ・県内複数の処理加工施設と連携し、愛知産シカ肉の利用率の向上を目的に輸送体制確立の実証に取り組んだ他、シカ肉のブランド力を強化し消費拡大につなげる取組を行いました。
- ・中小企業診断士とNPOが相互理解を深めることを目的に、NPO支援キックオフミーティングを開催しました。

⑥市民団体等事務局支援事業

- ・昨年度より、活動拠点整備事業として事務所機能の提供を始めました。理事会・総会の会場提供や決算支援など法人運営に関する業務支援につながりました。引き続き、（特）あいち福祉ネット事務局業務を引き続き支援したほか、「NPO法人会計力検定」開催支援業務に取り組みました。

3 第4期(2018～2021)中期重点テーマへの取り組みの進捗

【1】「市民公益活動の持続可能なマネジメント」「NPO活動の意義や価値の発信」の支援

- ・「社会的インパクト評価」手法を活用した取り組みの継続として、愛知県「資金調達セミナー」を開催し、休眠預金制度の活用検討する機会を設けました。また、行政書士・中小企業診断士等専門家と連携して「第三者組織評価」を活用した支援に取り組みました。
- ・「NPO承継センター」では、コロナ禍の影響で組織や事業の見直しが迫られる中、組織基盤強化の助成金の活用を通じて、中小企業診断士等専門家と連携して伴走支援を実施しました。
- ・連携協働調査を通じて、多様な主体との協働促進にむけてNPOの意義や価値の発信がコーディネートにおいて重要であることが確認できました。
- ・事務局支援業務では、活動拠点の提供により、法人運営業務の支援へと包括的な支援を実施できました。

【2】地域密着型の間接支援組織と連携した「草の根の市民活動の活性化」

- ・市民活動センター人材育成として、アウトリーチをテーマに研修を行いました。また、愛知県NPOと行政の協働のための実務者会議に参画し地域密着型の間接支援組織に重要なテーマについて協議・共有しました。
- ・コロナ禍で活動を制限された市民活動へ、オンラインを活用した継続・展開の工夫や、新しいツールを活用した活動スタイルへの移行の学び合いやサポートに取り組みました。
- ・地域課題の解決にむけて、多様な主体との協働を促進するため、NPO、企業や大学との協働・連携に関する調査を、2つのNPOと協働で行いました。

【3】地縁力を再生し、新しい地域経営のあり方を築く「地域力コーディネート」

- ・刈谷市・共存・協働のまちづくり推進支援事業では、市民コーディネーター育成や市民主体で運営する語り合いの場の運営支援に継続して取り組みました。この運営支援の経験を応用しつつ、他市での協働のまちづくりを支援する機会も生じています。
- ・「ジビエ販路拡大事業」を通して、地域の処理施設と連携して取り組みました。複数の事業所が連携することが効率よい運営につながることを実証実験から確認できたとともに、調整（コーディネート）の役割が求められると提言されました。

【4】市民公益活動に関わる経験・情報を、資源化してつなげる「情報循環」

- ・「新型コロナウイルス感染症」に関する支援情報や補助金助成金など新たな動きに関して、全国・県域のネットワークに参画し、県内の自治体や支援センターに役立つ情報を収集・発信しました。
- ・ICTの進歩に対応するため、専門家と連携したマネジメントの改善に着手しました。
- ・「新型コロナウイルス感染症によるNPO活動への影響調査」結果をもとに見いだされた課題に関して、学習会や活動相談会の実施を通して、参加者が持ち寄る情報循環の取組を始めました。

二 各部報告

ボランティアネイバーズ（VNS）は、定款に基づく「研修」「啓発・情報提供」「調査研究・提言」「相談・助言」「人材交流・ネットワーク促進」「事務局支援」の6つの事業分野を持ちます。個別の事業は、この6つの要素を複合的に持っていますが、主要要素・ねらいによって分類しています。

以下、各部の報告をします。

1 研修事業

- 2020年度は、コロナ禍により多くのNPO・まちづくり活動が影響を受けました。複数人による意見交換やグループワークなどは大きく制限を受け、コミュニケーションの機会は減っています。そうした中で研修事業においては、オンライン、及び、オンラインとリアル併用の活用により、学び合いの機会を維持することに努めました。最小限の回数、短時間での開催、参加人数の制限、対面での話し合いを回避など、プログラムの変更があり、内容に影響を及ぼしていたり、リアルでの研修に比べて不足する要素も出てきますが、その課題を把握整理しつつ、様々な状況下でも研修を行い続けるための知恵を紡いでいきたいと思います。逆に、県単位の広域的な事業では、オンラインだから参加できたと裾野の広がりも生まれました。【テーマ①市民公益活動の持続的なマネジメント】
- 草の根の市民活動こそコロナ禍の影響が大きく、活動の停滞が懸念されます。オンラインの導入や情報ツールの活用など、活動を継続・展開させる工夫が求められています。実際の集まりが制限されるなか、情報共有や水平展開の新ツールが次々開発普及しつつあり、それらを活かした情報循環の可能性も検討する必要があります。コロナ禍が収束したとしても、これらの新しいツールは市民活動や研修事業のスタイルを変えていく可能性があると考えられます。【テーマ②草の根の市民活動の活性化、④経験情報を資源化してつなげる「情報循環」】
- 休眠預金制度による事業が2020年度に本格スタートしました。これに対し、「難しそう」と思われがちな同事業について、申請・実施する際の団体の体制づくりや、資金分配を行う団体による伴走支援など具体的事例を紹介する機会を設け、地域の市民活動団体が同制度の活用検討する機会を設けました。【テーマ①市民公益活動の持続的なマネジメント、④経験情報を資源化してつなげる「情報循環」】
- 刈谷市において共存・協働のまちづくりに10年余り取り組み、市民コーディネーターの活躍など成果を積み上げてきました。そうした支援の経験が、他市町村で市民協働を進める際に活かせる実感があります。地域の土壌によって様々に進められていく協働のまちづくりについて、経験交流する場も今後作っていけるとよいと考えています。【テーマ②「地域力コーディネート」】

事業名	実施形態・備考		頁数
NPO・まちづくり講師派遣	自主事業	行政・民間に派遣	5
インターン受け入れ	自主事業		5
NPO資金獲得セミナー	委託事業（公共）	愛知県	6
刈谷市共存・協働のまちづくり推進支援業務 ・「つなぎの学び舎・基礎編」支援業務 ・委員会運営、「しゃべり場」運営支援 ・「協働のまつり場」運営支援	委託事業（公共）	刈谷市	6
清須市市民協働推進支援業務	委託事業（公共）	清須市	8
岡崎市市民協働実務担当者職員研修業務	委託事業（公共）	岡崎市	8

1-1 研修／自主事業

事業名	実施時期	実施場所	事業規模（円）
NPO・まちづくり講師派遣	通年	県内市町村	555,337
	実施形態	自治体・団体より依頼（委託事業含む）	

【目的・ねらい】

市民団体・行政・企業等が行うまちづくりイベント等のコーディネート、企画運営に関する助言や講師等の紹介及び派遣を行うこと。

【事業内容】

A: 公的機関及び外郭団体…計3件

	講師派遣先／講義テーマ	日 時	派遣者名
(1)	愛知県／NPOマネジメントスクール「今知っておくべき税務の仕組み」	1/7 (木)、1/28 (木)	中尾さゆり
(2)	半田市／まちひろ協力隊連絡会議ファシリテーター業務委託 講師：三矢勝司さん（(特)岡崎まち育てセンター・りた）	1/12(火)、2/4 (木)	青木研輔 中尾さゆり
(3)	津島市／夢まちづくり提案事業説明会・助成金講座	3/6(土)	遠山涼子

B: 民間団体…計8件

	講師派遣先／講義テーマ	日 時	派遣者名
(1)	東海市民社会ネットワーク／「新型コロナウイルスによる影響に対して市民社会は何ができるか」【オンライン】	6/14(日)	青木研輔
(2)	国際交流基金日米センター／いまアメリカを考える、アメリカと考える 第2回「市民セクターから考える、日米の絆」【オンライン配信】	12/4 (金)	三島知斗世
(3)	ヤフー株式会社／防災に関するヒアリング	12/8 (火)	中尾さゆり
(4)	(特)レスキューストックヤード／災害ボランティアセンター合同研修【オンライン】	1/30 (土)	青木研輔
(5)	(特)中部プロボノセンター／第8期プロボノメンバー育成研修「NPOの基本 社会的役割と現状」	12/19 (土)	三島知斗世
(6)	ぎふ NPO・生涯学習プラザ／「世代交代・思いをつなぐ NPO／市民活動の事業承継セミナー」	3/8 (月)	中尾さゆり
(7)	ワクティブこまき／「想いをカタチに！助成金はじめて講座」	3/20 (土)	水野真由美
(8)	瀬戸まちの活動センター／「なるほどザ学習会『これからの助成金申請を考える』」	3/25 (木)	中尾さゆり

事業名	実施時期	実施場所	事業規模（円）
インターン受け入れ	7月～3月	本法人事務所他	0
	実施形態	自主事業	

【目的・ねらい】

本法人の業務体験や研修・相談等の機会を通して、愛知県内の自治体とNPOとの相互理解を深め、協働のまちづくりを促進すること。

【事業内容】

講座や研修会の運営、ブログレポーター等の業務、事務局運営全般を担当していただいた。

●(特)イカオ・アコ職員 木村容子さん 受入期間：7月～3月

※愛知県現場体験型研修（採用2年目職員）名古屋市NPO派遣研修は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。

【総括・評価】

事務局業務の体験の場を提供することができた。経験交流の機会として人事交流につなげたい。

1 研修事業

1-2 研修／受託契約事業(公共部門)

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
NPO資金獲得セミナー	8月～11月	あいちNPO交流プラザ他	570,570
	委託団体	愛知県(社会活動推進課)	

【目的・ねらい】

休眠預金制度の助成事業の実行プロセスを指定活用団体、資金分配団体のプログラムオフィサー(PO)や実行団体から聞くことで休眠預金助成活用のイメージをNPOが掴むこと。

【事業内容】

資金の獲得を検討しているNPOやNPO支援者を対象に

休眠預金を活用した助成について学ぶセミナーをオンラインで開催した。

●10/7(水)13:30～16:30 ●参加者: 62名 ●本会場: あいち NPO 交流プラザ

●サテライト会場: 刈谷市民ボランティア活動センター／ワクティブこまき

●講師: 吉田武志さん ((一財)日本民間公益活動連携推進機構(JANPIA)企画広報部長)

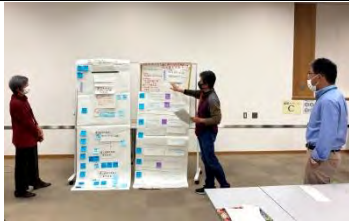
●事例報告: 三島知斗世さん ((一財)中部圏地域創造ファンドプログラムオフィサー)

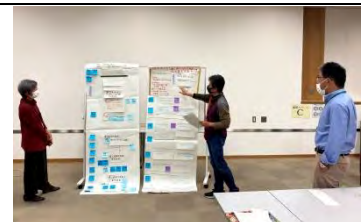
服部文さん ((一社)仕事と治療の両立支援ネットーブリッジ代表)

【総括・評価】

・実際に休眠預金助成の制度運営に携わっている財団と地域で資金分配をおこなっている財団、助成を受けている実行団体の3者から話を聞く機会をつくることで地域のNPOが実際に休眠預金助成を活用するために必要なことについて学ぶ機会を創出することができた。



事業名	実施時期	実施場所	事業規模（円）
刈谷市 共存・協働のまちづくり推進支援業務 「つなぎの学び舎・実践編」	5月～3月	刈谷市民ボランティア活動センター他	3事業で 5,684,250
	委託団体	刈谷市（市民協働課）	
【目的・ねらい】			
●「つなぎの学び舎」共存・協働のまちづくり促進のため、参加や連携を促進する、まちづくりコーディネーター“つなぎびと”を市民の中で育むこと。 ●「まちコ交流会」まちづくりコーディネーター(まちコ)が情報・経験を共有すると共に、心得やスキルを学び、地域ニーズに応える力をつけること。			
【事業内容】		※全体ファシリテーター：藤森幹人（VNS／まちづくりコンサルタント）	
第5期 実践編「まちづくり活動お助け隊コース」 回数 / 月日 / テーマ・講師			
1	9/26(土)	「まちづくりコーディネート」とは （塚本裕草さん）	
2	10/22(木)	相談・取材での「話の聞き方」 （米田正寛さん）	
3	11/7(土)	イベントの準備をサポートするには （池田哲也さん）	
実習	11～12月（随時）	まちづくり活動の取材・レポート作成	
4	12/15(火)	ボランティア・助っ人募集をサポートするには （織田元樹さん）	
5	1/23(土)	レポート発表会・修了式	
まちコ交流会 回数 / 月日 / テーマ			
1	1/30(土)	ミニ講座「オンラインの会議をスムーズに行うコツ」／大野裕史さん 意見交換「まちコブランドを自由に発想してみよう！」 参加者：7名	
【総括・評価】			
・第5期学び舎実践編は、コロナの影響により「みんなの対話お助け隊コース」は次年度開催となった。開催できたコースは7名の申込があり、全員が修了、まちコに登録した。			
・感染防止のため初めて完全オンライン開催を行った。やむを得ない状況を後ろ向きでなくチャンスにとらえるテーマ設定で話し合い、参加者は話し合いの新しい可能性を体験する機会となり成功した。			



事業名	実施時期	実施場所	事業規模（円）
刈谷市 共存・協働のまちづくり推進支援業務 委員会運営、「しゃべり場」運営支援	5月～3月	刈谷市役所他	3事業で 5,684,250
	委託団体	刈谷市（市民協働課）	
【目的・ねらい】			
●委員会運営支援 「刈谷市 共存・協働のまちづくり推進基本方針」の推進に向けて、まちづくりに取り組む様々な主体が協議し、主要な取り組みを生み出していくための支援を行うこと。			
●しゃべり場運営支援 市民が刈谷のまちを「自分ごと」として捉え行動する一歩として語り合うための場を市民主体で運営すること。			
①共存・協働の まちづくり 推進委員会 の運営支援	○委員：16名、委員長：昇秀樹さん（名城大学教授） ○全体会議2回、夢ファンド部会4回、コーディネーター部会2回を実施。 ・夢ファンド部会では、まちづくり活動支援事業補助金（3件の申請と採択）の募集と審査会運営、募集PR方法を検討した。 ・コーディネーター部会では、市民団体への新型コロナウイルス感染症による活動への影響調査の実施、結果の検討及び、まちコのチーム編成について検討した。		
②わがまちの しゃべり場 運営支援	○「わがまちのしゃべり場 13 NO 密で濃密なしゃべり場～コロナ禍だけど、みんなどうしてる？～」と題し、コロナ禍により初のオンライン開催とした。「あなたの私の新しい生活様式」「今だからこそその楽しみ方」「コロナで生まれたピンチとチャンス」という小テーマに分かれておしゃべりする場を開催した。 ●2/7(日) ●参加者：18名		
【総括・評価】			
・感染防止対策として中止した募集説明会・実績報告会に代えて、募集PR動画を制作し、Youtubeで配信した。対面開催時に足を運べない方へも広く募集情報を届けることができた。			
・感染防止のため初めて完全オンライン開催を行った。やむを得ない状況を後ろ向きでなくチャンスにとらえるテーマ設定で話し合い、参加者は話し合いの新しい可能性を体験する機会となり成功した。			

※行政職員研修「共存・協働のまちづくり講座」は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止とした。

事業名	実施時期	実施場所	事業規模（円）
「協働のまつり場」運営支援	5月～3月	刈谷市役所	3事業で 5,684,250
	委託団体	刈谷市（市民協働課）	
【目的・ねらい】 市民（NPO・地域団体等含む）と行政の実務者が意見交換を行うことで、課題認識や目指す目的の共有を図り、協働のあり方を展望すること。			
【事業内容】 過年度に「市民協働診断シート」で協働の状況を把握した中から、次期の「刈谷市食育推進計画」策定にあたり、「食まるファイブ」を活用した施策を様々な視点から検討するべく、まつり場を開催した。 ●テーマ・主担当課 「食まるファイブを活用して青年層に食育をPRするには」（農政課） ●実施日・参加者数：9/28（月）、10/13（火） 各回 市民：4団体5名、行政：4課5名 ●ファシリテーター：藤森幹人			
【総括・評価】 ・食育の中で「20代男性の朝食欠食」という課題に対する効果的なPR活動を検討した。意見交換の中から、青年層に関心の高い「アウトドア」「人気レストラン」といった切り口を使うこと、また、面白みのある啓発動画を市民の手で作ри、発信者を増やす取組などが検討された。若者を含む市民と意見交換をしたことで、当事者の立場にたって情報発信を工夫する大切さを再確認したという評価があった。			

1 研修事業

事業名	実施時期	実施場所	事業規模（円）
清須市市民協働推進支援業務	11月～3月	清須市役所他	479,050
	委託団体	清須市（企画政策課）	

【目的・ねらい】

市民・市民団体・企業・学校等と行政が、連携・協力できる環境づくりに向けて交流の場づくりを行うこと。市職員に対して、「協働」についての意識醸成を図ること。



【事業内容】

前年度に初めて行った交流の場＝「協働テラス」の経験を踏まえ、「清須に住んで良かった」と感じる市民が増えていくために、協働テラスの方向性（テーマ有りが無しか）を2回のミーティングを行い検討した。協働テラスの大テーマ「清須のまち、川、私たち」と、3つの具体的なテーマを担当するメンバーが決まり、2021年夏ごろに開催する予定である。

- 協働テラス・企画運営ミーティング：12/17（木）15名、3/2（火）9名 ファシリテーター：藤森幹人
- 職員研修：2/9（火）午前・午後 講義「市民協働をマイプランに」 講師：三島知斗世（VNS）

【総括・評価】

- ・協働テラスは、清須のシンボルである川と市民活動を軸に、「交流・健康」「歴史・文化」「自然・清掃」の3テーマを設け、テーマの相乗効果から新たな視点が加わるような場という方針が見出せた。運営の担い手が負担を感じない範囲で主体的に関われる役割分担メニューを工夫し、色々な市民が関われるような状況を目指したい。また、市職員から協働テラスを呼びかけるような意識醸成も図っていく。

事業名	実施時期	実施場所	事業規模（円）
岡崎市市民協働実務担当者職員研修業務	12月～3月	岡崎市役所	299,956
	委託団体	岡崎市（市民協働推進課）	

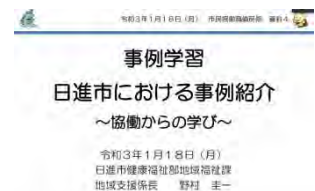
【目的・ねらい】

市民協働に関する職員の知識を高め、意識を醸成すると共に、市民協働の取組の課題への対応策を学ぶことを通して、市民協働の推進を図ること。

【事業内容】

「協働」の基本についてのレクチャーと、他市の事例として、日進市健康福祉部地域福祉課地域支援係長の野村圭一さんによる事例を3事例ご紹介いただき、さまざまな日常業務の中で多様な主体との連携・協働が可能であることを学んだ。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、愛知県にも緊急事態宣言が発せられたことを受け、集合型研修から動画視聴及び資料の配布という形に変更することとなった。

- 動画収録 3/4（木）
- 動画視聴期間 3/8（月）～3/18（木） ●参加者：40名（実務担当職員）
- 基本レクチャー：水野真由美（VNS、Nagoya コミュニティ研究所）
- 事例発表：野村圭一さん（日進市健康福祉部地域福祉課地域支援係 係長）



【総括・評価】

- ・今回は動画視聴という形になったが、アンケート結果によると、全体を通して89.4%が有意義であった（◎または○）と回答している。特に事例紹介については、97.4%が参考になった（同上）と回答しており、実際の他市での取組事例は、本市に置き換えてイメージしやすかったと考えられる。しかしながら、動画視聴形式となったため、例年取り入れているグループでの話し合いやワークショップを行うことが叶わず、コロナ禍における研修のあり方も課題として残った。

2 啓発・情報提供事業

- NPO・まちづくりの理解・参加のための情報、先進事例やNPOの全国的動向などの情報を提供・共有することを目的にしています。
- NPOや企業、行政などから提供される書籍、パンフレット等を「ライブラリー」として蓄積しています。
- E-Mailなどで送られてくるNPOに関連する「情報」をホームページやE-Mail、SNSで発信しています。こうしたツールを用いてボランティアネイバーズの活動のほか、NPOのための新型コロナウイルス対応に役立つ情報も紹介しています。また、ICTの進歩に対応するため専門家と連携しながら、ビジネスコミュニケーションツールやクラウドサービスを活用したマネジメントの改善にも取り組んでいます。【テーマ④経験・情報を資源化してつなげる「情報循環」】
- 市民社会に関わる共通のテーマに関心のある参加者が集まり、意見交換し相互に学習する機会を新たに設け、ウェブ会議の仕組みも活用しながらリアルな情報交流にも取り組んでいます。【テーマ②草の根の市民活動の活性化】

事業名	実施形態・備考		頁数
情報発信事業／ウェブサイト改修	自主事業		9
テーマ持ち寄り型学習「ドデスカ勉強会」	自主事業		10
あいちNPO交流プラザポータルサイト保守管理業務	委託事業（公共）	愛知県	10

2-1 啓発・情報提供／自主事業

事業名	実施時期	実施場所	事業規模（円）
情報発信事業／ウェブサイト改修	通年	本法人事務所	5,000
	実施形態	自主事業	

【目的・ねらい】

市民活動・まちづくりに関する理解、参加促進、運営力向上のため、有益な情報を提供すること。

【事業内容】

- ・ イベント・研修情報、市民参加の促進、行政との協働、助成金情報などについて、ホームページやブログ、SNSに掲載、E-Mail発信、ダイレクトメール送付等を実施した。
- ・ インターネット環境の変化に対応するためスマートフォンやタブレット、SNSに最適化したホームページへリニューアルし、公開した。
- ・ イベント・研修情報の発信、日常の活動の様子の紹介、ユーザーとの交流に取り組んだ。

●ホームページアクセス件数（45,000）、Facebookページ（597いいね）、Twitter（276フォロワー）

【総括・評価】

- ・ NPO・まちづくりの理解・参加のための情報、先進事例やNPOの全国的動向などの情報を収集し、ホームページ等で適切なタイミングで情報発信を行うことができた。SNS（Twitter、Facebookページ）を通じて積極的な発信を行うことで、前年度以上のフォロワー、いいねを獲得した。

The image shows a collage of digital content. On the left is a screenshot of the 'NPO法人ボランティアネットワーク' (NPO Volunteer Network) website, featuring a colorful illustration of people and the text 'おひさまを 育てよう' (Let's raise the sun). To the right are two screenshots of social media posts. The top one is a tweet from the same organization, dated 2019/12/10, with 276 retweets and 153 likes. The bottom one is a Facebook post from the same organization, dated 2019/12/10, with 597 likes. The posts are in Japanese and mention various volunteer activities and events.

2 啓発・情報提供事業

事業名	実施時期	実施場所	事業規模（円）
テーマ持ち寄り型学習 「ドデスカ勉強会」	通年	本法人事務所	0
	実施形態	自主事業	

【目的・概要】

市民活動・まちづくり活動に携わる主に中間支援組織・行政職員が主体となり、関心や問題意識のあるテーマを持ち寄り、情報交換や議論を通して学びの機会を提供する。

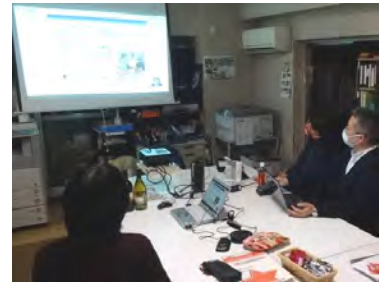
【事業内容】

- ・8/7（金） 第13回「あいちビジョン」参加者：9名
- ・12/4（金） 第14回「日米の非営利セクター」参加者：11名

講師：青木孝弘さん（VNS評議員）、三島知斗世

【総括・評価】

第13回「あいちビジョン」に関して、様々な立場の方からご意見をいただき、県のヒアリングに対応した。第14回は、講師とともにオンライン配信セミナーを視聴した後、参加者と意見交換した。裏話を聞いたり、現在の事業につながる視点を共有したり、事業の起ち上げ期を共有する機会としても効果的であった。他の事業に展開したい。



2-2 啓発・情報提供／受託契約事業（公共部門）

事業名	実施時期	実施場所	事業規模（円）
あいちNPO交流プラザ ポータルサイト保守管理業務	5月～4月	本法人事務所等	330,000
	委託団体	愛知県（社会活動推進課）	

【目的・概要】

- ・愛知県社会活動推進課NPOグループのWEBサイト「あいちNPO交流プラザ」の管理運営をサポートする業務で、VNSは2008年にサイトを構築して以降業務を行っている。
- ・WEBサイトは、愛知県（社会活動推進課）の取組、所轄のNPO法人等に関する情報の掲載、企業などからのNPO法人等への助成や支援情報、県内市町村のNPO施策などが掲載されている。

【事業内容】

- ・県民及びNPO等関係者にわかりやすく情報提供できるように定期的なメンテナンスを行う他、システムのトラブル対応や不必要になったファイルやリンクの削除・修正などを行っている。

【総括・評価】

活動情報やアピール情報を団体が自ら更新できるしくみは、個別の団体だけでは行き届かない情報を届けるツールとして活用された。団体へのさらなる認知度を高め、掲載情報を増やすことにより、サイトの活性化につなげることが必要である。本WEBサイトは、ICTの著しい発展を見据えて、より多くの人に活用されるサイトとして、不断に見なおし、運営や内容、操作性等を改善していく必要がある。





3 調査研究・提言事業

- 多様化・深刻化する地域課題に対して、NPOは、大学・企業・行政など多様な主体と連携・協働して効果的な解決活動を行っていくことが求められてきます。2020 年度は、そうした協働連携の現状・ニーズ・先進事例にみられる協働のポイントを調査する「NPOと大学・企業連携促進事業（愛知県より受託）」に、2つのNPOと協働して取り組みました。

NPOの現状として連携実績ありは 44.7%で半数に達していませんが、将来の意向は 65%が連携したいとあります。調査で明らかになった、協働のマネジメント（信頼関係、役割分担、PDCA サイクル）を中間支援機関はどう支援できるのか。調査結果を県内で共有しながら、研修や経験交流等に取り組んでいきたいと考えています。【テーマ①「NPO活動の意義や価値の発信」、②地域密着型の中間支援組織と連携した「草の根支援活動の活性化」】

- 新型コロナウイルス感染症によるNPO活動への影響に関して、2020 年 4 月に愛知県内のNPOを調べた緊急調査の結果をとりまとめ共有した他、持続化給付金の申請手続き、委託事業への影響に対する対応などの学習会を行い、その結果をレポートでも発信しました。

一連の活動は、休眠預金の助成を得て 2021 年度に実施している「With コロナ時代の社会参加と雇用継続」事業による学習会・相談会の取組につながっています。また、各市町での委員会参画等を通して、地域の市民活動団体への影響調査やその対応を検討する働きかけを積極的に行いました。【テーマ④：経験・情報を資源化してつながる「情報循環」、①「市民活動の持続可能なマネジメント」】

- その他、「都道府県、主要市におけるNPOとの協働環境に関する調査」にも参画し、全国の状況や経年変化の中で協働環境がどのような状況にあるかを検証しました。俯瞰的な視点も持ちつつ、この地域の今後を活かしていきたいと考えています。【テーマ④：経験・情報を資源化してつながる「情報循環」】

事業名	実施形態・備考		頁数
各種審議会・委員会への参画	自主事業		12
新型コロナウイルスにかかわるNPOの影響についての研究と提言	自主事業		13
研究レポートの発行（ホラネイ☆キャラバン）	自主事業		13
NPOと大学・企業連携促進事業委託業務	委託事業（公共）	愛知県	14

3 調査研究・提言事業

3-1 調査研究／自主事業

事業名	実施時期	実施場所	事業規模（円）
各種審議会・委員会への参画	通年	愛知県内各所等	222,990
	実施形態	自治体・団体より依頼に基づく	
【目的・ねらい】			
各種審議会・委員会・審査会等への参画を通して、NPOの発展やまちづくり、市民主体の社会づくりに向けて提言や提案を行うこと。			
A: 公的機関及び外郭団体…計 30 件			
	委員会名等	主催者	委員名
(1)	あいち自動車環境戦略会議構成員	愛知県	中尾さゆり
(2)	あいち自動車環境戦略総合調整会議	愛知県	新海洋子
(3)	愛知県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会幹事	愛知県	新海洋子
(4)	愛知県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会委員	愛知県	武長脩行
(5)	あいちエコモビリティライフ推進協議会企画運営会議構成員	愛知県	武長脩行
(6)	「次期あいちビジョン」策定に係る有識者ヒアリング	愛知県	中尾さゆり
(7)	NPOと行政の協働に関する実務者会議構成員	愛知県	三島知斗世
(8)	愛知県環境教育等推進協議会委員	愛知県	新海洋子
(9)	名古屋市福祉有償運送運営協議会委員	名古屋市	大西光夫
(10)	名古屋市指定特定非営利活動法人審査会委員	名古屋市	大西光夫
(11)	名古屋市緑政土木局指定管理者評価会評価員	名古屋市	武長脩行
(12)	名古屋市地域まちづくり活動助成等評価委員会	名古屋市	三島知斗世
(13)	名古屋市特別職報酬等審議会委員	名古屋市	中尾さゆり
(14)	市民活動の推進にかかる懇談会	名古屋市	中尾さゆり
(15)	地域福祉に関する懇談会	名古屋市	遠山涼子
(16)	一宮市市民活動支援制度審査会審査員	一宮市	三島知斗世
(17)	刈谷市元気な地域応援交付金審査委員	刈谷市	三島知斗世
(18)	豊田市市民活動促進委員会委員／市民活動促進補助金審査会委員	豊田市	三島知斗世
(19)	共働事業提案制度アドバイザー	豊田市	三島知斗世
(20)	安城市市民参加促進評価会議委員	安城市	三島知斗世
(21)	蒲郡市市民企画公募まちづくり事業補助金	蒲郡市	遠山涼子
(22)	犬山市市民活動促進委員会	犬山市	遠山涼子
(23)	小牧市市民活動促進委員会委員、同市民活動助成金審査会委員	小牧市	三島知斗世
(24)	稲沢市公募型補助金審査委員会委員	稲沢市	遠山涼子
(25)	東海市まちづくり協働推進事業審査会審査委員	東海市	鈴木孝廣
(26)	日進市市民自治活動推進補助金審査委員会審査委員	日進市	中尾さゆり
(27)	北名古屋市市民協働推進事業補助金審査委員	北名古屋市	桜井温子
(28)	みよし市がんばる地域応援補助事業審査会委員	みよし市	三島知斗世
(29)	長久手市協働まちづくり活動助成金審査会審査委員	長久手市	中尾さゆり
(30)	長久手市NPO法人設立支援事業助成金審査会審査委員	長久手市	中尾さゆり

B:民間団体…計5件

	委員会名等	主催者	委員名
(1)	東海ろうきんNPO育成助成事業運営委員	(一財)中部圏地域創造ファンド	武長脩行
(2)	東海ろうきんNPO支援活動意見交換会	東海労働金庫	中尾さゆり 水野真由美
(3)	NPO法人会計基準協議会専門委員	NPO法人会計基準協議会	中尾さゆり
(4)	こくみん共済地域貢献助成審査委員会	全国労働者共済生活協同組合連合会	遠山涼子
(5)	名古屋市 イーパーツ・リユースPC 寄贈プログラム	(認特)イーパーツ/ (特)ボラみみより情報局等	遠山涼子

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
新型コロナウイルスにかかわるNPOの影響についての研究と提言	通年	本法人事務所	0
	実施形態	自主事業	

【目的・ねらい】

新型コロナウイルス感染症により、活動に大きな影響が出ている愛知県内のNPO法人等の課題を調査し、政策提言などを通じて、課題の解決を図ること。

【事業内容】

- 愛知県内のNPO及び活動の対象となる人々への新型コロナウイルス感染症の影響を明らかにするため「新型コロナウイルス感染症による愛知県内のNPOへの影響調査」を実施。5/8に速報版、6/21詳報版を公表した。
- 「新型コロナウイルス感染予防に配慮した、市民活動センターの運営」オンライン意見交換会を開催。
●6/3(水) 10:00～11:45 参加者:14名

【総括・評価】

- 207件の回答を得て、感染症拡大から3ヶ月の時点での活動や運営、活動の対象者への深刻な影響が出ていることがうかがえた。調査から1年がたち収束の見通しが立たない中、ウィズコロナ時代に変えること、変わらずに続けること、工夫を持ち寄り、経験や知恵の中から見出す機会づくりに取り組みたい。
- 安全・安心に配慮した運営に必要な視点を「with コロナの運営をwith利用者・団体と考える」「コロナ禍でもできる／だからこそ求められる市民活動を支える」等運営6箇条として発信した。

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
研究レポート発行 (ボラネイ☆キャラバン)	通年	本法人事務所	6,000
	実施形態	自主事業	

【目的・ねらい】

各種セミナー、研究調査等で学んだ内容の要点をレポートとして発行、情報共有を図ること。

【事業内容】

- 第30号「地域のNPOとつながり、ともに歩むためのヒアリング調査・伴走支援の基礎」
- 第31号「NPO法人も持続化給付金を申請できました！相談事例から」
- 第32号「経営診断のプロ 中小企業診断士のスキルはNPOの支援にも活用できるかを考える」

【総括・評価】

- 社会情勢に対応した特徴的な事業から、取組や成果・課題をA4版両面にまとめ、手軽な情報として発信することができた。同様な課題をもつ団体や地域の解決につなげるため、さらなる普及展開を図る。



3 調査研究・提言事業

3-2 調査研究／受託契約事業(公共部門)

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
NPOと大学・企業 連携促進事業委託業務	6月～3月	あいちNPO交流プラザほか	4,792,001
	委託団体	愛知県(社会活動推進課)／あいち協働事業サポートセンターとして(特)地域福祉サポートちた・(特)ボラみみより情報局と共同受託	

【目的・ねらい】

地域課題の解決には、行政やNPO・大学・企業等の様々な主体が連携・協働することが求められ、行政や市民活動センター等の職員には、各主体の連携・協働に係るコーディネーターとしての役割が期待されている。そのため、NPOと大学・企業の連携・協働に係る先進事例と連携・協働に対するニーズを調査し、その結果を県内の市町村等に提供することで、多様な主体による連携・協働を促進すること。

【事業内容】

(1) 有識者による委員会の設置

アンケート調査の質問項目の作成や先進事例の選定など各段階において有識者の意見を反映するため、5名の有識者で構成する「NPOと大学・企業連携促進委員会(以下、委員会)」を設置した。

日程	内容
第1回 6/30(火)	調査概要の説明、アンケート項目・送付先の検討
第2回 9/28(月)	アンケート結果の報告、ヒアリング対象の選定、円卓会議の検討
第3回 1月上旬	「NPOと大学・企業連携促進事業調査結果報告書」(案)の検討
※メールによる個別の意見聴取	

(2) アンケート及びヒアリング調査

NPOと大学・企業の連携に関して、連携実績の状況、連携の事例、連携に対するニーズ等を明らかにするため、アンケート調査を実施。調査で把握された連携事例から、11の先進的な連携事例について、連携のきっかけや双方の役割分担の状況、課題、効果等についてヒアリング調査を実施した。

項目	内容
アンケート調査	過去3年間の連携実績、連携のきっかけ、コーディネート組織に求める役割等 【回答率】NPO481団体【24.3%】、大学40校【67.8%】、企業300社【6.9%】
ヒアリング調査	回答のあった444事例から「社会課題」、「連携のかたち」、「課題解決を支える資源循環」の観点から22事例抽出。委員会で選定した11事例を対象に、NPOと大学・企業双方にヒアリングし、レポートにまとめた。
円卓会議 11/17(火)	アンケート結果およびヒアリング結果で明らかになった連携に関するNPO・大学・企業のニーズの動向を踏まえ、連携を促進するために有効な取組を検討した。 委員会委員、ヒアリング事例のNPO・大学・企業関係者11名で意見交換した。

(3) 調査結果報告書の作成・配布

アンケート結果・ヒアリング調査結果、委員会・円卓会議の議論から、連携をマネジメントする3つの視点と7つの留意点ならびに行政や市民活動センターの連携コーディネーターとしての7つの役割を提言にまとめた調査報告書を300部発行。委員・円卓会議出席者、ヒアリング協力団体、県内市町村NPO担当課・NPO支援センターへ寄贈したほかあいちNPO交流プラザウェブサイトにもアンケート結果の詳細とあわせて掲載した。

NPOと大学・企業連携
促進事業調査結果報告書



【総括・評価】

- アンケート調査からはNPOでは連携実績あり44.7%と一定程度取り組まれていることが確認できた。さらに連携を促進するために、NPOでは組織的な体力の面で自組織で連携につながる動きをとれなかったり、大学・企業では連携できるNPOがわからなかったりする状況に対して、行政や市民活動センターが外部のコーディネーターとして情報提供、連携の役割を果たすことへの期待が確認できた。
- 多様な主体が連携するために、信頼関係をはじめ、連携の機会と場、連携が機能する仕組みづくりに加え、多様な主体による課題の解決をマネジメントする役割が重要であると提言した。連携のニーズ把握、強みを生かす役割分担、連携相手との関係づくりなど7つの留意点をふまえた連携のマネジメントを担うコーディネーターの専門性が発揮されるために、さらなる担い手となる組織や人づくりが重要である。

4 相談・助言事業

- 今年度の相談・助言事業の特徴は、(1)休眠預金助成金（コロナ枠）を活用した事業がスタートしたこと、(2)市民活動センターの職員研修を実施したこと、(3)事業承継に関する伴走支援に中小企業診断士や行政書士と連携し、着手したことがあげられます。
- (1)については、休眠預金助成金（コロナ枠）を活用し、「東海3県市民活動情報共有会」及び「学習会・活動相談会」を実施しました。東海地域において、県域を対象に活動するNPO支援組織と継続的に情報共有をしながら事業をすすめています。また、学習会・活動相談会は完全オンライン開催で、参加者同士が学びあい、具体的な運営改善につながる機会として進められました。【テーマ①市民公益活動の持続可能なマネジメント、④資源化しつなげる情報循環】
- (2)については、小牧市市民活動センターの職員向けに、センターリニューアル前に団体ヒアリングやアウトリーチ活動に関する研修会を開催しました。【テーマ①「市民公益活動の持続可能なマネジメント」】
- (3)については、支援先団体が組織基盤強化助成金を申請・実施する課程への伴走支援として、複数の専門家の知見を活かしつつ、チームで支援する形をとっています。【テーマ①「市民公益活動の持続可能なマネジメント」】
- 課題が複雑になってくると内部人材だけの対応では限界があります。今年度は相談・助言に携わる支援者層として、外部の専門家の協力を得ることが増えてきました。それぞれの背景や経験を活かし、支援チームとしての相乗効果がでるようなコーディネートをしていきます。

事業名	実施形態・備考		頁数
NPO法人設立・まちづくり相談	自主事業		16
会計相談・運営支援	自主事業		16
NPO会計ソフト提供事業	自主事業	(ソリマチ(株)委託販売)	16
NPOアドバイザー事業	受託事業（公共）	名古屋市／(特)ボウみみより情報局と協働運営	17
大口町NPO団体事務支援	受託事業（公共）	大口町	18
市民活動支援センター相談業務	受託事業（公共）	一宮市市民活動センター他	18
東海ろうきん「愛未来応援寄付金」	受託事業（民間）	東海労働金庫	19
小牧市市民活動センターアウトリーチ研修	受託事業（民間）	(特)こまき市民活動ネットワーク	19
With コロナ時代の社会参加と雇用継続	助成事業（民間）	READYFOR(株)	20
事業承継センター	自主事業／ 受託事業（民間）		20

4 相談・助言事業

4-1 相談・助言／自主事業

事業名	実施時期	実施場所	事業規模（円）
NPO法人設立・まちづくり相談	通年	本法人事務所	〇
	実施形態	自主事業	
【目的・ねらい】 NPO法人設立や市民団体の運営、まちづくりに関する諸問題の解決を支援すること。 【事業内容】 電話・FAX・メール・来訪などで、計13件の相談に対応した。 【総括・評価】 ホームページに問合せフォームを設置し、気軽な問合せにつながった。知人の紹介による問合せもあり、相談機関としての活動の周知展開が有効であることが確認できた。			

事業名	実施時期	実施場所	事業規模（円）
会計相談・運営支援	通年	本法人事務所	304,215
	実施形態	自主事業	

【目的・概要】

NPO法人の事務支援のため、会計相談を中心とした運営相談のほか、会員向けに持続化給付金等の申請相談を行った。

【事業内容】

- ・会計ソフト設定、決算支援・帳簿確認・会計ソフト入力内容の確認などについて相談対応
- ・新型コロナ特別相談（持続化給付金等の申請相談、会員向け）
- ・相談件数36件

【総括・評価】

- ・相談件数は昨年比2割強増加した。会計相談を切り口としながらも、組織体制・人員配置・ガバナンス等、経営にかかわる周辺情報について課題整理等を行うことも少なくなかった。
- ・新型コロナウイルスへの対応として、対面での会計相談からオンライン相談へ切り替えが広がりつつある。自宅からの参加により団体の複数メンバーが参加でき意志疎通がしやすいこと、画面共有により複数の参加者の理解を確認しながら進めることができるなどのメリットもあるため、今後も導入を拡大したい。

事業名	実施時期	実施場所	事業規模（円）
NPO会計ソフト提供事業	通年	—	159,000
	実施形態	自主事業	

【目的・ねらい】

主にNPO法人を対象に、使用しやすくまた所轄庁への必要書類が作成できる会計ソフトの普及を通して、NPOのアカウンタビリティ向上を支援すること。

【事業内容】

会計基準改訂版に対応した会計ソフトのPR、委託販売を行った。（ソリマチ株式会社）

● 販売実績 計6本 会計王NPO法人スタイル2本、給料王4本（保守契約含む）

【総括・評価】

・ 約7割が保守契約更新の利用であった。新規利用では、ウィズコロナ時代にむけてオンライン化のニーズが強く、それに応じた対策が必要である。

4-2 相談・助言／受託契約事業(公共部門)

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
NPOアドバイザー事業	5月～3月	名古屋市市民活動推進センター	2,445,000
	委託団体	名古屋市(名古屋市市民活動推進センター)／ (特)ボラみみより情報局と協働運営	

【目的・ねらい】

NPO法人を設立したいと考えている市民やNPO法人からの法人設立や会計、組織運営等、各種相談に応じ、各種講座等を実施することで、課題の解決を図り、市民活動を促進するとともに、NPO法人の健全な運営を支援すること。

【事業内容】

NPO法人の設立・運営・会計・労務・法務・税務等の個別相談を実施したほか、専門講座を8回開催し、のべ84名が参加した。また、日本会計士協会東海会及び名古屋税理士会より紹介を受けた会計専門家3名を認定・指定取得を目指すNPO法人に派遣し、認定・指定取得のための支援を行った。



個別 相談	内容・参加者数/アドバイザー(全10名)
	計57件/100コマ 【会計・税務 41件/70コマ、設立・運営16件/30コマ】
	【会計・税務】足立勝彦さん、黒田朱里さん、鳥居翼さん、中尾さゆりさん、橋本俊也さん、堀尾博樹さん 【労務】加古朗さん、【法務】藤田哲さん 【設立・運営】織田元樹さん・水野真由美さん (特)ボラみみより情報局

日程	講座タイトル	講師/参加者数
7/30(木)	はじめての「認定・指定NPO法人」 ～9つのチェックポイントを確認しよう～	鳥居翼さん(税理士)、事例ゲスト橋本 思織さん((認特)ひょうたんカフェ代表 理事) 【9名】
8/21(金)	NPO法人の運営基礎 ～NPO法・会計・税務・労務～	橋本俊也さん(税理士) 【20名】
9/4(金)	いまさら聞けないNPOの広報 ～伝えたい相手に届ける8つの大切なポイント～	織田元樹さん((特)ボラみみより情報局 代表理事) 【8名】
11/19(木)	会計報告の作り方 ～日常の会計管理から決算書作成～	足立勝彦さん(税理士) 【12名】
12/17(木)	NPOの納税義務 ～法人税・消費税・源泉所得税など～	堀尾博樹さん(税理士) 【8名】
1/28(木)	NPO法人の運営基礎 ～定款を読む・知る・整える～	藤田哲さん(弁護士) 【9名】
2/18(木)	NPO法人の運営基礎 ～法人運営の実務スタートアップ～	中尾さゆりさん(税理士) 【11名】
3/5(金)	NPO法人の運営基礎 ～共感からうまれる関係づくり～	水野真由美さん((特)ボラみみより情報 局アドバイザー) 【7名】

専門家 派遣	NPO法人4団体に対し、2団体に4回、2団体に2回ずつ、会計専門家3名を団体へ派遣し、認定・指定の取得にむけた支援を行った。 《支援内容》法人概要・事業・経理状況のヒアリング/会計資料・ソフト入力状況の確認/仕訳修正/事業費と管理費の区分/共通経費の按分/規程の確認/申請書類の確認など。
-----------	---

【総括・評価】

【総括・評価】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、推進センターの対応基準を確認して対応を進めた。相談は予定通り5月より開始し、相談稼働率57%と前年度を10%程下回ったものの、利用者のアンケート結果から高い満足度が確認できた。緊急事態宣言発出中、リーフレットの制作・市内法人への発送を見送り、十分周知できなかったことが一因と考えられる。専門講座では「法人運営基礎講座」として会計・税務・労務等の法人運営に必要な知識を提供した機会は多くの参加があり、網羅的な情報のニーズが確認できた。専門家派遣では、過年度の利用法人が認定取得され始めている状況をふまえ、着実に成果につなげることが実証できた。

4 相談・助言事業

事業名	実施時期	実施場所	事業規模（円）
大口町NPO団体事務支援	5月～3月	大口町町民活動センター	213,785
	委託団体	大口町（地域振興課）	

【目的・ねらい】

大口町のNPO団体の透明性およびアカウンタビリティを確保するため、会計を中心とした事務・運営の適正化を支援すること。

【事業内容】

※アドバイザー 中尾さゆり（VNS）

5団体に対し、決算、NPO法人会計基準に則した財務諸表の作成アドバイスを行った。コロナ禍での通常と異なる補助金や支払に対する電話相談も実施した。 また、新規に地域自治組織の会計に関する相談が寄せられた。

【総括・評価】

- 継続的な支援により、支援対象NPO法人のNPO法人会計導入率は 100%となっている。
- コロナ禍の影響は団体によりさまざまである。事業の一時的な休止や事業規模を縮小せざるを得ない団体もあった。町の協働委託を実施している団体については、町と早い段階で対応を協議していたため、年度末の決算処理も比較的スムーズに実施できた。
- 今後、役割が増大する地域自治組織の会計を適切に行っていくという課題意識が見えてきた。

事業名	実施時期	実施場所	事業規模（円）
市民活動支援センター相談業務	通年	県内市町村	152,460
	実施形態	自治体・団体より依頼（委託事業含む）	

【目的・ねらい】

各市でNPOに携わりたい方、NPOを立ち上げて実際の運営で課題を持っている方を対象に、会計・法人設立・組織運営・事業運営等の相談対応を通じて、適正な運営や活動を支援すること。

【事業内容】

	派遣先／事業名	日 時	派遣者名
(1)	一宮市市民活動支援センター アドバイザー	6月～3月 （毎月第3土曜他）	中尾さゆり
(2)	尾張旭市市民活動支援センター ／市民活動・NPO相談	7/13（月）2件 9/2（水） 3/18（木）	齋藤雅治さん（VNS研究員） 鈴木孝廣 水野真由美
(3)	北名古屋市／市民活動相談	12/8（火）	筏井美枝子さん（VNS研究員）
(4)	長久手市／市民活動支援相談	（実施なし）	—

【総括・評価】

年間4～8件相談対応を行っていたが、例年に比べ件数は減少した。コロナ禍において、活動を見合わせたり休止したり、例年どおりに活動できた団体が少なかったことや、市民活動センターに足を運ぶ利用者が減少したこと等が影響したと推測される。この1年安心安全に活動する方法を模索し実践を通して積み上げられた知見経験を共有して、現場の活動継続を後押しする必要がある。

4-3 相談・助言／受託契約事業(民間部門)

事業名	実施時期	実施場所	事業規模（円）
東海ろうきん 「愛♥未来応援寄付金」	6月～3月	東海労働金庫本社他	1,228,970
	委託団体	東海労働金庫	

【目的・ねらい】

東海労金の理念「経済・福祉・環境及び文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現」に基づいた社会貢献商品に拠る寄付金を活用した支援を行うこと。

【事業内容】

愛知県内の「子どもの健全育成」と「就労支援」を行う団体を対象に、6/15(月)～7/13(月)に募集を行った。26 団体からの応募があり、書類選考・ヒアリング選考を経て、4 団体への寄付が決定。

2/26(金)「活動実績報告会」はオンライン開催し、寄付団体間の情報交流を行った。



活動名	団体名	寄付金額
就労支援継続支援B型事業所「あゆみ」整備事業	(特)アヴェニール	15 万円
就労準備支援の場における“おたがいさま活動”	(一社)サポートネットゆっか	15 万円
外国にルーツを持つ乳幼児親子向け日本語クラス多文化子育てひろば	(一社)ぶんぱっぱ	15 万円
子育てシェアのつどい	(特)ながいく	15 万円

【総括・評価】

昨年度に引き続き「子どもの健全育成」「就労支援」の2分野を対象とし、子ども2分野・就労支援2分野を採択した。本寄付金をステップに団体の活動継続や発展が期待される一方で、コロナ禍においていかに事業を継続していくか、などの各団体の課題も浮き彫りになった。選考にあたっては、寄付金の使い道等も含めた審査基準などに引き続き検討課題が残った。

事業名	実施時期	実施場所	事業規模（円）
小牧市市民活動センター アウトリーチ研修	5月～3月	小牧市市民活動センター他	242,200
	委託団体	(特)こまき市民活動ネットワーク	

【目的・ねらい】

アウトリーチの手法を学び地域・活動現場へ出向くことにより、より多くの団体と関わり、効果的な支援へつなげていくこと。

【事業内容】

団体の課題について聞き取りを通じて把握する「ヒアリング調査」と、支援ニーズのある団体に複数回出向き課題に対して専門的な支援をおこなう「伴走支援」を中心に、ヒアリングの実演やグループワークを取り入れた研修を実施しアウトリーチについての学習の機会を提供した。

●実施日：7/14(火)、8/4(火) ●参加者：小牧市市民活動センター職員 5 名

●講師：青木研輔（VNS）

【総括・評価】

実際に団体に対してヒアリングを講師が実演して見せることで、ヒアリングに取り組む際のポイントを学んだり、グループワークを通じて「NPOが抱える課題の整理」と「伴走支援の内容」について検討し、伴走支援の計画を組み立てたり、職員がアウトリーチに実際に取り組むことを意識した実践的なプログラムを提供することができた。研修終了後、職員がセンター事業においてアウトリーチ型で団体の支援に取り組む際に活かされている。



4 相談・助言事業

事業名	実施時期	実施場所	事業規模（円）
Withコロナ時代の社会参加と雇用継続	11月～4月	本法人事務所他	1,250,675
	助成団体	READYFOR(株)／ 新型コロナウイルス対応緊急支援助成	

【目的・ねらい】

※契約期間：2020年11月～2021年10月

コロナ禍において影響を受ける当事者への支援活動を行う民間公益活動の新たな活動様式に向けた現場のノウハウを共有知として蓄積・発信する。また、専門家チームによる個別支援を行い、様々な支援活動が新たな境地を拓くことで、安心して活動できる場づくりを促進すること。

【事業内容】

（１）東海3県市民活動情報共有会

みえNPOネットワークセンター、ぎふNPOセンター、VNSの3者が集い、コロナ禍での団体への影響や各県の支援施策の共有、課題への対策を協議した他、各県で取り組む個別支援の計画検討に着手した。

●第1回 1/30(土)、第2回 3/21(日)、第3回 4/20(火) 【いずれもオンライン開催】

（２）学習会・活動相談会

●4/11(日)「福祉 NPO のコロナ対応から活動継続について学ぶ」【非公開企画】 ●参加者：7名

●4/19(月)「NPO のオンライン総会対応にあたって必要なこと」

講師：矢内淳さん（弁護士） ●参加者：20名

【総括・評価】

当初想定した1対1の相談する・される関係から、同じ課題を持つ団体が集まり、知恵を持ち寄る場づくりへ、コロナ禍におけるニーズの変化が確認できた。変化に対応する中で蓄積した経験値を、情報保護に配慮したうえで、東海地域の関係者と意見交換を重ねて、共有知として発信を進める。

事業名	実施時期	実施場所	事業規模（円）
事業承継センター	通年	本法人事務所他	0
	実施形態	自主事業	

【目的・ねらい】

NPOの事業承継に関する相談・助言を通じて、世代交代にともなう組織や活動承継をスムーズに行うことができるようにすること。

【事業内容】

（１）承継のための課題整理の相談

組織基盤強化助成金の申請を通じて、組織や活動を継続・発展させていくための課題や今後すべき対応策についての整理を行った。

（２）個別支援

- ・上記の助成金事業実施を通じて、支援対象NPO法人内の役職員向けのオリエンテーション、役職員向けアンケート・ヒアリングを実施し、結果を取りまとめて理事長に報告した。
 - 協力：愛知県中小企業診断士協会・あいち企業内診断士の会
- ・組織内のガバナンス・コンプライアンス状況のチェックのため、規定の整備状況について確認した。
 - 協力：前田陽介さん（行政書士、VNS研究員）

（３）講師派遣

ぎふNPO・生涯学習プラザにて「世代交代・思いをつなぐ NPO／市民活動の事業承継セミナー」の講師を派遣した（1－1 研修 参照）

【総括・評価】

- ・相談は「事業承継」というストレートな形ではなく、組織の継続や次世代への体制変更の悩みという形で寄せられる。組織ごとの状況が異なるうえ、デリケートな課題であるため問題意識を表に出しにくい面はある。（１）、（２）のように組織基盤強化の助成金の活用を通じて、外部の協力を得ながら進める事例の積み上げを発信していくことが、取組のきっかけを促すうえで重要である。

5 人材交流・ネットワーク促進事業

- 「NPO交流・ネットワーク形成」は、従来からのネットワークへの継続的な参加や協力を続けています。新たな取り組みとしては、「新型コロナウイルス」によるNPOならびに支援者への影響に対して、(1)全国のNPO支援のプラットフォーム、(2)県内のネットワークに参加し、情報共有をはかりました。
【テーマ④資源化しつなげる情報循環】
- NPO間の交流・ネットワークをはじめ、NPOと地縁組織や行政や企業の間、NPOと専門家、もしくは農山村と都市部などの地域間など、様々な人材交流・ネットワーク形成を促進しながら共生協働を進める部門です。
- 「愛知産ジビエ販路拡大事業」は、県内処理施設と連携し、輸送体制確立の実証を行ったほか、大学研究室の協力のもと栄養分析調査を実施しました。分析結果をもとにアピールポイントをまとめたパンフレットをジビエ肉を扱う飲食店や土産物店に配布し、シカ肉の消費拡大にむけたブランド力強化につながる取組を行いました。【テーマ③「地域力コーディネート」、④資源化しつなげる情報循環】
- 「あいちの山里産直コンソーシアム事業」はコロナ禍において今年度の活動は中止としました。各施設の後継者の育成や担い手の確保等の課題解決に対して、ネットワークとしていかに取り組むか課題となっています。【テーマ①市民公益活動の持続可能なマネジメント】

事業名	実施形態・備考		頁数
NPO交流・ネットワーク形成	自主事業	NPO19団体と連携	21
中小企業診断士NPO支援促進	自主事業	共催：名古屋市市民活動推進センター、(公社)愛知県中小企業診断士協会	22
愛知産ジビエ販路拡大事業 (シカブランド化緊急推進事業)	委託事業（公共）	愛知県	23

5-1 人材交流・ネットワーク促進／自主事業

事業名	実施時期	実施場所	事業規模（円）
NPO交流・ネットワーク形成	通年	各団体事務所他	0
	実施形態	自主事業	
【目的・ねらい】 全国及び愛知県内のNPOやまちづくり組織に参加し、NPOやまちづくりの発展に向けた意見交換や協働・連携・ネットワーク形成を図ること。			
【事業内容】 19の団体・協議会等に参画した。			
	参画・連携・協働団体		担当者
(1)	日本NPO学会（会員）		三島知斗世
(2)	自治体学会（会員）		遠山涼子
(3)	コミュニティ政策学会（会員）		武長脩行
(4)	(認特)日本NPOセンター（会員）		武長脩行
(5)	NPO法人会計基準協議会（幹事世話団体・会員）		中尾さゆり

5 人材交流・ネットワーク促進事業

	参画・連携・協働団体	担当者
(6)	「新型コロナウイルス」NPO支援組織社会連帯（C I S）	青木研輔
(7)	愛知県青少年育成県民会議（会員）	武長脩行
(8)	愛知県内支援センター情報交流会（世話人有志の会）	三島知斗世・遠山涼子
(9)	愛知・川の会（会員）	大西光夫
(10)	(特)移動ネットあいち（理事・会員）	大西光夫
(11)	(特)地域福祉サポートちた（理事・会員）	三島知斗世
(12)	(特)あいちNPO市民ネットワークセンター（理事）	三島知斗世
(13)	(特)あいち福祉ネット（理事・会員）	遠山涼子
(14)	(特)なごや福祉ネット（理事・会員）	遠山涼子
(15)	(特)花と緑と健康のまちづくりフォーラム（理事）	大西光夫
(16)	(特)こまき市民活動ネットワーク（評議員）	三島知斗世
(17)	(認特)レスキューストックヤード（会員）	三島知斗世
(18)	NPOおたがいさま会議	青木研輔
(19)	(一財)中部圏地域創造ファンド（政策委員）	武長脩行

事業名	実施時期	実施場所	事業規模（円）
中小企業診断士NPO支援促進	通年	法人事務所他	〇
	実施形態	共催：名古屋市市民活動推進センター、(公社)愛知県中小企業診断士協会／自主事業	

【目的・ねらい】

経営に関する専門性を持った支援人材である中小企業診断士にNPO法人の支援という新たな活躍の場を提供し、中小企業診断士によるNPO法人の診断・助言プログラムの実現を目指すこと。

【事業内容】

中小企業診断士とNPOが相互理解を深めることを目的に、中小企業診断士によるNPO支援キックオフミーティング in Aichi Nagoya を開催した。

- 実施日：11/14(土) 10:00～12:00 ●参加者：58名
- 講師：加藤智康さん（愛知県中小企業診断士協会・あいち企業内診断士の会会長）
渡邊弥里（VNS）、中尾さゆり（VNS／NPO法人会計基準協議会専門委員）
- 事例紹介：(特)わっぱの会、(特)アダーショちくさ

【総括・評価】

- ・NPO支援と中小企業支援には共通する部分が多くあることがわかった一方で、収益性・効率性を重視する企業に対して、NPOを支援する際にはミッションが重要であることを理解する必要がある、中小企業診断士にも視点を切り替えることが求められるなど、NPOを支援する際の課題が見えてきた。

キックオフミーティング終了後に中小企業診断士と共に実際にNPOに支援を行うプロトタイプ事業がはじまっている。



事業名	実施時期	実施場所	事業規模（円）
愛知産ジビエ販路拡大事業 (シカブランド化緊急推進事業)	5月～3月	愛知県一円	5,206,476
	委託団体	愛知県（農業振興課）	

【目的・ねらい】

愛知県内で捕獲されたシカを地域の共有資源と捉え、複数の処理加工施設を核とした効率的な資源化を進め、ジビエ利用率を向上させる体制の構築について実証すること。また、資源化された愛知産シカ肉（愛知県内で捕獲・解体されたシカ肉）の理解・普及を促進し消費拡大につなげるため、愛知産シカ肉のブランド力強化につながる取組を行い、成果を県内のジビエ関係者間で共有すること。



【事業内容】

（１）輸送体制確立の実証

- 愛知県内で食品営業許可（食肉処理業）を受けた県内の複数の処理加工施設（獣肉処理施設）が連携して解体を行うことにより、ジビエ利用率の向上が期待される。連携した処理加工施設の全てにメリットが出るような体制を構築し、その効果について月４回程度の頻度で実証した。

●対象施設：【施設Ａ】猪鹿工房 山恵（豊田市足助地区）

【施設Ｂ】奥三河高原ジビエの森（北設楽郡設楽町津具地区）

●シカ肉輸送実績：合計 26 回（６か月間）計 74 頭。１回あたり１頭～４頭（平均 2.8 頭／回）

（２）シカ肉のアピールポイントの作成

- シカ肉についての栄養分析、衛生管理分析、食味試験等を行い、科学的に裏付けるデータによりアピールポイントを作成した。
 - 分析機関：（一財）日本食品分析センター
 - 分析監修：中部大学 応用生物学部 食品栄養科学科 根岸晴夫研究室
- シカ肉の栄養素からみたアピールポイントは、①高たんぱく質・低脂肪、②鉄分やミネラル豊富、③ビタミン豊富で「子どもから高齢者まで幅広い年代の健康や美容に役立つ優れた食材」とまとめた。
- シカ肉を扱う飲食店等で配布するパンフレット（1500 部）、商品ポップ（300 部）を制作配布した。

（３）ワークショップの開催等による愛知産シカ肉のPR

回数 / テーマ / 月日 / 時間 / 参加者数	
鹿肉を 美味しく 学ぶ	【第１回】鹿の解体処理施設を見学
	1/26(火) 13:30～15:30 参加者：19 名
	【第２回】シェフによる調理デモンストレーション
	2/4(木) 13:30～16:00 参加者：31 名（うち全日本司厨士協会会員 16 名）

（４）成果報告会の開催

- 3/9(火)14:00～15:30 愛知県林業会館 2 階会議室 参加者：10 名
- 愛知産シカ肉の栄養分析やワークショップの開催など活動を通して得られた知見を共有し、アンケート結果をもとに今後について意見交換した。

【総括・評価】

- 輸送実験では、全体の処理容量を高めることができるメリットが確認できた反面、捕獲時期や量が不規則なため、日程調整の難しさや輸送経費分処理経費が増加することがデメリットとして確認できた。3、4施設間での連携が解体処理、輸送においても効果的であり、そのために全体の取り扱い量を増やしていくことが連携の有効性を高め、効率化を図ることにつながる。
- 現状での主な消費ルートである飲食店、土産物店でのアピールを消費拡大の戦略としてパンフレット等を制作したところ、お店からの要望を受けて増刷した。将来的には一般消費者への直接消費に向けたアピールが必要である。

6 市民団体等事務局支援事業

- 今年度の事務局支援事業では、会計事務代行の支援先の広がりに伴い、業務を担当するスタッフの体制整備に着手しました。コロナ禍において活動が見通しにくい状況の中で、事業に専念できる体制を後押しすることができました。
- 昨年度から始めた法人事務所の機能提供では、一次連絡対応や郵便物管理などの事務連絡、理事会や総会の会場提供、決算支援など、拠点の提供に加え法人運営に関する業務支援につながりました。【テーマ①市民活動の持続可能なマネジメント】
- 昨年度に引き続き、(特)あいち福祉ネットの事務局支援に取り組みました。新型コロナウイルス感染症による影響について、コロナ禍における福祉事業所の安定経営、安心安全な運営の努力を共有し、効果的な対策や成果について、会員団体を中心に情報交換しました。【テーマ④経験・情報を資源化してつながる「情報循環」】

事業名	実施形態・備考		頁数
(特)あいち福祉ネット事務局支援事業	自主事業		24
NPO・市民活動団体活動拠点整備事業	自主事業		25
NPO会計事務代行事業	自主事業		25
NPO法人会計力検定名古屋会場開催支援事業	委託事業(民間)	(一社)NPO会計力検定協会・NPO会計支援センター／	25

※東海自治体学会研究会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止された。

事業名	実施時期	実施場所	事業規模（円）
(特)あいち福祉ネット事務局 支援事業	通年	役員団体事務所等	168,000
	実施形態	自主事業	
【目的・ねらい】			
あいち福祉ネットは、愛知県下の福祉NPO法人等15団体でネットワークを形成。情報・問題意識の共有、政策提言、サービスの質と経営の向上、仲間作り、新しい社会ニーズへの対応を目的として活動する。			
【事業内容】			
●法人運営 理事会（5回）、通常総会（5/22(金)）、連絡調整等。			
●学習会に係る事業			
・コロナ禍における感染症対策、経営への影響、介護報酬改定等、福祉分野の活動への影響や展望について情報共有し、その課題解決を検討した。年6回開催。			
●福祉たすけあいフォーラム ～次期介護報酬改定勉強会（3/11(木)）			
・介護報酬改定事項に関して理解を深めるとともに、コロナ禍における介護福祉事業所の安定経営、安心安全な運営のため、各事業所の取組を共有し、効果的な対策や成果を確認する機会とします。			
「令和3年度介護報酬改定等について」			
講師：厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課課長補佐 金沢侑加さん【オンライン出席】			
【総括・評価】			
・課題を持ち寄り意見交換する場を継続して設けることができた。コロナ禍において、最前線の役割を担う中で、利用者の安全を確保、スタッフが安心して働ける環境整備、事業所の経営など複合的な課題に対して、会員団体同士で経験や対応を共有し、相互に高め合うことができた。			

事業名	実施時期	実施場所	事業規模（円）
NPO・市民活動団体 活動拠点整備事業	通年	本法人事務所	82,581
	実施形態	自主事業	
【目的・ねらい】 NPO・市民活動団体の活動拠点の設置及び一次連絡対応を通して、信頼性の確保に寄与すること。			
【事業内容】 ・ 法人拠点 2 件（一般社団法人 2 件） ・ 郵送物や来訪者への第一次対応などの連絡事務のほか、法人運営にかかる総会・理事会の開催におけるオンライン機材準備や資料印刷など運営支援を行った。			
【総括・評価】 ・ 事業活動に専念するための連絡事務所機能の提供は、アフターコロナにおいても需要が見込まれる。			

事業名	実施時期	実施場所	事業規模（円）
NPO会計事務代行事業	通年	本法人事務所、オンライン	303,381
	実施形態	自主事業	

【目的・ねらい】

NPO法人の事務支援のため会計データ入力代行等を行うことを通じ、支援先団体がNPO法人会計基準に準拠した適切な会計報告及び経営管理ができるようになること。

【事業内容】

- ・ 入力代行 2 件（NPO法人 1 件、一般社団法人 1 件）
- ・ アンケート集計代行 1 件（NPO法人）

【総括・評価】

- ・ 従来の入力代行他、新設の一般社団法人の支援がスタートした。支援先団体役員が事業に注力できるよう、バックオフィス関係の代行や情報提供などを行っている。また、新規の入力スタッフの依頼目途がつき、事業の拡大のための布石を打ちつつある。

事業名	実施時期	実施場所	事業規模（円）
NPO法人会計力検定 名古屋会場開催支援事業	通年	県内公共施設等	4,125
	委託団体	委託団体(一社) NPO会計力検定協会 ・ NPO会計支援センター／自主事業	

【目的・ねらい】

NPO法人会計力検定を名古屋で開催し、NPO法人の人材育成や法人の基盤整備・組織強化に資するとともにNPOの信頼・信用を向上させること。

【事業内容】

- 「基本」（NPO法の基本理解、NPO会計に関わる際に必要とされる初歩的な知識）編
- 「入門」（NPO法およびNPO法人の特性、簿記3級導入レベル+会計実務力の実践的知識）編
- 日時：2/21(日) ●参加者：7名

【総括・評価】

・NPO法人の会計について体系的に学ぶことができる唯一の検定であり、NPO会計に関わる人材の育成に資する取組である。会計力検定開催協力については4年目となり、受講希望者が減っている状況にあるため、広報には課題がある。次年度以降は、各地の市民活動センターや中間支援団体との広報協力を強化するなどの取組を通じて参加者層を掘り起こす必要がある。

●定款における「特定非営利活動に係る事業」の報告は以上の通りです。「その他の事業」は今年度は実施していません。

三 組織管理運営

1 組織運営について

(1) 人のマネジメント

- ・2020年度は、理事11名、事務局4名、その他、各事業に関わる専門家をはじめとする協力者と共に事業を実施しました。長年経理・労務を支えていただいた職員の退職に伴い、新規非常勤職員1名を採用するなど体制を変更して取り組みました。
- ・2020年度事業においては、3者共同体として愛知県事業を受託・運営しました。お互いの得意を活かし、チームを組むことにより、事業を遂行する人員体制を整えることができました。

(2) 事業開発の検討

- ・今年度から中小企業診断士との連携にむけて、綿密に話し合いを重ねて、専門性を活かした支援のあり方を検討しています。今年度は、診断士・NPO双方が知り合うきっかけづくりとしてキックオフミーティングを開催したほか、組織基盤強化助成を受けた団体への個別支援に取り組みました。
- ・重点テーマの事業化にむけて、理事会で意見交換を重ねました。今年度READYFOR(株)より助成を受け、コロナ禍における団体の課題に対して、個別支援を通して解決の道筋をつけるだけでなく、同じ課題を抱える団体に役立てるよう一般化して普及展開する取組に着手しました。

(3) コミュニケーション

- ・本法人の基本情報、設立時からの取組み紹介、事業報告、事業計画、決算、予算などを掲載した「アニュアルレポート2020」(300部)を発行すると共に、ホームページやSNSに活動情報を掲載しました。
- ・中小企業デジタル化応援隊を活用し、専門家の支援をうけてオンライン化に取り組みました。理事会はじめ会議や事業のオンライン化が進みました。
- ・コロナ禍において、総会記念フォーラムの中止など、会員・関係者のみなさんとの双方向のコミュニケーションは課題として残りました。他方、オンライン活用により遠方からの参加につながったり、小規模な学習会で意見交換が深まったり、新たな価値が見いだされる機会ともなりました。

(4) 協働の関係づくり

- ・全国組織・NPO支援団体のプラットフォーム「新型コロナウイルス」NPO支援組織社会連帯(CIS)に加盟し、月1回情報共有しました。県内においては、レスキューストックヤードが主催するNPOおたがいさま会議に参加し、情報共有をはかりました。
- ・withコロナ時代の社会参加と雇用継続を通して、三重・岐阜の中間支援組織と情報交換の体制を形作ることができました。
- ・市民活動支援センター情報交流会・世話人有志の会に参加協力し、コロナ禍の事業の実施状況や課題意識を共有し、交流会の開催にむけた体制づくりに取り組みました。

2 機関・会議運営について

(1) 総会 第19回通常総会

【実施日】 2020年6月21日(日) 13:00~14:40

【場所】 本法人事務所(名古屋市東区)

【出席者数】 正会員総数66人中、本人出席8人、書面表決27人、委任状17人

【議 題】

- (1) 2019年度事業報告の承認の件＜決議事項＞ (4) 役員選任の件 ＜決議事項＞
 (2) 2019年度決算報告の承認の件＜決議事項＞ (5) 役員報酬について ＜決議事項＞
 (3) 監査報告 (6) 2020年度活動計画・予算の報告＜報告事項＞

(2) 理事会 2020年度は10回開催しました。開催会場は、本法人事務所です。

回数	日時	主な議事
第 186 回	5 月 25 日 (月) 18:30～20:45	▼2019 年度事業報告・決算 (案)、役員選出、役員報酬 (案) の承認 ▼2020 年度事業計画・予算決議 ▼第 19 回総会の運営について検討
第 187 回	6 月 21 日 (日) 15:00～15:30	▼理事長・副理事長の選任
第 188 回	7 月 13 日 (月) 18:30～21:00	▼第 11 期評議員の選任 ▼事務局及び研究員・専門員の承認 ▼事業推進・組織運営の決裁ルールの承認
第 189 回	8 月 3 日 (月) 18:30～20:45	▼事業開発のための助成金申請の承認 ▼重点テーマ事業化の検討
第 190 回	10 月 5 日 (月) 18:30～21:15	▼重点テーマ事業化の検討 ▼20 周年記念行事の検討
第 191 回	11 月 2 日 (月) 18:30～21:00	▼基本規程の承認 ▼重点テーマ事業化の検討
第 192 回	12 月 7 日 (月) 18:30～21:00	▼2020 年度事業計画・活動予算書の修正承認 ▼退職金、年度末賞与支給承認 ▼新型コロナウイルス感染症に関する事業継続計画 (BCP) 承認 ▼中期重点テーマに基づく 2021 年度活動方針の検討
第 193 回	2 月 1 日 (月) 18:30～21:00	▼2021 年度事業方針の検討 ▼パートタイマー就業規則改定
第 194 回	3 月 1 日 (月) 18:30～21:00	▼2021 年度以降の事業体制・計画の検討
第 195 回	4 月 26 日 (月) 18:30～20:30	▼2020 年度決算見通し ▼2020 年度活動計画・活動予算書 (案) の承認 ▼20 周年記念事業の検討

(3) その他の会議等

- ・理事長・副理事長・事務局長による会を月 1 回程度開催し、迅速な意思決定、理事会の効率的な運営を図りました。
- ・事業部長による会を半期に 1 回開催し、共有知を確認し、事業部間の連携を図りました。
- ・新任理事・スタッフを対象としたオリエンテーションを行い、設立の経緯や成り立ち、大事していることを共有し、相互理解を深める機会としました。
- ・毎週 1 回 (原則火曜日) 事業進捗会議を、事務所において開催し、実務執行の円滑化を図りました。

2021 (R3)年度事業報告

自 2021年5月 1日
至 2022年4月30日

一.概要報告

1 はじめに	2
2 2021 年度 of 取組概要	2
2 第4期 (2018~2021) 中期重点テーマへの取組進捗	3

二.各部事業報告

1 研修事業	4
2 啓発・情報提供事業	13
3 調査研究・提言事業	15
4 相談・助言事業	18
5 人材交流・ネットワーク促進事業	24
6 市民団体等事務局支援事業	27

三.組織管理運営及び会議の開催

1 組織管理運営	29
2 機関・会議運営について	29

一.概要報告

Ⅰ はじめに

2021年度は、本法人の理念「よい社会は市民がつくる」を実現する上での4つの柱立てを整理し、昨年度設定した中期重点計画（2018～2021年）の最終年にあたり、次期計画へつなぐ展開しました。

以下、定款の事業毎の取り組み概要、及び中期重点計画のテーマを踏まえて、2021年度の活動状況を振り返ります。

2 2021年度の取組概要

①研修事業

・自治体のNPO支援や協働促進へのサポートは、刈谷市・岡崎市、清須市で継続して取り組みました。NPOの資金獲得に関するニーズに対応する休眠預金制度やクラウドファンディングのオンライン研修を開催しました。

②啓発・情報提供事業

・DXの進歩に対応するため専門家と連携しながら、ビジネスコミュニケーションツールやクラウドサービスを活用した組織・事業マネジメントの改善に取り組みました。
・ネイバーズが行う支援活動情報のほか、地域や全国のNPO活動や支援情報の発信にも取り組みました。

③調査研究・提言事業

・大学・企業・行政など多様な主体と連携・協働の促進について、地域円卓会議を模擬開催しながらノウハウをまとめて、報告書を発行しました。
・コロナ禍のまちづくり活動への影響について、総会アフタートークにおいて地域コミュニティ活動の課題を話し合い、中間支援組織の役割を確認するとともに、レポートとして発信しました。

④相談・助言事業

・東海3県での市民活動情報共有会及び学習会・活動相談会の取組を通して、各県域を対象に活動するNPO支援組織と継続的に情報共有を進めています。また、学習会・活動相談会では参加者同士が学び合い、具体的な運営改善につながる機会を提供できました。
・新たに、市町の支援センターとも連携した地縁組織への会計ソフト導入など会計支援において広がりました。

⑤人材交流・ネットワーク促進事業

・中小企業診断士によるNPO支援促進では、NPO組織基盤強化支援を行い、効果や課題を伝える報告会を開催しました。
・NPOの役割を再確認し今後20年を展望するための勉強会を企画しました。NPO法制定、地域における市民セクターを培った研究者の経験から学びました。

⑥市民団体等事務局支援事業

・会計事務代行など新たな支援団体につながりました。オンラインツールを活用して在宅勤務による支援体制を確立しつつあります。事務局代行事業では、コロナ禍によりハイブリッド型での開催を専門家の支援のもと開催をサポートしたほか、「NPO法人会計力検定」開催支援業務にひきつづき取り組みました。

3 第4期(2018~2021)中期重点テーマへの取組進捗

【1】「市民公益活動の持続可能なマネジメント」「NPO活動の意義や価値の発信」の支援

- ・「NPO承継センター」での取り組みとして、コロナ禍により加速した組織や事業の見直しにおいて、中小企業診断士等専門家と連携して伴走支援を実施し、成果報告会やレポートとして発信しました。
- ・共同事業体による事業実施や事業連携、事務局支援による会計業務や事務局業務を担うことを通じて、多様な主体との協働促進におけたNPOのプラットフォームとして共通資源化において取り組みました。
- ・休眠預金をはじめ、様々な資金支援のしくみを活用できるよう、「社会的インパクト評価」手法や「第三者組織評価」を学ぶ研修、制度を活用した事例を紹介するセミナー、個別相談を開催し、現場の団体が自分ごとに取り組めるよう情報や機会を提供しました。また、「東海ろうきん」のご寄付を通して「こどもの健全育成」と「就労支援」に取り組む活動を対象に寄贈しました。

【2】地域密着型の中間支援組織と連携した「草の根の市民活動の活性化」

- ・コロナ禍で活動を制限された市民活動へ、助成金の情報提供、学習会・活動相談会、オンラインを活用した継続・展開の工夫を学び合う機会の提供やサポートに取り組みました。
- ・愛知県内の支援センターの運営に携わる中間支援NPOの人材育成講座に取り組んだほか、支援センター情報交流会の企画運営に参画し、地域密着型の中間支援組織に重要なテーマについて学びあいました。
- ・地域課題の解決において、多様な主体との協働を促進するため、NPOや企業・大学との協働・連携を生み出す会議手法、ならびにコーディネート人材を育成する研修を実施しました。

【3】地縁力を再生し、新しい地域経営のあり方を築く「地域力コーディネート」

- ・「市民コーディネーター育成」や「市民主体で運営する語り合いの場」の運営支援に複数の市町で継続して取り組みました。市民協働事業において「協働診断」を用いた分析及び、今後の協働の展開方法の検討についても、複数の市町で実施・展開することができました。
- ・地域の課題解決において、地域組織への運営支援に関して、地域組織支援を行う行政施策の委員等として参画を通して取り組んだほか、具体的な事業や地域への関わりには至りませんでした。

【4】市民公益活動に関わる経験・情報を、資源化してつなげる「情報循環」

- ・「NPO法20周年記念」の地域学習会の運営に参画し、NPOの社会的価値を検証・展望する機会としました。「新型コロナウイルス感染症によるNPO活動への影響調査」や、関連支援策・助成金など新たな動きに関して、全国・県域のネットワークに参画し、県内の自治体や支援センターに役立つ情報を収集・発信しました。
- ・中小企業診断士等専門家によるNPO支援事業に着手し、個別マッチングのしくみづくりに取り組みました。コロナ禍において生まれた社会ニーズへの対応、NPOへの多様な関わり方の発掘など、社会に必要な取り組みを生み出すことにつなげました。
- ・ICTの進歩に対応するため、専門家と連携したマネジメントの改善に取り組んだほかNPOが活用できるビジネスコミュニケーションツールの活用において学習会や情報提供に取り組みました。団体の状況によって進度はさまざまであり、個別の状況に応じた取り組みの必要性が見えてきました。

二.各部報告

ボランティアネイバーズ(VNS)は、定款に基づく「研修」「啓発・情報提供」「調査研究・提言」「相談・助言」「人材交流・ネットワーク促進」「事務局支援」の6つの事業分野を持ちます。個別の事業は、この6つの要素を複合的に持っていますが、事業分野は主要要素・ねらいによって分類しています。

以下、各部の報告をします。

Ⅰ 研修事業

- NPO・まちづくり講師派遣などにおいては、前年度のコロナ禍に対応するためのオンライン導入や情報ツール活用などの特別な研修事業は落ち着きをみせ、本来の NPO 運営に関する会計や税務、管理業務などに関する研修が主になってきました。消費税インボイス制度など新しい制度の導入に関する内容もみられます。そんな中で「なごやNPO共感獲得セミナー」「NPO 資金獲得セミナー」など、寄付金獲得や休眠預金等の助成金獲得など NPO 資金獲得に関する研修ニーズが徐々に高まってきているようです。【テーマ①市民公益活動の持続的なマネジメント】
- 委託による研修事業については、愛知県の協働コーディネーター研修や、継続している刈谷市のまちづくりコーディネーター養成講座など草の根の市民活動の活性化や協働につながる研修を実施しました。こうした従来の研修もコロナ禍のため完全オンラインでの研修実施も行われました。参加者の利便性・メリットもあり、コロナ禍が落ち着きをみせたのちもオンラインでの研修実施は一定のニーズがつづくと思われます。【テーマ②草の根の市民活動の活性化】
- 行政職員向けの協働研修は、上記愛知県のほか、岡崎市、刈谷市、清須市で実施されました。オンライン実施の検討もされましたが、協働というテーマ性を考慮してワークショップ形式での話し合い体験などできるだけ対面での実施を重視する傾向がありました。

事業名	実施形態・備考		頁数
NPO・まちづくり講師派遣	自主事業	行政・民間に派遣	5
インターン受け入れ	自主事業		5
オンライン学習会	自主事業		6
NPO資金獲得セミナー	委託事業 (公共)	愛知県	6
多様な主体との連携・協働促進コーディネーター養成研修実施委託業務	委託事業 (公共)	愛知県	7
なごやNPO共感獲得セミナー	委託事業 (公共)	名古屋市	8
岡崎市市民協働実務担当者職員研修業務	委託事業 (公共)	岡崎市	9
刈谷市共存・協働のまちづくり推進支援業務 ・「つなぎの学び舎・対話ファシリテーター編」支援業務 ・「つなぎの学び舎・基礎編」支援業務 ・行政職員研修「共存・協働のまちづくり講座」運営支援 ・委員会運営、「しゃべり場」運営支援 ・「協働のまつり場」運営支援	委託事業 (公共)	刈谷市	9-11
清須市市民協働推進支援業務	委託事業 (公共)	清須市	12

I-1 研修／自主事業

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
NPO・まちづくり講師派遣	通年	県内市町村	270,450
	実施形態	自治体・団体より依頼(委託事業含む)	

【目的・ねらい】

市民団体・行政・企業等が行うまちづくりイベント等のコーディネート、企画運営に関する助言や講師等の紹介及び派遣を行うこと。

【事業内容】

A: 公的機関及び外郭団体・・・計2件

	講師派遣先／講義テーマ	日 時	派遣者名
1	愛知県／NPOマネジメントスクール実践編 「今知っておくべき税務の仕組み」	12/10(金)、 12/22(水)	中尾さゆり
2	とよた市民活動センター／ 「今こそチャンスだ!助成金ゲットしよう～年度初めがねらい目だ!」	2/19(土)	水野真由美

B: 民間団体・・・計9件

	講師派遣先／講義テーマ	日 時	派遣者名
1	(特)あいち NPO 市民ネットワーク／スタッフ研修 「事務局の管理業務のイロハ」	9/27(月)	三島知斗世 遠山涼子
2	(特)ぎふ NPOセンター／「NPO 法人の日常会計セミナー」	10/1(金)	中尾さゆり
3	(独)福祉医療機構／会計担当者向け「会計・税務講座」	10/29(金)	中尾さゆり
4	(特)レスキューストックヤード／災害ボランティアセンター合同研修 【オンライン】	1/30(日)	青木研輔
5	(特)中部プロボノセンター／第9期プロボノメンバー育成研修 「NPOの基本 社会的役割と現状」	12/18(土)	三島知斗世 遠山涼子
6	(特)ぎふ NPOセンター／「WAM 助成金オンライン説明会」	1/14(月)	中尾さゆり 青木研輔
7	生きがい工房まなとこ／常滑市市民活動講座 「市民活動とお金(会計処理や税金などの話)」	1/23(日)	中尾さゆり
8	生きがい工房まなとこ／常滑市市民活動講座 「市民活動を支える休眠預金などの助成金獲得具体例」	2/19(土)	青木研輔
9	生きがい工房まなとこ／常滑市市民活動講座 「寄付金と市民活動～クラウドファンディングなどの考え方」	2/27(日)	水野真由美

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
インターン受け入れ	8月～12月	本法人事務所他	0
	実施形態	自主事業	

【目的・ねらい】

本法人の業務体験や研修・相談等の機会を通して、愛知県内の自治体とNPOとの相互理解を深め、協働のまちづくりを促進すること。

【事業内容】

講座や研修会の運営、講座内のグループファシリテーターを担当していただいた。

●名古屋市上下水道局人材育成推進室 田口和輝さん 受入期間:8月～12月

※愛知県現場体験型研修(採用2年目職員)は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。

【総括・評価】

・業務において研修企画運営を担当されており、研修を体験する場を提供してNPOが行う研修の手法を知ってもらう機会となったほか、研修に参加した団体と交流の機会を通じてNPOの理解につながった。

Ⅰ 研修事業

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
オンライン学習会	通年	オンライン (Zoom)	116,600
	実施形態	自主事業	

【目的・ねらい】

市民活動・まちづくり活動に携わる NPO を対象に、法令改正や最新トピックスを学ぶ学習会をオンラインで開催する。また、主に中間支援組織・行政職員が主体となり、関心や問題意識のあるテーマを持ち寄り、情報交換や議論を通して学びの機会を提供すること。

【事業内容】

	テーマ／参加者数	日 時	講師
1	「どこまで必要?!NPO のための電子帳簿保存法セミナー」 【47 人】	1/18(火)	鳥居翼税理士
2	「NPO 向け・初めての消費税インボイス制度 ～消費税を申告・納税していなくても無関係ではないのです～」 【46 人】	11/10 (金)	鳥居翼税理士
3	「市民活動推進に関する施策についてパブコメ書こう会」 【8 人】	12/15 (水)	—

【総括・評価】

・イベント集客サイト(peatix)を活用し、申込・決済を一元化し、ライブ配信に加え、参加者限定で録画配信を行い、参加しやすい機会を提供することができた。オンラインの特性を活かし、全国からの参加につなげることができた。今後は議論したいテーマを持ち寄れるオンライン上のプラットフォームとしての展開につなげる。

Ⅰ-2 研修／受託契約事業(公共部門)

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
NPO資金獲得セミナー	8月～1月	あいちNPO交流プラザ他	697,353
	委託団体	愛知県(社会活動推進課)	

【目的・ねらい】

休眠預金等活用制度における事業の評価指針である社会的インパクト評価を、有識者や休眠預金関係者と一緒に検証することで理解を深めるほか、休眠預金等に関する動向や課題解決に資する制度の情報を提供すること。

【事業内容】

資金の獲得を検討しているNPOやNPO支援者を対象に
休眠預金を活用した助成について学ぶセミナーをオンライン／パブリック会場2カ所で開催した。

- 12/15(水)13:30～16:30 ●参加者:51名
- 本会場:オンライン(Zoom)
- パブリック会場:ワクティブこまき(こまき市民交流テラス)／安城市民交流センター
- 講師:芥田 真理子さん((一財)日本民間公益活動連携推進機構(JANPIA)企画広報部)
- 事例報告:三島知斗世さん((一財)中部圏地域創造ファンドプログラムオフィサー)
花井 美紀さん((特)ミーネット 理事長)
- グループワーク・質疑応答 グループファシリテーター7名



【総括・評価】

・休眠預金助成の制度運営側、地域で資金分配を行っている財団、助成を受けた実行団体の3者から話をし
てもらい、休眠預金等の助成金の制度や仕組み、活用法について紹介することができた。また、アンケート結
果からは「理解できた」「概ね理解できた」が半数を超えており、実行団体への応募についても約半数が応
募を検討することにつながった。一方、「応募するには難しい」などの意見もあり、次年度は休眠預金に絞ら
ない資金獲得に関する内容を検討する必要がある。

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
多様な主体との連携・協働促進 コーディネーター養成研修 実施委託業務	7月～3月	あいちNPO交流プラザ他	1,962,426
	委託団体	愛知県(社会活動推進課)／あいち協働事業サポートセンターとして(特)地域福祉サポートちた・(特)ボラみみより情報局と共同受託	

【目的・ねらい】

NPOと大学・企業など多様な主体との連携・協働に携わる県及び市町村職員を対象として、連携・協働を円滑に進めるためのニーズ分析や意見調整能力など必要なコーディネートスキルを養うこと。

【事業内容】

(1) 連携・協働のためのコーディネーター専科

会場:あいちNPO交流プラザ

全体ファシリテーター:加藤武志さん(まち楽房有限会社 代表取締役)



回	日程	内容／講師／受講者数
第1回	9/8(水)	○連携・協働 基本の「き」(オンライン開催) 川北 秀人さん(IIHOE[人と組織と地球のための国際研究所]代表者 兼 ソシオ・マネジメント編集発行人) 【第1部29名／第2部28名】
第2回	10/7(木)	○協働の現場から ～NPO×企業編～ 濱島 正樹さん(大同メタル工業株式会社コンプライアンスセンター チーフ) 大須賀 恵子さん((特)中部プロボノセンター 事務局長) 【27名】
第3回	11/8(月)	○協働の現場から ～NPO×大学編～ 大脇 明子さん(名古屋経済大学 地域連携センター 統括主査) 松本 里美さん((特)シェイクハンス 代表理事) 【26名】
第4回	12/7(火)	○わたし発・協働提案 星野 博さん((特)志民連いちのみや 理事長) 【28名】



(2) 研修成果のとりまとめ

「ふみだそう!連携・協働コーディネーター」200部発行

県内市民協働担当部署・市民活動支援センターへ送付

●座談会

1/14(金) 参加者:10名

連続研修参加者を対象に参加を呼びかけ、有志メンバーが集まり開催した。

過去の「地域のコーディネーター塾」検討会メンバーから3名の方に参加いただき、福祉や環境部局での協働の実践事例をもとに市内の連携についてもお話いただき、意見交換した。



【総括・評価】

- ・2020年度「NPOと大学・企業連携促進事業調査」において連携をマネジメントする3つの視点と7つの留意点をまとめたうち「知り合う機会の提供」「異なる組織文化の通訳・第三者としての提案」スキル獲得を目的とした。
- ・研修及びワークを通じて、大学はじめ教育機関やこの地域の資源を共有したほか、企業、大学担当者から、NPOとの協働において必要な情報が説明され、コーディネーターとして備えておく情報を整理できた。
- ・アンケート結果からは「妄想から行動に移そうと思った」「失敗してもそれを材料につなげていくこと」「様々な考え方があり、意見交換等を行うことが重要」等の意見が出された。
- ・研修の前後のアンケートから「連携・協働」についての理解が6割増と深まった他、市町を超えて意見交換する機会が自身の仕事の進め方や協働に向かう気持ちを整えることができた。

Ⅰ 研修事業

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
なごやNPO 共感獲得セミナー	7月～11月	名古屋市市民活動推進センター	660,950
	委託団体	名古屋市(スポーツ市民局)	

【目的・ねらい】

市民活動団体に対し、クラウドファンディングをはじめ、寄附の集め方や広報等について学ぶ機会と個別支援を提供すること。

【事業内容】

「共感」をテーマにしたセミナーの企画運営とセミナー参加者の中から3団体を対象に講師からの個別相談(各3回)を行った。

(1) セミナーの企画運営等

●日時/場所 9/3(金) 14時～17時 オンライン(Zoom)

●内容 「なごやNPO共感獲得セミナー～伝わる思い・広がる共感～」

- ① 共感を得るために、思いをまとめて伝わりやすくする
- ② SNS、ブログ、ポスター・チラシ など広報手段と特徴に応じた使い分け方
- ③ クラウドファンディングの使い方と事例紹介

●講師 川北 輝(かわきた あきら) さん

(特)津市 NPO サポートセンター 理事長/津市市民活動センターセンター長

●参加者 68名

●アンケート結果

よく理解できた 37%、理解できた 63%、「すぐに実践できる内容でためになった」「クラウドファンディングの本来の用途や、行った結果どうなったかなど具体性があった非常に参考になった」など、セミナーの満足度が高いものであった。また、講師の経験等を含み具体的な事例を取り上げるなど、より実践的な内容を提示したことも満足度につながった。



(2) 個別支援

講座終了後 9～11月に、セミナーに参加した福祉、国際協力などの活動を行う団体を対象に講師 川北輝さんによる3つの団体に個別相談を実施した。アンケート結果から、とても役に立った 86%、役に立った 14%、「違う視点からの意見が参考になった」「踏み込んだ議論ができ、今度の方向が見えた」など満足度の高い結果となった。

●主な相談内容

ホームページやリーフレットへの効果的な情報の掲載の仕方、SNSを活用した寄附の集め方 など

【総括・評価】

- ・オンラインの特性を活かし、チャット機能を有効に活用した参加型の講座を講師が行い、参加者が聞くだけでなく参加することができる講座を行ったことで満足度が高い講座となった。また、個別支援でも、団体に寄り添った手法を紹介し団体がすぐに実践として行えるような内容であった。
- ・ファンドレイジングについて概念的に学ぶ場はあったが、実践者として市民団体と共に実施した手法を紹介する講座はなかった。今回の講師が実践してきた取組を紹介することで、参加している団体がすぐに取り入れられることが多く、満足度につながった。

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
岡崎市市民協働実務担当者 職員研修業務	8月～1月	岡崎市役所	276,408
	委託団体	岡崎市(市民安全部市民協働推進課)	

【目的・ねらい】

市民協働に関する職員の知識を高め、意識を醸成すると共に、市民協働の取組の課題への対応策を学ぶことを通して、岡崎市における市民協働の推進を図ること。



【事業内容】

「協働」の基本についてのレクチャー、事例として、小牧市 健康生きがい支え合い推進部 支え合い協働推進課市民協働 係長 大塚 正則さん、岡崎市 総合政策部 地域創生課 公共交通係長 都築哲男さんにより、日常業務の中で取り組める連携・協働の事例や既存のシステムから行える連携・協働の事例、市民の声から始まった協働についてご紹介いただいた。グループワークでは、「担当業務において、課題解決のための協働の可能性を探る」をテーマとし、ワークシートを使い市民活動団体の力を活かした創造的な市民協働とはどんなものか。また、行政の役割はどんな場面が必要になるのか。グループで意見交換・検討し、全体で発表して共有した。

●実施 12/23(木) 13:30～17:00 岡崎市福祉会館6階 大ホール

●参加者 40名(実務担当職員) ●講師 三島知斗世(VNS) ●ファシリテーター 水野真由美(VNS)

【総括・評価】

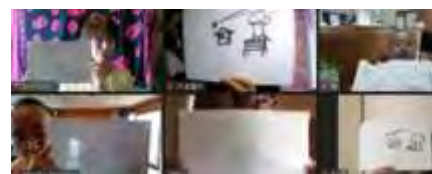
・昨年度は動画視聴の形で行われ、今年度は対面での実施となった。アンケート結果にでは全体を通して95%が有意義であった(AまたはB)と回答。事例紹介では、97%と事例からの学び、経緯や実態への理解、協働の幅広さを知る機会となった。ワークも熱心に行われ、自身の事業の協働の可能性を検討する機会となった。

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
刈谷市 共存・協働のまちづくり推進支援業務 「つなぎの学び舎・実践編 ～みんなの対話 お助け隊コース～」	5月～3月	オンライン 他	5事業で 6,014,008
	委託団体	刈谷市(市民協働課)	

【目的・ねらい】

共存・協働のまちづくり推進基本方針を推進するうえで必要となる、異なる経験や考え方を持った者同士のつながりをつくる存在である「まちづくりコーディネーター(つなぎびと) [以下まちコ]」を育成すること。

※全体ファシリテーター:稲葉久之さん(フリーランス・ファシリテーター)



【事業内容】

第5期 実践編「みんなの対話 お助け隊コース」 回数 / 月日 / テーマ		
1	5/29(土)	まちづくりコーディネートって何だろう?
2	6/24(木)	学びを深めるファシリテーションを考えよう
3	7/24(土)	アイデアを生み出すファシリテーションを考えよう
4	8/19(木)	話し合いの場をデザインしてみよう
5	9/18(土)	私が考える話し合いの場を発表しよう

【総括・評価】

・第6期学び舎実践編は、10名の受講申込があり1名が途中辞退し9名が参加。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、オンラインにて開催した。9名が修了要件に該当し、内5名がまちコに登録した。
・オンライン開催であったが、講師の参加者同士が交流を持てるような場づくりにより、交流が深まっていった。その影響もあり、5名が基礎編に参加する流れとなった。

I 研修事業

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
刈谷市 共存・協働のまちづくり推進支援業務 「つなぎの学び舎・基礎編」	5月～3月	刈谷市民ボランティア活動センター	5事業で 6,014,008
	委託団体	刈谷市(市民協働課)	

【目的・ねらい】

共存・協働のまちづくり促進のため、参加や連携を促進する、まちづくりコーディネーター“つなぎびと”を市民の中で育むこと。

※全体ファシリテーター：藤森幹人(VNS/まちづくりコンサルタント)

【事業内容】

第6期「つなぎの学び舎・基礎編」 回数 / 月日 / テーマ・講師		
1	10/9(土)	まちづくりの想い、聴いて語ろう(米田正寛さん、岡 由香さん、桑畑忠則さん)
2	11/2(火)	まちづくりの現場を聴いてみよう(及川啓太さん)
3	12/2(木)	話を引き出し、想いをつなげよう(名畑 恵さん)
4	12/19(日)	まちづくり活動の育み方を考えてみよう(池田哲也さん)
5	1/13(木)	まちづくり活動の成果と課題を伝えてみよう
6	2/26(土)	魅力アップ!のまちづくりを提案しよう

【総括・評価】

- 申込9名のうち、半数が対話ファシリテーター編を先に受講した参加者であったため、開始当初からチームワークが取れた期となっていた。また、第6回の企画では実際に活動拠点で企画を実施する内容を計画し、「今後実行する」などの意見が多く出ていた。修了生のうち、5名がまちコに登録した。
- コロナ禍ではあったが、対面で実施。オンラインの良さ、対面で行う良さを改めて実感することができた。
- まちコの活動につながる企画も出ており、今後まちコゼミへつなげていきたい。

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
刈谷市 共存・協働のまちづくり推進支援業務 行政職員研修「共存・協働のまちづくり講座」運営支援	5月～3月	刈谷市役所他	5事業で 6,014,008
	委託団体	刈谷市(市民協働課)	

【目的・ねらい】

「刈谷市 共存・協働のまちづくり推進基本方針」の推進に向けて、まちづくりに取り組む様々な主体が協議し、主要な取り組みを生み出していくための支援を行うこと。

【事業内容】

9/3(金) 学習編	○入庁3年目職員 64名 ○基本講義「協働するって?共存協働のまちづくりと市職員の役割～「新しい公共」の担い手とのコラボ～」 ・「共存・協働の心得帳」と「刈谷市協働事例紹介」 ・グループワーク
---------------	---

【総括・評価】

- 学習編では、昨年に引き続き「地域づくりコーディネートゲーム」を用いてグループワークを行った。また、「協働」の考え方を理解できた一方で、協働を実現していくことや市民に「自分ごと」と考え、行動してもらうことの難しさを感じた様子もあった。
- 1月26日に予定されていた、係長向けの実践編は、新型コロナウイルス感染拡大のため、開催中止となった。

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
刈谷市 共存・協働のまちづくり推進支援業務 委員会運営、「しゃべり場」運営支援	5月～3月	刈谷市役所他	5事業で 6,014,008
	委託団体	刈谷市(市民協働課)	

【目的・ねらい】

- 委員会運営支援 「刈谷市 共存・協働のまちづくり推進基本方針」の推進に向けて、まちづくりに取り組む様々な主体が協議し、主要な取り組みを生み出していくための支援を行うこと。
- しゃべり場運営支援 市民が刈谷のまちを「自分ごと」として捉え行動する一歩として語り合うための場を市民主体で運営すること。

①共存・協働のまちづくり推進委員会の運営支援	○委員：16名、委員長：昇秀樹さん(名城大学教授) ○全体会議2回、夢ファンド部会3回、コーディネーター部会2回を実施。 ・夢ファンド部会では、まちづくり活動支援事業補助金(3件の申請と採択)の募集と審査会運営、コラボ70補助採択事業のうち延期された事業の対応等を検討した。 ・コーディネーター部会では、コーディネーターのネットワーク化へむけて、ヒアリング対象の検討・実施・報告、取組内容について検討した。 ●まちコ交流会 【第1回】11/27(土) 参加者：9名、【第2回】3/5(土) 参加者：19名 ●まちコゼミ(ファシリテーション、オンライン活用、広報、3つのテーマで勉強会・意見交換を実施)
②わがまちのしゃべり場運営支援	○市民主体の企画会議により運営してきたが、感染症収束の見通しが立たない状況からしゃべり場当日及び企画会議の開催は中止された。 ○今後のしゃべり場の開催方法について企画会議メンバーを中心に、これまでの実践や工夫をふりかえり、今後の場のあり方について意見交換を行った。 ●1/24(月) 参加者：3名

【総括・評価】

- ・感染拡大防止の観点から、夢ファンド募集説明・報告会、ファンドレポート活動は中止された。まちコの派遣活動は減ったものの、まちコ自身の活動づくりや情報共有の機会をつくるのがまちコさんから提案され、ゼミで検討する。
- ・ウィズコロナにむけたしゃべり場のあり方について、話しやすい雰囲気づくりやオンラインを活かした新たな参加者層の広がりなど幅広い意見が持ち寄せられた。共存・協働のまちづくり基本方針における様々な事業での話し合いの基本単位として、横断的に展開されるよう今後も検討をつづける。

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
「協働のまつり場」運営支援	5月～3月	刈谷市役所	5事業で 6,014,008
	委託団体	刈谷市(市民協働課)	

【目的・ねらい】

市民(NPO・地域団体等含む)と行政の実務者が意見交換を行うことで、課題認識や目指す目的の共有を図り、協働のあり方を展望すること。

【事業内容】

- 今年度は、市民協働事業に対する新型コロナウイルス感染症拡大の影響を検証し、協働のあり方を話し合うまつり場を翌年度に行うことをねらいとして、その準備にあたった。
- ・市民協働診断シート作成と各課への調査(対象：56事業)
- ・ヒアリングを行う候補事業(9事業)を選定

【総括・評価】

- ・ヒアリングとまつり場(意見交換会)は、2022年度に実施する。市民協働事業において、コロナ禍によりプログラムの見直しが求められている、担い手の高齢化が表面化し新しい事業の進め方が問われている、健康づくり等で地域の色々な団体の連携が重要になる等で、協働のあり方のさらなる工夫が求められている。

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
清須市市民協働推進支援業務	5月～3月	清須市役所他	1,172,600
	委託団体	清須市(企画政策課)	

【目的・ねらい】

市民協働によるまちづくりを活性化するため、「市民・市民団体・企業・学校等」と「行政」が連携、協力できる環境づくり構築のための企画、運営、支援を行う。市職員に対して、「協働」についての意識醸成を図ること。

市民や市民活動団体と協働して実施されている市の事業を対象に、市民協働のあり方を評価し、今後に向けた改善・発展を図ること。



【事業内容】

① 協働テラス・ 企画運営 ミーティング	○協働テラス2021夏 (会場:春日公民館 大会議室、オンライン併催) 8/8(日) 参加者:43名 話題提供(4テーマ)、意見交換、共有タイム ①歴史と地域のむすびつき②五条川に蛍を!③清須市の再発見④市民協働をPRしよう ○協働テラス2021冬 (会場:清須市役所 北館 第1・2・3会議室他、オンライン併催) 12/11(土) 参加者:51名 話題提供(4テーマ)より進捗報告、意見交換 全体ファシリテーター:藤森幹人 ○企画運営ミーティング 5/19(水)清須市役所 北館 第1・2会議室 参加者:13名 9/16(木)(オンライン開催) 参加者:9名 11/11(木) 清須市役所 南館 大会議室 参加者:9名 2/21(月) 清須市役所 北館 第1・2会議室 参加者:11名
②職員研修	○市民協働職員研修 12/7(火) 講師:水野真由美(VNS) 清須市「マイプラン」に照らし合わせて、協働の目的、「対話」によって課題や思いを共有すること、得意分野と役割を相互に補完する仲間集めとして、プロセスの一部から取り組めること等について、事例を交えて解説した。
③庁内 照会・調査	○10～11月 協働診断シートの作成 ○11～12月 協働診断シートによる調査 9課48事業 ○3/11 調査結果をふまえたヒアリング対象事業の検討 ○3/23 協働のあり方についてのヒアリング・意見交換(3課4係 5事業)

【総括・評価】

- ・協働テラスは、令和元年度より始まり、市民や団体、企業などが清須市内のまちづくり課題やアイデアを共有し、課題解決におけた行動や活動が立ち上がる「まちづくりプラットフォーム」としての役割を目指している。4つのテーマは市民活動として具体的な活動へ進展するなど大きく前進し、ねらいとする役割を十分果たすことができた。次年度において2つのテーマは市民協働事業として展開され、新たに2つのテーマを加えて運営する。
- ・協働テラスの前後では「企画・運営ミーティング」を開催し、テーマや開催方法を話し合っ決めて。大きなテーマを川として、関係する市民グループが話題提供し、意見交換する運営方法として開催した。協働テラスの運営自体を市民主体で行うねらいについても、達成しつつあると評価できる。
- ・職員研修は、基本的な研修として3年間行ってきたが、今年度を区切りとして終了する。講義を撮影し、視聴をもって参加に代える形となるが、3年程度を目途に内容の見直しの必要性を提案した。
- ・庁内調査におけるヒアリングは、社会変化により、市民が担い手となってきた制度の運用方法に見直しが必要になってきた事例が多く、事業協力者獲得や情報発信等の改善できそうな点を前向きに話し合うことができた。

2 啓発・情報提供事業

- NPO・まちづくりの理解・参加のための情報、先進事例やNPOの全国的動向などの情報を提供・共有することを目的にしています。
- NPOや企業、行政などから提供される書籍、パンフレット等を「ライブラリー」として蓄積しています。
- NPOに関連する「情報」をホームページやメールマガジン、SNSで発信しています。こうしたツールを用いてボランティアネイバーズの活動のほか、地域や全国のNPOの活動や支援情報も紹介しました。【テーマ④ 経験・情報を資源化してつながる「情報循環」】
- DX が進む社会に対応するため ICT 専門家と連携しながら、ビジネスコミュニケーションツールやクラウドサービスを活用した組織・事業マネジメントの改善や顧客情報の管理にも取り組んでいます。【テーマ②草の根の市民活動の活性化】

2-1 啓発・情報提供／自主事業

事業名	実施形態・備考		頁数
情報発信事業／ウェブサイト運営	自主事業	本法人事務所	13
中小企業デジタル化応援隊によるICT環境整備	自主事業	本法人事務所	14
あいちNPO交流プラザポータルサイト保守管理業務	委託事業（公共）	愛知県	14

事業名	実施時期	実施場所	事業規模（円）
情報発信事業／ウェブサイト運営	通年	本法人事務所	8,800
	実施形態	自主事業	

【目的・ねらい】

市民活動・まちづくりに関する理解、参加促進、運営力向上のため、有益な情報を提供すること。

【事業内容】

- ・ イベント・研修情報、市民参加の促進、行政との協働、助成金情報などをホームページやブログ、SNS（facebook、twitter）に掲載、ダイレクトメール送付（県内市民活動センター、講座参加者など）を実施した。
- ・ ホームページでは、イベント・研修情報の発信を中心に行い、SNSでは、日常の活動様子も取り入れて発信するなど、ユーザーとの交流に取り組んだ。

- ホームページアクセス件数（18,416）、Facebookページ（いいね：679人／フォロー：761人）、Twitter（フォロワー：643） ※2022年4月現在

- ・ オンライン会議用360°カメラ・マイク・スピーカー（ミーティングオウル）の貸出を開始した。（利用件数：2件）



【総括・評価】

- ・ 市民活動やまちづくりの理解・参加のための情報、SNSでは先進事例やNPOの全国的動向などの情報を収集し発信するなど、ホームページだけではなくSNSも活用し適切なタイミングで情報発信を行うことができた。SNSではコンスタントな発信を行うことで、前年度以上のいいね・フォロー数を獲得した。

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
中小企業デジタル化応援隊活用によるICT環境整備	通年	本法人事務所	0
	実施形態	自主事業	
【目的・概要】			
新型コロナウイルス感染症や働き方改革、BCPへの対応において、ビジネスコミュニケーションツール等のデジタルツールをより一層活用するためICT環境の整備に取り組むこと。			
【事業内容】			
・独立行政法人中小企業基盤整備機構が、中小企業を対象に実施した「中小企業デジタル化応援隊事業」を活用し、IT専門家のハンズオン支援を受け入れ下記の改善を行った。			
・Wi-Fi環境の整備、ファイル共有環境の整備、PCの更新に関する相談対応など			
【総括・評価】			
・デジタル化にまつわる様々な課題を、NPOや中小企業のIT環境の改善に取り組んだ経験が豊富なIT専門家によるハンズオン支援によって解決することができた。			

2-2 啓発・情報提供／受託契約事業（公共部門）

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
あいちNPO交流プラザ ポータルサイト保守管理業務	5月～4月	本法人事務所等	330,000
	委託団体	愛知県(社会活動推進課)	

【目的・概要】

- 愛知県社会活動推進課NPOグループのWEBサイト「あいちNPO交流プラザ」の管理運営をサポートする業務で、VNSは2008年にサイトを構築して以降業務を行っている。現サイトは2017年改修したもの。
- 内容は、愛知県(社会活動推進課)の取組、所轄のNPO法人等に関する活動情報等の掲載、企業などからのNPO法人等への助成や支援情報、県内市町村のNPO施策などが掲載されている。

【事業内容】

- 県民及びNPO等関係者にわかりやすく情報提供できるように定期的にメンテナンスを行う他、システムのトラブル対応や不必要になったファイルやリンクの削除・修正、アクセス数の記録などを行った。

【総括・評価】

活動情報やアピール情報を団体が自ら発信できるしくみは、団体だけでは行き届かない情報を県民等に届けるツールとして活用されている。認知度を高め、利用団体を拡大し、掲載情報を充実することにより、サイト活用を拡大することが必要である。SNSの著しい発展を踏まえて、それらを組み込み、構成や内容、操作性等も改善し、より多くの人に活用されるサイトにしていくことが望まれる。





3 調査研究・提言事業

- 多様化・深刻化する地域課題にNPOが対応力を高めていくことを目指し、大学・企業・行政など多様な主体と連携・協働の促進について 2020 年度に愛知県より受託実施した調査を踏まえ、多様な主体が会した協議のあり方について、地域円卓会議を模擬開催しながらノウハウを報告書にまとめました。受講者は、市町村の行政職員、支援センタースタッフで、研修を通して作成したプランの今後の実践が期待されます。
【テーマ:②地域密着型の中間支援組織と連携した「草の根支援活動の活性化」、テーマ③「地域コーディネート」】
- コロナ禍のまちづくり活動への影響について、VNS 総会アフタートークで、特に地域コミュニティ活動の深刻な課題が話し合われました。現状・課題の把握、オンラインツールの活用方法を現場が考えられるような情報提供、試用の場のコーディネートといった中間支援組織の役割が浮かび上がり、その結果をレポートで発信しました。【テーマ:②、テーマ③=同上】
- 中小企業診断士による NPO 支援について、2021 度は組織基盤強化に取り組む NPO への個別支援の形で実施し、その成果を、NPO、中小企業診断士、コーディネートした VNS の三者で振り返り、レポートにまとめました。外部の立場が関わることで、組織を俯瞰的に捉えたり、改善に向けた内部のモチベーションアップが促されるという効果が確認できました。【テーマ①:市民公益活動の持続的なマネジメント】

事業名	実施形態・備考		頁数
各種審議会・委員会への参画	自主事業		15
研究レポートの発行（ホラネ☆キャラバン）	自主事業		16
地域課題の解決に向けた多様な主体による連携・協働促進 会議実施委託業務	委託事業（公共）	愛知県	17

3-1 調査研究／自主事業

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
各種審議会・委員会への参画	通年	愛知県内各所等	315,852
	実施形態	自治体・団体より依頼に基づく	

【目的・ねらい】

各種審議会・委員会・審査会等への参画を通して、NPOの発展やまちづくり、市民主体の社会づくりに向けて提言や提案を行うこと。

A: 公的機関及び外郭団体・・・計 29 件

	委員会名等	主催者	委員名
1	あいち自動車環境戦略会議構成員	愛知県	中尾さゆり
2	あいち自動車環境戦略総合調整会議	愛知県	中尾さゆり
3	愛知県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会幹事	愛知県	遠山涼子
4	愛知県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会委員	愛知県	武長脩行
5	あいちエコモビリティライフ推進協議会企画運営会議構成員	愛知県	武長脩行
6	NPOと大学・企業など多様な主体との協働に向けた検討会議構成員	愛知県	三島知斗世
7	愛知県環境教育等推進協議会委員	愛知県	新海洋子
8	みえ県民交流センターの利用サービスに係る外部委員会外部委員	三重県	青木研輔
9	名古屋市福祉有償運送運営協議会委員	名古屋市	大西光夫
10	名古屋市指定特定非営利活動法人審査会委員	名古屋市	大西光夫
11	名古屋市緑政土木局指定管理者評価会評価員	名古屋市	武長脩行

3 調査研究・提言事業

12	名古屋市特別職報酬等審議会委員	名古屋市	中尾さゆり
13	市民活動の推進にかかる懇談会	名古屋市	中尾さゆり
14	地域福祉に関する懇談会	名古屋市	遠山涼子
15	名古屋市重層的支援体制整備事業実施計画策定懇談会委員	名古屋市	遠山涼子
16	地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業に係る事業者評価委員	名古屋市	遠山涼子
17	瀬戸まちなちの課題解決応援補助金審査員	瀬戸市	三島知斗世
18	刈谷市元気な地域応援交付金審査委員	刈谷市	三島知斗世
19	豊田市市民活動促進委員会委員／市民活動促進補助金審査会委員	豊田市	三島知斗世
20	犬山市市民活動促進委員会	犬山市	遠山涼子
21	犬山市協働推進に係る条例検討審議会委員	犬山市	遠山涼子
22	小牧市市民活動促進委員会委員、同市民活動助成金審査会委員	小牧市	三島知斗世
23	稲沢市公募型補助金審査委員会委員	稲沢市	遠山涼子
24	東海市まちづくり協働推進事業審査会審査委員	東海市	武長脩行
25	日進市市民自治活動推進補助金審査委員会審査委員	日進市	中尾さゆり
26	北名古屋市市民協働推進事業補助金審査委員	北名古屋市	齋藤雅治
27	みよし市がんばる地域応援補助事業審査会委員	みよし市	三島知斗世
28	長久手市協働まちづくり活動助成金審査会審査委員	長久手市	中尾さゆり
29	長久手市NPO法人設立支援事業助成金審査会審査委員	長久手市	中尾さゆり

B:民間団体・・・計5件

	委員会名等	主催者	委員名
1	東海ろうきんNPO育成助成事業運営委員	(一財)中部圏地域創造ファンド	武長脩行
2	NPO法人会計基準協議会専門委員	NPO法人会計基準協議会	中尾さゆり
3	コープあいち SDGs助成制度審査委員会委員	生活協同組合コープあいち	中尾さゆり
4	こくみん共済 coop 地域貢献助成審査委員会	全国労働者共済生活協同組合連合会	遠山涼子
5	名古屋市 イーパーツ・リユース PC 寄贈プログラム	(認特)イーパーツ／ (特)ボラみみより情報局等	遠山涼子

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
研究レポート発行 (ボラネイ☆キャラバン)	通年	本法人事務所	0
	実施形態	自主事業	
【目的・ねらい】 各種セミナー、研究調査等で学んだ内容の要点をレポートとして発行、情報共有を図ること。			
【事業内容】 ・ 第 33 号「総会アフタートーク ウィズコロナのまちづくり活動とネイバースの役割・期待」 ・ 第 34 号「NPO×中小企業診断士 ～新たな出会いから広がる可能性～」			
【総括・評価】 ・ 活動内容や成果・課題を A4 版両面で伝えることで、手軽な情報としてタイムリーに発信することができた。 会員中心とした発信から、関心のある団体に向けて広く発信展開し、同様な課題を抱える団体と知り合うきっかけへとつなぐことに努めたい。			

3-2 調査研究 / 受託契約事業 (公共部門)

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
地域課題の解決に向けた 多様な主体による連携・協働 促進会議実施委託業務	7月～3月	あいち NPO 交流プラザ他	1,769,316
	実施形態	愛知県(社会活動推進課)／あいち協働事業 サポートセンターとして(特)地域福祉サポ ーチタ・(特)ボラミミより情報局と共同受託	

【目的・ねらい】

多様化・複雑化する地域課題を解決するために、多様な主体が一堂に会して地域課題の解決に向けて協議するための会議を開催し、協議結果からノウハウや手順をとりまとめ、多様な主体による連携・協働を促すこと。

【事業内容】

(1) 連携・協働促進会議(円卓会議) 会場:あいちNPO交流プラザ

総合コーディネーター:池田哲也さん/(一社)地域問題研究所

回	日程	内容	受講者構成員 おざーバ参加数
1	9/8(木)	連携・協働とは? 地域円卓会議とは? (オンライン開催) 講師:川北秀人さん /IIHOE[人と組織と地球のための国際研究所]	受11名 オ11名
2	9/24(金)	現場発信の地域円卓会議を考える 現場見学「半田市亀崎地区」	受10名
3	10/5(火)	多様な主体での課題認識について理解・共有するには	受11名 オ11名
4	11/3(火)	自由な意見を出し合う、重点的な取組を整理する	受11名 オ5名
5	12/1(水)	多様な主体の役割をつくる	受11名 オ5名

(2) ノウハウ・手順のとりまとめ

「地域をつなごう! 連携・協働のための円卓会議」 A4版×21 頁 200 部

【総括・評価】

- ・3団体のネットワークを活かし、まちづくりの経験豊富な NPO・大学・企業の構成員の参加を得ることができ、現場見学も含め様々な経験を語っていただく中で、連携・協働を進めるための多くのアイデアを学ぶことができた。他方で、円卓会議の企画・運営についてのブラッシュアップ・フォローアップをより充実させることが必要だと感じた。
- ・「地域を育て、地域でできることを増やし、地域課題を乗り越えていく」という考えに基づき、構成員の豊富なまちづくり経験から「入り人を迎え入れる」「まちの骨格を共有する」等、連携・協働を進めるための大切な考え方を報告書にまとめることができた。

4 相談・助言事業

- 今年度の相談・助言事業の特徴は、(1)休眠預金助成金(コロナ枠)を活用した事業を実施したこと、(2)中小企業診断士・他専門家と連携したチームによる伴走支援を行ったこと、(3)会計支援において、広がりがみられたことが挙げられます。
- (1)については、休眠預金助成金(コロナ枠)を活用し、「東海3県市民活動情報共有会」及び「学習会・活動相談会」を実施しました。東海地域において、県域を対象に活動するNPO支援組織と継続的に情報共有をしながら事業をすすめています。また、学習会・活動相談会は完全オンライン開催で、参加者同士が学びあい、具体的な運営改善につながる機会として進められました。【テーマ①市民公益活動の持続可能なマネジメント、④資源化しつなげる情報循環】
- (2)については、支援先団体が組織基盤強化助成金を申請・実施する課程への伴走支援として、複数の専門家の知見を活かしつつ、チームで支援する形をとっています。【テーマ①「市民公益活動の持続可能なマネジメント」】
- (3)については、将来の相談員の発掘、市町の支援センターとも連携した地縁組織への会計ソフト導入など新たな展開が始まりました。
- 課題が複雑になると内部人材だけの対応では限界があります。今年度は相談・助言に携わる支援者層として、外部の専門家の協力を得ることが増えてきました。それぞれの背景や経験を活かし、支援チームとしての相乗効果がでるようなコーディネートをしていきます。

事業名	実施形態・備考		頁数
NPO法人設立・まちづくり相談	自主事業		19
会計相談・運営支援	自主事業		19
NPO会計ソフト提供事業	自主事業	(ソリマチ(株)委託販売)	19
事業承継センター	自主事業／ 受託事業(民間)		20
組織基盤強化のための 伴走支援事業	自主事業		20
NPOアドバイザー事業	受託事業(公共)	名古屋市／(特)ボラみみより情報局と協働運営	21
NPO団体事務支援	受託事業(公共)	大口町	22
市民活動支援センター相談業務	受託事業(公共)	一宮市市民活動支援センター他	22
東海ろうきん「愛♡未来応援寄付金」	受託事業(民間)	東海労働金庫	23
With コロナ時代の社会参加と雇用継続	助成事業(民間)	READYFOR(株) 休眠預金 新型コロナウイルス対応緊急支援助成	23

4-1 相談・助言／自主事業

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
NPO法人設立・まちづくり相談	通年	本法人事務所	0
	実施形態	自主事業	
【目的・ねらい】			
NPO法人設立や市民団体の運営、まちづくりに関する諸問題の解決を支援すること。			
【事業内容】			
電話・メール・来訪による問合せ対応 9件			
【総括・評価】			
法人運営に関する様式・ひな型や助成・補助金申請時の推薦、オンラインイベント時の対応などの問合せに対応した。一般的な情報提供から、団体の状況に照らしたものへと、個別具体化する傾向がある。			

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
会計相談・運営支援	通年	本法人事務所	451,350
	実施形態	自主事業	
【目的・概要】 NPO法人の事務支援のため、会計相談を中心とした運営相談を行うとともに、相談・支援に従事する人材育成を目的にインターンを募り、相談対応を行った。			
【事業内容】 ・会計ソフト設定、決算支援・帳簿確認・会計ソフト入力内容の確認、助成金会計の確認などについて相談対応 ・新型コロナ特別相談（一時支援金の申請相談、会員向け） ・相談件数49件（うち3件「決算相談2022」4/9(土)、4/23(土) インターン1名）			
【総括・評価】 ・相談件数は昨年比4割増となった。多くの団体に継続的に利用いただいております信頼の蓄積によるものである。 相談内容を細分化し、複数名での対応に向けて体制強化を図り、対応できる団体数を増やしていきたい。			

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
NPO会計ソフト提供事業	通年	—	359,560
	実施形態	自主事業	
【目的・ねらい】			
主にNPO法人を対象に、使用しやすくまた所轄庁への必要書類が作成できる会計ソフトの普及を通して、NPOのアカウントビリティ向上を支援すること。			
【事業内容】			
会計基準改訂版に対応した会計ソフトならびに給与計算ソフトのPR、委託販売を行った。(ソリマチ株式会社)			
● 販売実績 計 10 本 会計王NPO法人スタイル 8 本、給料王 2 本(保守契約含む)			
【総括・評価】			
販売実績のうち 7 割はリピーターであり、継続して活用いただけている。新規は、会計相談をきっかけに導入が決定した。講座や相談など対面の機会に情報提供し、団体の規模や特性に応じた活用の提案をあわせて行う。			

4 相談・助言事業

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
事業承継センター	通年	本法人事務所他	0
	実施形態	自主事業／受託事業(民間)	

【目的・ねらい】

NPOの事業承継に関する相談・助言を通じて、世代交代にともなう組織や活動承継をスムーズに行うことができるようにすること。

【事業内容】

(1)個別支援

下記の伴走支援事業として、実施している。事業承継に伴う組織内部の役割の再構築、ミッション・ビジョン・クレドの見直しに着手した。

(2)個別相談

個別の会計や助成金申請、事業展開についての相談に付随して、事業承継についての相談が寄せられている。また、Webサイトの問い合わせフォームからも1件相談があり、次年度以降対応していく予定である。

【総括・評価】

相談は「事業承継」というストレートな形ではなく、組織の継続や次世代への体制変更の悩みという形で寄せられる。組織ごとの状況が異なるうえ、デリケートな課題であるため問題意識を表に出しにくい面はある。さまざまな承継のあり方について、外部の協力を得ながら進める事例の積み上げを発信していくことが、取組のきっかけを促すうえで重要である。また、VNS における事業承継、事業展開などを当事者として発信していくことも有効である。

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
組織基盤強化のための 伴走支援事業	通年	支援先団体他 オンライン	783,080
	実施形態	自主事業	

【目的・ねらい】

中小企業診断士等の専門家と連携して、団体の担当者と専門家をつなぐ立場として伴走支援を行い、NPOの組織基盤を着実に効果的に行うこと。

【事業内容】

(1)組織診断:前年度に引き続き、役職員ヒアリング、財務分析、規程類のチェックを通じ、組織基盤強化に関する課題について整理し、改善のプロセスについて提案を行った。

(2)Webサイト作成サポート:(1)で掲げられた課題の一つとしての情報発信について、Webサイトリニューアルの伴走支援を行った

(3)組織基盤強化への取組:クレドの作成、組織見直し、規程類の整備について、定期的な進捗管理と課題整理をする伴走支援を行った。

【総括・評価】

団体内部だけでは優先順位が下がりがちなところを、外部専門家と団体をつなぐ役割として介入したことにより、無理の少ない形で組織基盤強化に取り組むことができている。組織診断においては、支援先助成財団からも高い評価を受け、チームによる総合的な視点での支援への期待が寄せられた。今後は手法を整理し、他団体にも展開できるように整えていくことが必要である。

4-2 相談・助言／受託契約事業（公共部門）

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
NPOアドバイザー事業	5月～3月	名古屋市市民活動推進センター	2,445,000
	委託団体	名古屋市(名古屋市市民活動推進センター)／ (特)ボラみみより情報局と協働運営	

【目的・ねらい】

NPO法人を設立したいと考えている市民やNPO法人からの法人設立や会計、組織運営等、各種相談に応じ、各種講座等を実施することで、課題の解決を図り、市民活動を促進するとともに、NPO法人の健全な運営を支援すること。

【事業内容】

NPO法人の設立・運営・会計・労務・法務・税務等の個別相談を実施したほか、専門講座を8回開催し、のべ90名が参加した。また、日本会計士協会東海会及び名古屋税理士会より紹介を受けた会計専門家3名を認定・指定取得を目指すNPO法人に派遣し、支援を行った。



個別 相談	内容・参加者数/アドバイザー(全10名)
	計59件/92コマ【会計・税務 44件/68コマ、設立・運営15件/24コマ】 うち、オンライン8件【会計・税務4件、労務1件、法務1件、設立・運営2件】
【会計・税務】足立勝彦さん、鳥居翼さん、中尾さゆりさん、橋本俊也さん(以上、税理士)、堀尾博樹さん(税理士・行政書士)、黒田朱里さん(公認会計士)	
【労 務】加古朗さん(社会保険労務士・行政書士)、【法務】藤田哲さん(弁護士)	
【設立・運営】織田元樹さん・水野真由美さん (特)ボラみみより情報局 アドバイザー	

日程	講座タイトル	講師／参加者数
7/2(金)	NPO法人の運営はじめて講座 ～NPO法・会計・税務・労務～	橋本俊也さん【17名】
7/13(火)	知っておきたいオンラインセミナーにおける著作権・肖像権 ～知らないうちに法令違反しないためには～【オンライン開催】	藤田哲さん【20名】
7/29(木)	認定・指定NPO法人「基本のキ」 ～制度の基本とチェックポイントの確認～	鳥居翼さん【9名】
8/27(金)	基本ルールを確認! ～NPO会計と税務～	堀尾博樹さん【13名】
9/9(木)	伝えたい相手に届けるNPO広報	織田元樹さん【7名】
10/19(火)	共感からうまれる!NPOの仲間集め、資金集め	水野真由美さん【6名】
11/12(金)	いまからはじめるコロナ禍の労務管理	加古朗さん【4名】
3/8(火)	NPO法人の運営はじめて講座 ～年度の終わりと新年度を迎えるにあたって～	中尾さゆりさん【14名】

専門家 派遣	NPO法人3団体に対し4回ずつ、会計専門家3名支援による支援を行った。 《支援内容》法人概要・事業・経理状況のヒアリング／認定制度の説明・PST 基準の確認／ 会計資料・ソフト入力状況の確認／寄付金台帳の確認／事業費と管理費の区分／規程類の 確認／申請書類の確認など。最新法令への対応の説明や法人運営に関する問合せにも対応 した。
-----------	---

【総括・評価】

- ・相談稼働率は64%と前年比7%増えた。初めて実施したオンライン相談では、依頼者と日程調整でき、稼働率アップにつながった。利用者のアンケート結果から「とても満足」「満足」あわせて100%と高い満足度が確認できた。
- ・専門講座では会計・税務・労務等の「法人運営基礎」は多数の参加があり、幅広い知識に関するニーズが確認できた。オンライン講座は対面講座に比べ、一団体から複数名での参加が多く見受けられた。組織内で話し合いながら学んだことを実践につなぐうえで効果があった。
- ・専門家派遣では、規程類の確認や運営に至るまで会計に留まらず質問が多岐に亘った。認定・指定の取得後の運営を見据えた体制整備に関するニーズが確認できた。

4 相談・助言事業

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
NPO団体事務支援	5月～3月	大口町町民活動センター	280,197
	委託団体	大口町(地域振興課)	

【目的・ねらい】

大口町のNPO団体の透明性およびアカウンタビリティを確保するため、会計を中心とした事務・運営の適正化を支援すること

【事業内容】

※アドバイザー 中尾さゆり(VNS)

5団体に対し、決算、NPO法人会計基準に則した財務諸表の作成アドバイスを行った。また、新規に地域自治組織の会計を整備することとなり、地域自治組織間の比較ができるように科目や処理方法についての整理を行った。

【総括・評価】

- ・継続的な支援により、支援対象NPO法人のNPO法人会計導入率は100%となっている。
- ・コロナ禍の影響による事業の一時的な休止や事業規模を縮小については、協働委託相手の町と早い段階で対応を協議していたため、年度末の決算処理もスムーズに実施できた。
- ・地域自治組織の会計については、地域振興課・(N)まちネット大口と連携して会計ソフトを導入し、2022(令和4)年4月から本格稼働するめどが立った。

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
市民活動支援センター相談業務	通年	県内市町村	282,808
	実施形態	自治体・団体より依頼(委託事業含む)	

【目的・ねらい】

県内各市でNPOに携わりたい方、NPO を立ち上げて運営の課題を持っている方を対象に、会計・法人設立・組織運営・事業運営等の相談対応を行うことにより、適正な運営や活動を支援すること。

【事業内容】

	派遣先／事業名	日 時	派遣者名
1	一宮市市民活動支援センター アドバイザー	5月～3月 (毎月第3土曜他)	中尾さゆり
2	尾張旭市市民活動支援センター ／市民活動・NPO相談	7/28(水) 12/21(火)	齋藤雅治さん(VNS研究員)
3	北名古屋市／市民活動相談	(実施なし)	—
4	長久手市／市民活動支援相談	(実施なし)	—

【総括・評価】

コロナ前と比べ件数は大幅に減少した。コロナ禍においては1対1の相談スタイルではなく、困りごとを持ち寄り、互いの経験や工夫から自身の活動を見直す機会が有効である。相談に数居を高く感じている団体も、他の団体の事例から情報を得て、自団体に活かすきっかけとなる。各地の団体にとってのニーズにマッチした事業を展開するため、市町村担当と対話を通じて内容を随時見直す必要がある。

4-3 相談・助言／受託契約事業（民間部門）

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
東海ろうきん 「愛♡未来応援寄付金」	6月～3月	東海労働金庫本社他	1,141,649
	委託団体	東海労働金庫	
【目的・ねらい】 東海ろうきんの理念「経済・福祉・環境及び文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現」に基づいた社会貢献商品に拠る寄付金を活用した支援を行うこと。			
【事業内容】 愛知県内の「こどもの健全育成」と「就労支援」を行う団体を対象に、7/1(水)～8/2(月)の間募集を行った結果、15 団体から応募があり、書類選考・ヒアリング選考を経て、4 団体へ寄付を決定した。 3/17(木)「活動実績報告会」は対面とオンライン併催とし、寄付団体間の情報交流を行った。			
活動名		団体名	寄付金額
東海地域における性的多様性の理解促進のために行う 「LGBTQ+出張授業」		(特)ASTA	15 万円
失業した外国人の仕事探しに役立つ 日本語教室		(特)にわたりの会	15 万円
楽しく試すコミュニケーション～自己表現と交流のワークショップ～		(認特)パンドラの会	15 万円
ぷちの輪 おてら横丁		ぷちの輪 お寺横丁	15 万円
【総括・評価】 昨年度に引き続き「子どもの健全育成」「就労支援」の2分野を対象とし、子ども・就労支援2分野を採択した。選考・ヒアリングすべてオンラインとなったが、活動報告会では 4 団体からそれぞれ課題に対する工夫を凝らした取組が報告され、相互に関心をもって意見交換が行われ、異なる分野の活動がつながる機会となった。			

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
Withコロナ時代の社会参加と雇用継続	11月～4月	本法人事務所他	3,717,455
	助成団体	READYFOR(株)／ 休眠預金 新型コロナウイルス対応緊急支援助成	

【目的・ねらい】
※契約期間:2020年11月～2021年10月
コロナ禍において影響を受ける当事者への支援活動を行う民間公益活動の新たな活動様式に向けた現場のノウハウを共有知として蓄積・発信する。また、専門家チームによる個別支援を行い、様々な支援活動が新たな境地を拓くことで、安心して活動できる場づくりを促進すること。

【事業内容】

(1) 東海3県市民活動情報共有会・個別支援
(特)みえNPOネットワークセンター、(特)ぎふNPOセンター、VNSの3者による、コロナ禍での団体への影響や各県の支援施策、各県で取り組む個別支援(3事例)の情報共有をのべ8回、オンラインで開催した。

(2) 学習会・活動相談会(オンライン開催)
10のテーマに関して講師による話題提供、参加者同士情報を持ち寄り課題解決につなぐ対話形式で開催した。
●NPOが活動を継続するためのハンドブック300部発行／本法人ウェブサイトに特設ページを開設

(3) 個別支援
中小企業診断士を中心とした支援チームを結成。ヒアリングを通して情報発信に関する現状分析を行い、営業に関する情報発信に関して、届けたい対象とインターネットツールの組み合わせの整理、HPの改善提案等を行った。

【総括・評価】
活動を通して蓄積した新たな活動様式への対応ノウハウは冊子・ウェブサイトに掲載し広く展開できた。ウェブ公告の活用等オンライン対応によりこれまでつながりのない参加者層の参加につなげることができた。情報提供(セミナー)と意見交換を組み合わせた場を今後も継続的・定期的に機会を提供する。

5 人材交流・ネットワーク促進

- 「NPO交流・ネットワーク形成」は、従来からのネットワークへの継続的な参加や協力を続けています。今年度も全国、県内のネットワークに参加し、情報共有をはかりました。
- 「中小企業診断士NPO支援促進」は、プロトタイプ事業としてNPO 法人の組織基盤強化支援を行うとともに、実際に支援をすることで見えてきた効果や課題を伝える報告会を開催しました。NPO 支援に取り組む中小企業診断士のグループが立ち上がるなど、広がりを見せています。【テーマ①市民公益活動の持続可能なマネジメント】
- 「法人設立20周年記念事業」は、NPOの役割を再確認し今後20年を展望するためにプレ勉強会を企画しました。NPO 法制定、地域における市民セクターを培った研究者の経験から学びました。引き続きNPOの役割を考える機会を検討していきます。
- 「あいちの山里産直コンソーシアム事業」は、コロナ禍において昨年度に引き続き今年度の活動は中止しました。活動の継続を望む声がある中でネットワーク継続の方向性についての検討が求められています。【テーマ①市民公益活動の持続可能なマネジメント】

事業名	実施形態・備考		頁数
NPO交流・ネットワーク形成	自主事業	NPO22団体と連携	24.25
中小企業診断士NPO支援促進	自主事業	共催：名古屋市市民活動推進センター (公社)愛知県中小企業診断士協会	25
法人設立20周年記念事業	自主事業		26
あいちの山里産直コンソーシアム事業	自主事業		26

5-1 人材交流・ネットワーク促進／自主事業

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
NPO交流・ネットワーク形成	通年	各団体事務所他	0
	実施形態	自主事業	

【目的・ねらい】

全国及び愛知県内のNPOやまちづくり組織に参加し、NPOやまちづくりの発展に向けた意見交換や協働・連携・ネットワーク形成を図ること。

【事業内容】

22の団体・協議会等に参画した。

	参画・連携・協働団体	担当者
1	日本NPO学会(会員)	三島知斗世
2	自治体学会(会員)	遠山涼子
3	コミュニティ政策学会(会員)	武長脩行
4	(認特)日本NPOセンター(会員)	中尾さゆり
5	NPO法人会計基準協議会(幹事世話団体・会員)	中尾さゆり
6	「新型コロナウイルス」NPO支援組織社会連帯(CIS)	青木研輔
7	社会的責任向上のためのNPO/NGOネットワーク	青木研輔
8	愛知県青少年育成県民会議(会員)	武長脩行
9	愛知県内支援センター情報交流会(世話人有志の会)	三島知斗世・ 遠山涼子

	参画・連携・協働団体	担当者
10	愛知県災害支援のためのボランティア等情報共有会議	青木研輔
11	みえ県民交流センター外部委員	青木研輔
12	愛知・川の会(会員)	大西光夫
13	(特)移動ネットあいち(会員)	遠山涼子
14	(特)地域福祉サポートちた(理事・会員)	三島知斗世
15	(特)あいちNPO市民ネットワークセンター(理事)	三島知斗世
16	(特)あいち福祉ネット(理事・会員)	遠山涼子
17	(特)なごや福祉ネット(理事・会員)	遠山涼子
18	(一財)中部圏地域創造ファンド(政策委員)	武長脩行
19	(特)花と緑と健康のまちづくりフォーラム(理事)	大西光夫
20	(特)こまき市民活動ネットワーク(評議員)	三島知斗世
21	(認特)レスキューストックヤード(会員)	三島知斗世
22	NPOおたがいさま会議	青木研輔

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
中小企業診断士NPO支援促進	通年	法人事務所他	0
	実施形態	共催:名古屋市市民活動推進センター、 (公社)愛知県中小企業診断士協会 自主事業	

【目的・ねらい】

経営に関する専門性を持った支援人材である中小企業診断士にNPO法人の支援という新たな活躍の場を提供し、中小企業診断士によるNPO法人の診断・助言プログラムの実現を目指すこと。



【事業内容】

2021年1月からプロトタイプ事業として実施してきた中小企業診断士によるNPO支援の活動についての報告会を支援を受けたNPO、支援した中小企業診断士、伴走した中間支援NPOが報告者となり開催した。実際の支援の様子やどのような支援をしたのか報告するとともに、中小企業診断士がNPO支援を行うことのメリットを共有した。

- 実施日:10/30(土)10:00~12:00 ●参加者:62名 ●開催形式:オンライン
- プログラム:第1部【実践報告】NPO法人アダージョちくさでの支援内容の報告
第2部【トークセッション】中小企業診断士がNPOを支援することのメリット

【総括・評価】

- ・実際にNPO法人に支援に入る中で中小企業診断士がNPO支援を実施するメリットや課題が見えてきた。企業内診断士(会社に勤めながら活動する中小企業診断士)がチームを組むことで、多様な専門性が支援に活かされ効果を高めることがわかった。
- ・団体が大事にしたい価値やこれまでの取り組み方を尊重しながら団体によりそった支援をおこなう中小企業診断士の姿勢は、受け入れNPOから高い評価を得た。
- ・一方で、支援対象を拡大するにあたって、支援プログラムの確立や中小企業診断士と受け入れNPO間のコーディネート、それに伴うコストをどうまかなうかなどの課題も明らかになった。

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
法人設立 20 周年記念事業 プレ勉強会	通年	法人事務所／オンライン	0
	実施形態	自主事業	

【目的・ねらい】

2001 年に法人設立し 20 周年を迎える本年を記念し、NPO 法制定、地域における市民セクターを培った経験に学ぶとともに、これからのこの地域における NPO の役割を再確認し関係者とともに今後 20 年を展望すること。

【事業内容】

プレ企画 「レスター・サラモンの業績から学び NPO の未来について構想する」

●講師：雨森孝悦さん（日本福祉大学名誉教授）

●日時：11/16（火）18:30～20:30

1990 年ジョンズ・ホプキンス大学の非営利セクター国際比較調査に携わられた雨森先生より、非営利セクターを定義づけられた経緯や議論のポイントをお話いただき、参加者同士で意見交換した。

【総括・評価】

- ・総会記念フォーラムとして開催を検討したものの、コロナ禍において対面のイベントは控え、役職員を対象にした勉強会として開催した。
- ・記録資料には表れない議論の過程を当事者の方からお聞きする機会は貴重であった。結果だけではなく検討判断の過程をふくめて引き継ぐこと、場を継承することの必要性が確認できた。

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
あいちの山里産直コンソーシアム事業	通年		0
	実施形態	自主事業	

【目的・ねらい】

- ・三河中山間地域の産直施設 11 か所、都市部の産直施設 1 か所とVNSが協働してPR活動を展開することで都市部と農村部の交流人口を増やし、中山間地の活性化を図ること。
- ・産直施設として、行政区割りを越えて連携しイベントや事業を協働することで、回遊性の高い都市住民のニーズに応え、質の高い交流人口の拡大をめざし、週末滞在、期間滞在などの新たに多様なスタイルの山間地居住を増やす呼び水とすること。

【事業内容】

- ・「あいちの山里産直コンソーシアム事業」は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から今年度の活動も引き続き中止とした。
- ・三河山間部の産直施設は人口減少・高齢化の波が押し寄せる中、豊かな観光資源を活かした交流の拡大・後継者育成が課題となっており、今後の活動について構成団体にアンケート調査を行った。この間取り組んできた「産直フェア」「スタンプラリー事業」継続を期待する意見も多くあったが、団体の閉鎖、組織事情から撤退、事務局 1 体制についての課題等意見があり、ネットワークの方向性について今後協議する予定である。

三.組織管理運営

Ⅰ 組織運営について

(1) 人のマネジメント

- ・2021年度は、理事11名、事務局6名の体制で、事務局は昨年度新たに3名を採用しました。各事業においては会計・税務・労務・法務専門家・中小企業診断士の方々にご協力をいただき事業を実施しました。
- ・雇用と業務契約を柔軟に組み合わせ、定期的に進捗管理をしながら、新たな基盤体制を整備しました。
- ・研究員・専門員からも各種ネットワークや市町委員会・助成審査等に参画を得て、専門性を活かしたマネジメントに取り組みました。

(2) 事業開発の検討

- ・昨年度に続き中小企業診断士との連携したNPO支援のあり方を検討しています。今年度は、当法人の次期中期ビジョンの策定に関わっていただき、綿密な話し合いを重ねて次期4年の重点的に取り組む課題と事業方針を決定しました。今後、それらの具体的な事業化に着手します。
- ・オンライン勉強会を開催し、NPO・市民活動にかかわる最新情報や取り組む上での課題を共有し、参加者とともに対策を検討する機会を提供しました。既存のオンラインツール(peatix)を活用し、オンライン上で申込から参加費の支払いまで一元管理することで、全国からの参加につながりました。

(3) コミュニケーション

- ・本法人の基本情報、設立時からの事業のあゆみ、事業報告・活動計画、決算、予算などを掲載した「アニュアルレポート2021」(300部)を発行すると共に、ホームページやSNSに活動情報を掲載しました。
- ・オンライン名刺管理ツール(sansan)を導入し、関係者のみなさんへの情報発信のしくみを整えました。また、オンライン決済システム(Syncable)を導入し、会員や寄付者のみなさんの利便性を高めました。
- ・コロナ禍により、総会記念フォーラム・20周年記念事業の延期、会員・関係者のみなさんとの双方向のコミュニケーションは昨年度につづき課題として残りました。ウィズコロナ時代に対応しつつ、対話の機会は絶やさず、丁寧なコミュニケーションに努めます。

(4) 協働の関係づくり

- ・愛知県の協働研修事業において、昨年度に続き、NPO3者の共同体で受託・運営したほか、過年度に受講された行政職員の方々に協力をいただき、世代間のつながりづくりを試みました。
- ・昨年度に引き続き、withコロナ時代の社会参加と雇用継続事業においても、三重・岐阜の中間支援組織と情報交換を行いました。
- ・市民活動支援センター情報交流会・世話人有志の会に参加し、コロナ禍の事業の実施状況・事例調査のとりまとめに協力したほか、交流会の開催におけた運営体制づくりに取り組みました。

2 機関・会議運営について

(1) 総会 第20回通常総会

【実施日】 2021年6月20日(日) 13:00~14:20

【場所】 本法人事務所(名古屋市東区)

【出席者数】 正会員総数67名中、本人出席7名、書面表決30名、委任状9名

【議題】

- (1) 2020年度事業報告の承認の件<決議事項>
- (2) 2020年度決算報告の承認の件<決議事項>
- (3) 監査報告
- (4) 役員報酬について<決議事項>
- (5) 2021年度活動計画・予算の報告 <報告事項>

(2) 理事会 2021年度は8回開催しました。開催会場は、本法人事務所・オンラインです。

回数	日時	主な議事
第196回	5月31日(月) 18:30~21:00	▼2020年度事業報告・決算(案)、役員選出、役員報酬(案)の承認 ▼2021年度事業計画・予算決議 ▼第20回総会の運営について検討
第197回	7月5日(月) 18:30~20:30	▼2021年度の事務局体制について ▼2021年度理事会の運営について
第198回	9月6日(月) 18:30~21:00	▼2021年度活動計画・予算の変更(新規事業追加) ▼中期ビジョン策定にむけた検討
第199回	11月1日(月) 18:30~21:00	▼2021年度活動計画(新規事業追加) ▼次期中期ビジョン方針策定 ヒアリングについて
第200回	12月6日(月) 18:30~21:00	▼20周年記念事業の検討の検討 ▼次期中期ビジョン方針策定状況の報告
第201回	2月7日(月) 18:30~21:00	▼2022年度事業見込 ▼自主財源確立検討
第202回	3月7日(月) 18:30~21:00	▼次期中期ビジョン策定状況の報告
第203回	4月25日(月) 18:30~21:00	▼2021年度決算見通し ▼2022年度活動計画・活動予算書(案)の承認 ▼次期中期ビジョン策定検討

(3) その他の会議等

- ・理事長・副理事長・事務局長による「五者会議」を月1回程度開催し、迅速な意思決定、理事会の効率的な運営を図りました。
- ・毎週1回(原則水曜日)事業進捗会議を、事務所において開催し、実務執行の円滑化を図りました。

<中期ビジョン(中期重点テーマ)策定>

- ・中小企業診断士チームのもと、関係者の意見を聴取し、対話を重ねながらビジョンを策定しました。

(実施の流れ)

役職員ヒアリング → 経営診断シートの作成・検討 → 4月2日(土)策定合宿 → 中期ビジョンの策定

2022_(R4)年度事業報告

自 2022年5月 1日
至 2023年4月30日

一.概要報告

1 はじめに	2
2 2022 年度 of 取組概要	2
2 第5期(2022~2025) 中期重点テーマ進捗	3

二.各部事業報告

1 研修事業	4
2 啓発・情報提供事業	13
3 調査研究・提言事業	15
4 相談・助言事業	20
5 人材交流・ネットワーク促進事業	29
6 市民団体等事務局支援事業	32

三.組織管理運営及び会議の開催

1 組織管理運営	34
2 機関・会議運営について	35

一.概要報告

Ⅰ はじめに

2022年度は、本法人の理念「よい社会は市民がつくる」を実現していく上で、中小企業診断士による外部支援を受けて策定した第5期中期重点テーマ(2022~2025年)の初年度にあたります。関係者の皆様と対話を重ねて、事業を展開しました。

以下、定款の事業毎の取り組み概要、及び中期重点テーマを踏まえて、2022年度の活動状況を振り返ります。

2 2022年度の取組概要

①研修事業

・愛知県内自治体のNPO支援や市民協働によるまちづくりの活性化サポートは、刈谷市、岡崎市、清須市で継続して取り組んだ他、小牧市では地域の中間支援組織と協働により取り組みました。

②啓発・情報提供事業

・NPO・まちづくりの理解・参加のための情報、先進事例や全国NPO活動、支援情報の発信に取り組みました。
・DXの進歩に対応するため専門家と連携しながら、ビジネスコミュニケーションツールやクラウドサービスを活用した組織・事業マネジメントの改善に引き続き取り組みました。

③調査研究・提言事業

・大学・企業・行政など多様な主体と連携・協働の促進について、多様な主体が会した協議のあり方について研修し、ポイントを報告書にまとめました。
・NPO活動の支援対象者への影響や、オンライン活用が相談、学習、交流活動へ与えた価値等について助成財団からの受託により調査に取り組み、結果を基に意見交換を行いました。

④相談・助言事業

・「ポストコロナを見据えた市民活動団体の支援事業」をはじめ、外部専門家の協力を得て支援チームで実施することにより、いくつかの支援のパターンを実施することができました。
・「NPOにおける介護と仕事の両立支援事業」においては、ケアマネジャー、家族介護者支援NPO、社会保険労務士、中小企業診断士と、異なる専門性を持つ方ともに取り組みました。

⑤人材交流・ネットワーク促進事業

・中小企業診断士によるNPO支援促進では、新規メンバーへのNPO理解促進プログラム、支援メニューの定型化、参加者・支援先からのフィードバックなど、事業の質向上・効率化に向けた取組を行いました。

⑥市民団体等事務局支援事業

・新たに東海販売士協会の事務局代行を開始したほか、会計事務代行は新規2件、新たな支援スタッフの協力の元、支援体制を確立することができました。

3 第5期(2022~2025)中期重点テーマへの取組進捗

重点テーマ ~ Withコロナ時代の市民社会を支える中間支援~

【テーマ1】「草の根の市民活動」の活性化

「草の根の市民活動」の役割をサービス提供だけではなく、市民参加＋多様化・複雑化する社会課題の顕在化と対処へのチャレンジと捉え、その役割を果たす市民活動が立ち上がり、持続するための支援をします。

- ・コロナ禍で活動を制限された市民活動へ、助成金の情報提供、学習会・活動相談会、決算支援相談会、オンラインを活用したIT化の工夫を学び合う機会の提供やサポートに取り組みました。
- ・ファンドレイザー、IT 専門家、中小企業診断士等の専門家による NPO 支援事業に着手し、個別伴走支援に取り組みました。コロナ禍において生まれた社会ニーズへの対応、団体の個別課題の解決に留まらず、社会の課題解決につながる取組を生み出すことにつなげました。
- ・「東海ろうきん」のご寄付を通して「こどもの健全育成」「就労支援」「教育」に取り組む活動を対象に寄付金寄贈に取り組みました。活動を通じて、事前の申請相談を行ったり、活動現場への訪問を通じて活動を進める上での困り事を把握し必要な情報提供を行ったりするなど、活動支援に取り組みました。

【テーマ2】多様な主体と連携・協働したまちづくり

多様な主体との連携の視点に加え、これからの地域づくりを見据えたテーマの学び合いや人材育成を進めます。

- ・愛知県内の支援センター情報交流会の企画運営に参画し、地域密着型の中間支援組織に重要なテーマについて学びあいました。
- ・地域課題の解決にむけて、多様な主体との協働を促進するため、NPOや企業・大学との協働・連携を生み出す会議手法、ならびにコーディネート人材を育成する研修を実施しました。また市民に対しても、「市民コーディネーター育成」や「市民主体で運営する語り合いの場」の運営支援に複数の市町で継続して取り組みました。
- ・介護と仕事の両立支援の課題に関する相談窓口を設置し、さまざまな社会資源と必要な人をつなげる仕組みづくりに着手しました。
- ・自然災害の緊急時において市民活動団体が、コロナ禍の対応を活かした役割を果たすことができるよう、伴走支援事業の取組を通じて、BCPの策定支援に取り組みました。

【テーマ3】よい社会をつくる資源の蓄積・情報循環

多様な人が出会い、経験・情報を交流するゆるやかな場をつくりまします。

- ・コロナ禍における NPO 活動の支援対象者への影響や、活動の現状・影響を把握するための調査活動を助成財団からの受託により実施し、関係者との意見交換会を開催しレポートにまとめました。
- ・関連支援策・助成金など新たな動きに関して、全国・県域のネットワークに参画し、県内の自治体や支援センターに役立つ情報を収集・発信しました。
- ・ICTの進歩に対応するため、専門家と連携したマネジメントの改善に取り組んだほか NPO が活用できるビジネスコミュニケーションツールの活用において学習会や情報提供に取り組みました。団体の状況によって進捗はさまざまであり、個別の状況に応じた取り組みの必要性が見えてきました。

二.各部報告

ボランティアネイバーズ(VNS)は、定款に基づく「研修」「啓発・情報提供」「調査研究・提言」「相談・助言」「人材交流・ネットワーク促進」「事務局支援」の6つの事業分野を持ちます。個別の事業は、この6つの要素を複合的に持っていますが、事業分野は主要要素・ねらいによって分類しています。

以下、各部の報告をします。

Ⅰ 研修事業

- 2022 年度は、コロナ禍も3年目となり、徐々に”新しい日常”への移行を意識して、感染対策を行いつつ対面での講座や研修が行われるようになりました。講座や研修のテーマや内容は、NPO 市民活動助成に関する講座や、市民向け協働まちづくりコーディネーター研修、自治体職員向け市民協働研修など、従来から取り組んでいるテーマが主で、以前の日常を取り戻していく兆しを感じるものでした。一方で、感染対策とは関係なくオンライン開催やオンライン併用開催が新たな日常として定着しつつあり、参加者の幅や選択肢の広がりをみせています。【テーマ①「草の根の市民活動」の活性化】【テーマ③よい社会をつくる資源の蓄積・情報循環】
- 委託による研修事業では、愛知県連携・協働コーディネーター研修や小牧市協働のまちづくり実務者会議サポーター研修を通じて、多様な主体と連携した市民参加のまちづくりの人材育成に取り組みました。【テーマ②多様な主体と連携・協働したまちづくり】
- NPO・まちづくり講師派遣では、事業承継や後継者の育成に課題を持つ団体を対象としたセミナー講師や、SNSに関するスタッフ研修を団体から依頼を受けて開催するなど、新たな機会がうまれました。

事業名	実施形態・備考		頁数
NPO・まちづくり講師派遣	自主事業	行政・民間に派遣	5
インターン受け入れ	自主事業		5
オンライン学習会	自主事業		6
NPO資金獲得セミナー	委託事業 (公共)	愛知県	6
多様な主体との連携・協働促進コーディネーター養成研修実施委託業務	委託事業 (公共)	愛知県	7
岡崎市市民協働実務担当者職員研修業務	委託事業 (公共)	岡崎市	8
刈谷市共存・協働のまちづくり推進支援業務 ・「つなぎの学び舎・対話ファシリテーター編」支援業務 ・「つなぎの学び舎・基礎編」支援業務 ・行政職員研修「共存・協働のまちづくり講座」運営支援 ・委員会運営、「しゃべり場」運営支援 ・「協働のまつり場」運営支援	委託事業 (公共)	刈谷市	8-10
清須市市民協働推進支援業務	委託事業 (公共)	清須市	11
小牧市協働のまちづくり実務者会議サポーター研修	委託事業 (民間)	(特)こまき市民活動ネットワーク	12
NPO/NGO の組織基盤強化のためのワークショップ	委託事業 (民間)	パナソニック(株) (特)日本 NPO センター	12

I-1 研修／自主事業

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
NPO・まちづくり講師派遣	通年	県内市町村	193,500
	実施形態	自治体・団体より依頼(委託事業含む)	

【目的・ねらい】

市民団体・行政・企業等が行うまちづくりイベント等のコーディネート、企画運営に関する助言や講師等の紹介及び派遣を行うこと。

【事業内容】

A: 公的機関及び外郭団体・・・計 3 件

	講師派遣先／講義テーマ	日 時	派遣者名
1	安城市民活動センター／市民協働サポーター養成講座第 2 期「未来応援プロジェクト」『つなげるための「きく」「知る」「発想」「表現」レッスン』	6/26 (日) 7/3 (日)	井村美里 藤森幹人
2	愛知県／NPO マネジメントスクール実践編 「今知っておくべき税務の仕組み」	12/9 (金) 1/5 (木)	中尾さゆり
3	京都府／令和 4 年度第 4 回活動の支え手との関係づくりセミナー 「想いを未来に引き継いで 地域活動団体の後継者育成と事業承継」	2/7 (火) 2/10 (金)	中尾さゆり

B: 民間団体・・・計 7 件

	講師派遣先／講義テーマ	日 時	派遣者名
1	愛知県中小企業診断士協会 / 「NPO 支援オリエンテーション」	9/6 (火)	中尾さゆり
2	知的資産研究会及びあいち企業内診断士の会合同研究会 / 「NPO 支援オリエンテーション」	11/5 (土)	中尾さゆり
3	(一財) 日本民間公益活動連携機構 (JANPIA) / 「休眠預金活用団体へのインタビュー」	1/6 (金)	中尾さゆり 遠山涼子
4	(特) 中部プロボノセンター／第 10 期プロボノメンバー 育成研修 「NPO の基本 社会的役割と現状」	12/17 (土)	遠山涼子
5	(特) ぎふ NPO センター／ 「WAM 助成金オンライン説明会・相談会」	1/16 (月)	中尾さゆり
6	(特) ぎふ NPO センター／岐阜県内市民活動支援センター交流会 「事業承継と支援センターの役割」	3/2 (木)	中尾さゆり
7	「SNS 基礎研修」	4/21 (金)	青木研輔

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
インターン受け入れ	8 月～11 月	本法人事務所他	0
	実施形態	自主事業	

【目的・ねらい】

本法人の業務体験や研修・相談等の機会を通して、愛知県内の自治体とNPOとの相互理解を深め、協働のまちづくりを促進すること。

【事業内容】 講座や研修会の運営補助、講座内のグループファシリテーターを担当していただいた。

●名古屋市健康福祉局感染症対策室 内山達貴さん

●名古屋市住宅都市局企画経理課経理係 澤里大悟さん

※愛知県現場体験型研修(採用2年目職員)は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。団体紹介の講義を撮影し、動画の紹介をもって研修に代えた。

【総括・評価】

・業務において補助金申請受付やNPOと関わる可能性があるため、NPOについての実態や活動を理解する場を提供し、研修に参加した団体やNPO会計等から理解・普及につなげた。

I 研修事業

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
オンライン学習会	通年	オンライン (Zoom)	27,000
	実施形態	自主事業	

【目的・ねらい】

市民活動・まちづくり活動に携わる NPO を対象に、法令改正や最新トピックスを学ぶ学習会をオンラインで開催する。また、主に中間支援組織・行政職員が主体となり、関心や問題意識のあるテーマを持ち寄り、情報交換や議論を通して学びの機会を提供すること。

【事業内容】

	テーマ／参加者数	日 時	講師
I	NPO のための DX 入門セミナー（クラウド活用編）【16 人】	6/16(木)	水谷 竜斗（マップナイン合同会社）

【総括・評価】

・在宅勤務やリモートワーク、複数事業所での情報共有などに活用できる「クラウド」をテーマに取り上げ、DX に関わるトピックについて NPO 関係者が専門家から学ぶ機会を提供した。ライブ配信に加え、参加申し込み者限定で録画配信を行い、参加しやすい機会を提供することで全国からの参加につなげることができた。今後も NPO 関係者が議論したいテーマを持ち寄れるオンライン上のプラットフォームとして展開していきたい。

I-2 研修／受託契約事業（公共部門）

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
NPO資金獲得セミナー	7月～11月	あいちNPO交流プラザ他	608,907
	委託団体	愛知県(社会活動推進課)	

【目的・ねらい】

休眠預金等活用制度における事業の評価指針である社会的インパクト評価等について理解を深めるほか、事業実施中の課題の共有や事業実施後の出口戦略について、関係者による情報提供すること。

【事業内容】

資金の獲得を検討しているNPOやNPO支援者を対象に休眠預金を活用した助成や出口戦略に関する事例を紹介するセミナーをオンラインにて開催した。

- 11/2(水)13:30～16:30 ●参加者:51名
- オンライン(Zoom)
- 講師:和田 泰一さん((一財)日本民間公益活動連携推進機構(JANPIA) 事業部長)
- 事例報告:大池 絵梨香さん((一社)全国食支援活動協力会)
- パネルディスカッション:コメンテーター 小野地 光弘さん(合同会社 OFFICE HARU 代表)
- モデレーター 三島 知斗世さん((一財)中部圏地域創造ファンド)プログラムオフィサー
- グループワーク・質疑応答 グループファシリテーター6名

【総括・評価】

・休眠預金助成の制度運営、助成金を受託後に活動が継続するために出口戦略を講師と実行団体より事例から、休眠預金等の助成金の制度や仕組みや活用法、その後の活動の継続性に向けた事例について紹介することができた。また、今年度の参加者は全国の NPO や支援センター等より参加があり、グループワークでは各グループに分かれ意見交換や質疑応答を行う中で、出口戦略や休眠預金等の活用助成金について意見交換し質疑応答につなげることができた。



事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
多様な主体との連携・協働促進 コーディネーター養成研修 実施委託業務	6月～3月	あいちNPO交流プラザ他	1,460,330
	委託団体	愛知県(社会活動推進課)／あいち協働事業 サポートセンターとして(特)地域福祉サポ ートちた・(特)ボラみみより情報局と共同受託	

【目的・ねらい】

NPOと大学・企業など多様な主体との連携・協働に携わる県及び市町村職員を対象として、連携・協働を円滑に進めるためのニーズ分析や意見調整能力など必要なコーディネートスキルを養うこと。

【事業内容】

(1) 連携・協働のためのコーディネーター専科

会場: あいちNPO交流プラザ

全体ファシリテーター: 加藤武志さん(まち楽房有限会社 代表取締役)

回	日程	内容／講師／受講者数
第1回	9/6(火)	○連携・協働 基本の「き」 高平亮さん「課題解決のための連携・協働とは? 地域円卓会議とは?」 ((特)岡山NPOセンター事業部長、ESD・市民協働推進センター センター長) (講師オンラインにて講義) 【第1部24名／第2部22名】
第2回	10/12(水)	○連携・協働の芽を見つける 関 哲雄さん ((特)こまき市民活動ネットワーク／こまき市民交流テラス ワクティブこまき) 【20名】
第3回	10/12(水)	○連携・協働のプランを立てる 今井友乃さん((特)知多地域権利擁護支援センター) 【22名】
第4回	11/29(火)	○自分のプランを発信する 星野 博さん((特)志民連いちのみや 理事長) 【17名】

(2) 研修成果のとりまとめ

「始めよう!進めよう!連携・協働コーディネーター」(報告書) A4版×20頁

- ・連携・協働の基礎(目的の共有、相互理解、対等な関係、自主性の尊重)
- ・コーディネーターの5つの役割(脚本の作成、主体の配役、資源の調達、場の演出、合意形成の促進)
- ・コーディネーターに求められる力(情報を集める力、対話を深める力、プロデュースする力、記録する力、発信する力)等を掲載。

【あいち NPO 交流プラザウェブサイトよりダウンロード可 ▼】



【総括・評価】

- ・2020年度「NPOと大学・企業連携促進事業」の調査結果において連携をマネジメントする3つの視点と7つの留意点の理解およびコーディネーターに求められるスキル獲得を目的として開催した。
- ・コーディネートを実践するNPOの視点からの講義によって、コーディネーターに求められる役割を具体的にイメージするとともに、自ら行動することの大切さを意識づける機会となった。
- ・3団体のネットワークを活かして、多様な参加につなげることができ、県内市町職員・支援センター職員同士が相互に知り合い、地域の課題を共有する機会を提供できた。



Ⅰ 研修事業

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
岡崎市市民協働実務担当者 職員研修業務	8月～1月	岡崎市役所	308,634
	委託団体	岡崎市(市民安全部市民協働推進課)	

【目的・ねらい】

市民協働に関する職員の知識を高め、意識を醸成するとともに、市民協働の取組みに課題を抱えている職員にヒントを与えることで、岡崎市における市民協働の推進を図ること。

【事業内容】

「協働」の基本についてのレクチャー、事例として、日進市 健康福祉部 地域福祉課 地域支援係長 野村 圭一さんより、「協働を”自分ごと”に」と題し、市民協働課以外の部署で取り組んできた3つの事例についてご紹介いただいた。



グループワークでは、「担当業務において、課題解決のための協働の可能性を探る」をテーマとして、グループでの意見交換をくり返し、全体へ共有するという対話のプロセスを経て、個人ワークだけでは得られない多様な協働の形があることの理解を促し、全体で発表後に協働をすすめるための小さな一歩として、どのような行動を起こすのかを「私の宣言」として記述した。

●実施 11/21(月)13:30～17:00 岡崎市福祉会館6階 大ホール

●参加者 38名(実務担当職員) ●講師 水野真由美(VNS) ●ファシリテーター 井村美里(VNS)

【総括・評価】

・アンケート結果では全体を通して71%が有意義であった(AまたはB)と回答。事例紹介では、95%と事例からの学び、経緯や実態への理解、協働の幅広さを知る機会となった。ワークを通じて協働相手の選択肢が広がった、別角度のアイデアを聞いたなどの意見が多くあり、市民協働を自分ごととして意識することや社会課題の解決や政策実現に対して市民協働の可能性を考えるという研修の目標はおおむね達成された。

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
刈谷市 共存・協働のまちづくり推進支援業務 「つなぎの学び舎・実践編 みんなの対話 お助け隊コース～」	5月～3月	オンライン 他	5事業で 6,893,172
	委託団体	刈谷市(市民協働課)	

【目的・ねらい】

共存・協働のまちづくり推進基本方針を推進するうえで必要となる、異なる経験や考え方を持った者同士のつながりをつくる存在である「まちづくりコーディネーター(つなぎびと) [以下まちコ]」を育成すること。※全体ファシリテーター:稲葉久之さん(フリーランス・ファシリテーター)



【事業内容】

第6期 実践編「みんなの対話 お助け隊コース」 回数 / 月日 / テーマ		
1	6/5(日)	まちづくりコーディネートって何だろう?
2	7/3(日)	学びを深めるファシリテーションを考えよう
3	7/24(日)	アイデアを生み出すファシリテーションを考えよう
4	8/7(日)	ファシリテーションを体験しよう
課題	8月～9月	日常生活のなかでファシリテーションを実践してみよう
5	9/11(日)	私の強み、活かし方を考えよう

【総括・評価】

・基礎編から継続して参加した受講者もあり、11名の参加申込があった。9名が修了要件に該当し、うち3名がまちコに登録した。
・最終回では、講義で習ったファシリテーションを用いた話し合いの実習および話し合いの内容を発表し、対話の手法を身に着けるとともに、まちコとしての活動や学びの活かし方など修了後の活躍を互いに確認し合った。

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
刈谷市 共存・協働のまちづくり推進支援業務 「つなぎの学び舎・実践編 まちづくり活動 お助け隊コース」	5月～3月	刈谷市民ボランティア活動センター	5事業で 6,893,172
	委託団体	刈谷市(市民協働課)	

【目的・ねらい】

共存・協働のまちづくり推進基本方針を推進するうえで必要となる、異なる経験や考え方を持った者同士のつながりをつくる存在である「まちコ」を育成すること。

※全体ファシリテーター：藤森幹人(VNS/まちづくりコンサルタント)



【事業内容】

第6期「つなぎの学び舎・まちづくり活動お助け隊コース」			回数 / 月日 / テーマ・講師
1	10/1(土)	「まちづくりコーディネート」とは(塚本裕章さん)	
2	11/5(土)	相談・取材での「話の聴き方」(米田正寛さん)	
3	12/17(土)	地域 イベントの準備をサポートするには(池田哲也さん)	
実 習		まちづくり活動の取材・レポート作成	
4	1/22(日)	ボランティア・助っ人募集をサポートするには(織田元樹さん)	
5	2/18(土)	取材レポート発表会	

【総括・評価】

・申込 7 名のうち、1 名が途中辞退したため6名となった。半数が対話ファシリテーター編を先に受講した参加者であったため、開始当初からチームワークができていた。また、実習「まちづくり活動の取材・レポート作成」において地域に出向いた参加者がヒアリング先である地縁団体とつながり、活動が始まるなど、講座を通して参加者のまちづくり活動が発展する展開となった。参加者数が少ないこともあり、回によっては3名程度となる場合もあった。だが、講師とまちづくりに関する相談がじっくり時間を持つことができるなど、少数であったため講座の満足度にはつながった。そして、参加者2名がまちコ登録を行い、現在まちコ派遣につながっている。

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
刈谷市 共存・協働のまちづくり推進支援業務 行政職員研修「共存・協働のまちづくり 講座」運営支援	5月～3月	刈谷市役所他	5事業で 6,893,172
	委託団体	刈谷市(市民協働課)	

【目的・ねらい】

共存・協働のまちづくりを推進していく上で、市職員に期待される考え方や姿勢、及び、市民との関係を育む手法について習得すること。

【事業内容】

9/15(木) 学習編	○入庁3年目職員 39 名 ○基本講義「協働するって? 共存協働のまちづくりと市職員の役割～「新しい公共」の担い手とのコラボ～」 / 「共存・協働の心得帳」紹介 ○グループワーク&発表「共存・協働のまちづくりの取り組み方と私たちの役割」
12/21(水) 実践編	○新任係長 25 名 ○レクチャー「協働とは何か、なぜ必要か」「共存・協働のまちづくりにおける、市民との向き合い方」 ○グループワーク「共存・協働のまちづくりの企画演習」



【総括・評価】

・学習編では、「地域づくりコーディネートゲーム」を刈谷市用アレンジしてグループワークを行い、共存・協働のまちづくりでの現状把握や課題の共有等、ステップを踏んで地域づくりを進める視点を学ぶことができた。
・実践編ではグループワークを通じて、業務や協働経験の違いから学び合える環境が出来ていた他、自らの業務に「共存・協働」を見出し、具体的な行動につながる気づきや意識の変化が見られた。

Ⅰ 研修事業

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
刈谷市 共存・協働のまちづくり推進支援業務 委員会運営、「しゃべり場」運営支援	5月～3月	刈谷市役所他	5事業で 6,893,172
	委託団体	刈谷市(市民協働課)	
【目的・ねらい】			
●委員会運営支援 「刈谷市 共存・協働のまちづくり推進基本方針」の推進に向けて、まちづくりを担う様々な主体が協議し、主要な取り組みを生み出していくための支援を行うこと。			
●しゃべり場運営支援 市民が刈谷のまちを「自分ごと」として捉え行動する一歩として語り合うための場を市民主体で運営すること。			
① 共存・協働のまちづくり推進委員会の運営支援	○委員：16名、委員長：昇秀樹さん(名城大学教授) ○全体会議3回、夢ファンド部会3回、コーディネーター部会2回を実施。 ・夢ファンド部会では、まちづくり活動支援事業補助金(5件の申請と採択)・NPO法人設立支援事業(1件の申請と採択)の募集と審査会運営等を検討した。 ・コーディネーター部会では、まちづくりコーディネーターのネットワーク化へむけて、ヒアリング実施・報告、情報発信の取組について検討した。 ●まちコ交流会 【第1回】12/10(土) 参加者：13名、【第2回】3/4(土) 参加者：9名 ●まちコゼミ(オンライン活用、広報、2テーマで勉強会・意見交換を実施)		
② わがまちのしゃべり場運営支援	○市民主体の企画会議により運営してきたが、感染症収束の見通しが立たないことから、多人数が集まることができないこと、初めての者同士の交流の目的を果たすにはオンラインに代えることが難しいとの理由から、当日及び企画会議の開催は中止された。 ○今後のしゃべり場の開催方法について企画会議メンバーを中心に、これまでの実践や工夫をふりかえり、今後の場のあり方について意見交換を行った。 ●1/27(金) 参加者：3名		
【総括・評価】			
・方針制定から長年にわたり推進支援をご指導いただいた昇先生、大村先生が任期満了をもって退任された。刈谷市の特徴である「共存」の理念を大切に、様々な主体が役割を担う運営を引き続き行う。			
・しゃべり場のあり方について、「若手世代」「現役世代」を対象に、興味関心をひくテーマや、中高生がまちづくりに参加して地域を知る機会とするなど、参加の幅を広げるアイデアを基に、次年度の実践へつなぐ。			

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
「協働のまつり場」運営支援	5月～3月	刈谷市役所	5事業で 6,893,172
	委託団体	刈谷市(市民協働課)	

【目的・ねらい】

市民(NPO・地域団体等含む)と行政の実務者が意見交換を行うことで、テーマに対する相互理解や目指す目的の共有を図り、新たな発見や市民との役割分担など協働のあり方を展望すること。

【事業内容】

1. 昨年、実施した市民協働診断シート回答の 56 事業の分析を行い、ヒアリング対象を8事業に選定。ヒアリング結果に基づき「河川愛護運動」を協働のまつり場の対象事業とした。

2. 協働のまつり場は市民3団体と担当課、市民ボランティア活動センター等計17名を2グループに分け、「川がきれいだと嬉しい人達はどこにいる?」「どうつながればいいだろうか?」を話題に意見交換した。

【総括・評価】

・まつり場への出席に難色を示していた市民団体や担当課が、参加後には自分事として捉え感想を言うほど認識が変わる機会になった。従前は2回実施していたまつり場だが、今回は市の意向により1回のみであったため、まつり場の中での具体的な施策への展開に至らず、意見交換内容を踏まえて担当課で対応することとなった。施策展開の議論をすすめるには、協働のあり方のさらなる工夫が求められる。

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
清須市市民協働推進支援業務	5月～3月	清須市役所他	1,329,900
	委託団体	清須市(企画政策課)	

【目的・ねらい】

市民協働によるまちづくりを活性化するため、「市民・市民団体・企業・学校等」と「行政」が連携、協力できる環境づくり構築のための企画、運営、支援を行うこと。

市内事業に「市民協働」を導入するため、各事業と「市民協働」を結びつけるきっかけづくりと意識づけを図ることを目的とした調査、研究の支援を行うこと。

【事業内容】

① 協働テラス、 企画・運営 ミーティング	全体ファシリテーター：藤森幹人 ○協働テラス2022 夏（会場：清須市役所 北館2階 第1・2・3会議室） 7/30(土) 参加者：41名 話題提供(3テーマ)、意見交換、共有タイム ①清須市の盛上げ企画 ②健康づくり企画 ③協働のPR企画 ○協働テラス2022 冬（会場：清須市役所 北館 第1・2会議室他） 12/3(土) 参加者：42名 話題提供(3テーマ)より進捗報告、意見交換 ○企画運営ミーティング 6/3(金) 清須市役所 北館 第1・2会議室 参加者：11名 8/29(月) 清須市役所 南館 大会議室 参加者：7名 11/1(火) 清須市役所 南館 第2会議室 参加者：9名 3/2(木) 清須市役所 南館 第3会議室 参加者：9名
②市内 照会・調査	○7～2月 協働診断シートの作成 ○2～3月 協働診断シートによる調査 10課 49事業 ○3/8 調査結果をふまえたヒアリング対象事業の検討 ○3/24 協働のあり方についてのヒアリング・意見交換(4課 4事業)

【総括・評価】

- ・協働テラスは、令和元年度より始まり、市民や団体、企業などが清須市内のまちづくり課題やアイデアを共有し、課題解決におけた行動や活動が立ち上がる「まちづくりプラットフォーム」としての役割を目指している。
- ・前年度の4つのテーマのうち2つは市民協働事業として活動展開が進んだ。協働テラスでは、「健康づくり」を新しいテーマに加えて運営した。既存2テーマについても新しいサブテーマ(子育て支援)を設けたり、PR実践を展開したり、昨年度からステップアップした活動に進化した。
- ・協働テラスの前後には「企画・運営ミーティング」を開催し、テーマや開催方法を話し合っ決めて。次年度の運営について、市内全中学3年生からのアンケートや提案を、協働テラスへの中学生の参加や意見交換、各テーマの活動への参加や意見反映等の形で、活かしていく方針を確認した。
- ・市内調査におけるヒアリングは、事業内容についていかに市民に向けて情報を届けるか。新規事業の検討時などに市内他課の取り組みや、類似事業に取り組む民間団体の情報をどう得て、良い展開につなげるかという情報に関する事例が複数見られた。届けたい相手を意識する、共感できる相手を探すなど、事業の協力相手を広げ改善できそうな点を前向きに話しあうことができた。

I 研修事業

I-3 研修／受託契約事業（民間部門）

事業名	実施時期	実施場所	事業規模（円）
小牧市協働のまちづくり実務者会議 サポーター研修	5月～6月	小牧市役所	131,435
	委託団体	(特)こまき市民活動ネットワーク	

【目的・ねらい】

小牧市で協働のまちづくりを担当する市職員が、各課で協働事業を率先して提案し、協働が一層推進していくこと。(特)こまき市民活動ネットワークが同市から受託した研修に協力支援。

【事業内容】

4/22(金) 13:30～16:00	・受講者 49名(係長等の実務者会議サポーター) ・講義「公務員として、『一緒に』、『何か』を。」野澤成裕さん(元岡崎市職員) ・市内の協働事例を学ぶ(救命講習、外国人の子どもの学習支援) ・グループ内で質問ワーク&意見交換
5/25(水) 9:30～12:00 13:30～16:00	・受講者 午前/午後 2回で39名 ・グループ内で各自の「協働を考えるシート」のコメントワーク ・各グループの代表シートの発表と全体討議、講評

【総括・評価】

- ・小牧市の中間支援団体とVNSが協働で行うことで、具体的な情報等をグループワークの場で伝えることと、俯瞰的な解説・整理をすることの両要素を備えた研修にすることができた。
- ・SDGsを推進する新たな取り組みから、既存の行政事業の問題点の解決まで、新しい工夫ができないか前向きな提案シートが用意され、グループ内の議論も活発にできた。研修で提案した内容の実現に向けたお悩み相談会等もできたらよいとの今後の展望も確認することができた。

事業名	実施時期	実施場所	事業規模（円）
NPO/NGOの組織基盤強化のための ワークショップ	5月～6月	イーブルなごや	150,000
	委託団体	パナソニック(株) (特)日本NPOセンター	

【目的・ねらい】

NPOが持続的に発展し活動を行う上で基礎となる「組織基盤強化」の必要性を周知・啓発すること。

【事業内容】

●事前プログラム検討会

今回開催する福島、神奈川、兵庫の支援センター等と、中間支援団体と共にプログラムについて検討し、内容を決定した。終了後には、ふりかえりを行い今後に向けた意見交換を行った。

・実施日

4/13(水) 17:00～18:30 オンライン
4/26(火) 17:00～18:30 オンライン
7/11(月) 10:00～12:00 オンライン

●ワークショップ実施

・実施日 6月20日(月) 13:30～17:00 ・参加 7名
・司会進行 中尾さゆり



【総括・評価】

- ・事前プログラム検討会では、各地域の組織基盤に関する事例を持ち寄り話し合うことで、地域性や組織基盤に関する手法を意見交換と共に共有することができた。
- ・広報を開始した当初、参加者の集客に困難であったが、東海地域のNPO・NGO団体より問い合わせがあり参加につながった。また、各団体同士で話し合う時間が多く持つことができ、団体運営や組織基盤等に関する情報交換等の場となり、団体同士のつながりを作ることもできた。

2 啓発・情報提供事業

- NPO・まちづくりの理解・参加のための情報、先進事例やNPOの全国的動向などの情報を提供・共有することを目的にしています。
- NPOや企業、行政などから提供される書籍、パンフレット等を「ライブラリー」として蓄積しています。
- NPOに関連する「情報」をホームページやメールマガジン、SNSで発信しています。こうしたツールを用いてボランティアネイバースの活動のほか、地域や全国のNPOの活動や NPO 支援に関する情報を紹介しました。
- DX が進む社会に対応するため ICT 専門家と連携しながら、ビジネスコミュニケーションツールやクラウドサービスを活用した組織・事業マネジメントの改善や顧客情報のデータベース化にも取り組んでいます。

事業名	実施形態・備考		頁数
情報発信事業／ウェブサイト運営	自主事業	本法人事務所	13
あいちNPO交流プラザポータルサイト保守管理業務	委託事業（公共）	愛知県	14

2-1 啓発・情報提供／自主事業

事業名	実施時期	実施場所	事業規模（円）
情報発信事業／ウェブサイト運営	通年	本法人事務所	4,300
	実施形態	自主事業	

【目的・ねらい】

市民活動・まちづくりに関する理解、参加促進、運営力向上のため、有益な情報を提供すること。

【事業内容】

- ・ イベント・研修情報、市民参加の促進、行政との協働、助成金情報などをホームページやブログ、SNS（facebook、twitter）に掲載、ダイレクトメール送付（県内市民活動センター、講座参加者など）を実施した。
- ・ ホームページでは、イベント・研修情報の発信を中心に、SNSでは、日常の活動様子も取り入れて発信するなど、ユーザーとの交流に取り組んだ。
- ・ NPO会計や運営等の相談をつながりやすくするため、ホームページを一部改修した。よりわかりやすく相談につながるよう環境を整えた。
- ホームページアクセス件数（14,693）、Facebookページ（いいね：747人／フォロー：846人）、Twitter（フォロワー：673） ※2023年5月現在
- ・ オンライン会議用360°カメラ・マイク・スピーカー（ミーティングオウル）、オンライン配信機材等の貸出を開始した。（利用件数：2件）



【総括・評価】

- ・ 市民活動やまちづくりの理解・参加のための情報、SNSでは先進事例やNPOの全国的動向などの情報を収集し発信するなど、ホームページだけではなくSNSも活用し適切なタイミングで情報発信を行うことができた。SNSでは、関係団体が発信する情報をシェアし、更なる情報提供につなげることやボランティアネイバースの関わる団体への情報発信となった。また、コンスタントな発信を行うことで、前年度以上のいいね・フォロワー数を獲得した。今後も、同様に情報提供や発信を行っていく。

2-2 啓発・情報提供／受託契約事業（公共部門）

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
あいちNPO交流プラザ ポータルサイト保守管理業務	4月～3月	本法人事務所等	330,000
	委託団体	愛知県（社会活動推進課）	

【目的・概要】

- 愛知県社会活動推進課NPOグループのWEBサイト「あいちNPO交流プラザ」の管理運営をサポートする業務で、VNSは2008年にサイトを構築して以降業務を行っている。現サイトは2017年改修したもの。
- 内容は、愛知県（社会活動推進課）の取組、所轄のNPO法人等に関する活動情報等の掲載、企業などからのNPO法人等への助成や支援情報、県内市町村のNPO施策などが掲載されている。

【事業内容】

- 県民及びNPO等関係者にわかりやすく情報提供できるように定期的にメンテナンスを行う他、システムのトラブル対応や不必要になったファイルやリンクの削除・修正、アクセス数の記録などを行った。

【総括・評価】

活動情報やアピール情報を団体が自ら発信できるしくみは、団体だけでは行き届かない情報を県民等に届けるツールとして活用されている。認知度を高め、利用団体を拡大し、掲載情報を充実することにより、サイト活用を拡大することが必要である。SNSの著しい発展を踏まえて、それらを組み込み、構成や内容、操作性等も改善し、より多くの人に活用されるサイトにしていくことが望まれる。

3 調査研究・提言事業

- 2021 年度に続き、多様化・深刻化する地域課題に対して、NPO が大学・企業・行政など多様な主体と連携・協働して取り組む上での、多様な主体が会した協議のあり方について研修し、ポイントを報告書にまとめました。今年度は特に、地域レベルでの協議に焦点を当て、市町村職員、支援センタースタッフら受講生は、どんな壁を乗り越えたと実践に結びつくか考察することができました。【テーマ①「草の根の市民活動」の活性化】【テーマ②多様な主体と連携・協働したまちづくり】
- コロナ禍も3年目となり、NPO 活動の支援対象者への影響や、オンライン活用が相談、学習、交流活動にどのような価値を加え、逆に、うまく機能していない点はどこかといった一歩踏み込んだ調査を助成財団から受託して行い、結果を元にした意見交換も行いました。体制づくりや活用法の情報に NPO 間でも差が大きい中、学び合いや情報集積、支援の仕組み等、中間支援の役割を具体化することが求められています。【テーマ①】【テーマ③よい社会をつくる資源の蓄積・情報循環】
- 「BCP 普及におけた調査研究」に関して、ポストコロナの伴走支援事業（P26）を通じて、個別支援に取り組みました。【テーマ①】
- ボランタリーネイバース自らの中期重点計画を中小企業診断士と共に作成し、そのプロセスや外部支援者と作る際の特徴・効果について総会の交流会で報告し、レポートにまとめました。この経験を、他 NPO が取り組む際のコーディネートにも活かしていきたいと思います。【テーマ①】

事業名	実施形態・備考		頁数
各種審議会・委員会への参画	自主事業		15・16
研究レポートの発行（ホラネイ☆キャラバン）	自主事業		17
コロナ禍の NPO 法人・財務調査	自主事業		17
地域課題の解決に向けた多様な主体による連携・協働促進会議実施委託業務	委託事業（公共）	愛知県	18
ウィズコロナの NPO 活動のあり方調査	委託事業（民間）	（一財）中部圏地域創造ファンド	19

3-1 調査研究／自主事業

事業名	実施時期	実施場所	事業規模（円）
各種審議会・委員会への参画	通年	愛知県内各所等	240,342
	実施形態	自治体・団体より依頼に基づく	

【目的・ねらい】

各種審議会・委員会・審査会等への参画を通して、NPOの発展やまちづくり、市民主体の社会づくりに向けて提言や提案を行うこと。

A: 公的機関及び外郭団体・・・計 32 件

	委員会名等	主催者	委員名
1	あいち自動車環境戦略会議構成員	愛知県	中尾さゆり
2	あいち自動車環境戦略総合調整会議	愛知県	中尾さゆり
3	愛知県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会幹事	愛知県	遠山涼子
4	愛知県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会委員	愛知県	中尾さゆり
5	あいちエコモビリティライフ推進協議会企画運営会議構成員	愛知県	武長脩行
6	行政改革の推進に向けた外部有識者による公開ヒアリング	愛知県	三島知斗世
7	NPOと大学・企業など多様な主体との協働に向けた検討会議構成員	愛知県	三島知斗世

3 調査研究・提言事業

8	愛知県 NPO と行政のテーマ別意見交換会 「NPOとスタートアップ企業の協働連携の可能性を探る」	愛知県	中尾さゆり 井村美里
9	愛知県環境教育等推進協議会委員	愛知県	新海洋子
10	名古屋市福祉有償運送運営協議会委員	名古屋市	大西光夫
11	名古屋市指定特定非営利活動法人審査会委員	名古屋市	大西光夫
12	名古屋市緑政土木局指定管理者評価会評価員	名古屋市	武長脩行
13	名古屋市緑政土木局指定管理者選定委員会委員	名古屋市	武長脩行
14	名古屋市特別職報酬等審議会委員	名古屋市	中尾さゆり
15	市民活動の推進にかかる懇談会	名古屋市	中尾さゆり
16	地域福祉に関する懇談会	名古屋市	遠山涼子
17	名古屋市重層的支援体制整備事業実施計画策定懇談会委員	名古屋市	遠山涼子
18	地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業に係る事業者評価委員	名古屋市	遠山涼子
19	瀬戸まちなちの課題解決応援補助金審査員	瀬戸市	三島知斗世
20	つしま夢まちづくり提案事業審査会委員	津島市	三島知斗世
21	刈谷市元気な地域応援交付金審査委員	刈谷市	三島知斗世
22	豊田市市民活動促進委員会委員	豊田市	三島知斗世
23	犬山市市民活動促進委員会／公益的活動促進委員会	犬山市	遠山涼子
24	第Ⅱ期犬山市協働プラザ運営事業者審査委員	犬山市	遠山涼子
25	小牧市市民活動促進委員会委員、同市民活動助成金審査会委員	小牧市	三島知斗世
26	稲沢市公募型補助金審査委員会委員	稲沢市	遠山涼子
27	東海市まちづくり協働推進事業審査会審査委員	東海市	齋藤雅治
28	日進市市民自治活動推進補助金審査委員会審査委員	日進市	中尾さゆり
29	北名古屋市市民協働推進事業補助金審査委員	北名古屋市	齋藤雅治
30	みよし市がんばる地域応援補助事業審査会委員	みよし市	三島知斗世 遠山涼子
31	長久手市協働まちづくり活動助成金審査会審査委員	長久手市	中尾さゆり
32	長久手市NPO法人設立支援事業助成金審査会審査委員	長久手市	中尾さゆり

B: 民間団体・・・計 6 件

	委員会名等	主催者	委員名
1	ソーシャルビジネス研究会	(一財)中部圏地域創造ファンド	武長脩行
2	NPO法人会計基準協議会専門委員	NPO法人会計基準協議会	中尾さゆり
3	コープあいち SDGs助成制度審査委員会委員	生活協同組合コープあいち	中尾さゆり
4	こくみん共済 coop 地域貢献助成審査委員会	全国労働者共済生活協同組合連合会	高橋美穂
5	名古屋市 イーパーツ・リユース PC 寄贈プログラム	(認特)イーパーツ／ (特)ボラみみより情報局等	遠山涼子
6	内閣府 NPO 法人ウェブ報告システムの意見交換会	(特)NPO サポートセンター	中尾さゆり

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
研究レポート発行 (ボラネイ☆キャラバン)	通年	本法人事務所	0
	実施形態	自主事業	

【目的・ねらい】

各種セミナー、研究調査等で学んだ内容の要点をレポートとして発行、情報共有を図ること。

【事業内容】

- 第 35 号「中小企業診断士と NPO の想いが見える化。すっきり言語化された中期重点計画をつくります。」
- 第 36 号「ポストコロナ・With コロナ時代のNPO・まちづくり活動について考える」

【総括・評価】

- 活動内容や成果・課題を A4 版両面で伝えることで、手軽な情報としてタイムリーに発信することができた。中期重点テーマの策定過程から、進捗、計画づくりまで経過の報告を通じて、活動への参加や理解を広げるきっかけを提供することができた。

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
コロナ禍の NPO 法人 ・財務調査	通年	名古屋市市民活動推進センター他	2,000
	実施形態	自主事業	

【目的・ねらい】

コロナ禍がNPO 法人に与えた影響を客観的に把握し、組織運営支援に活かしていくため、NPO 法人の財務諸表のデータ調査と分析を行う。

データ調査への参加を広く呼び掛けることにより、NPO 法人マネジメント支援に関心のある層を掘り起こし、NPO への理解をすすめ、今後の支援人材の育成につなげていく。

【事業内容】

名古屋市に提出され閲覧に供されている 2020 年度及び 2021 年度の財務諸表の調査をした。調査には NPO 支援に関心のある NPO 関係者・中小企業診断士・行政職員インターンの参加・協力を得た。初回参加者にはオリエンテーションを行い、参加者同士のつながりづくり、NPO 法人会計基準の理解促進を促した。

実施日：10/29(土)11/6(日)11/20(日)11/26(土)・・・ 参加人数：延べ14 名

調査結果の中間報告を(公社)非営利組織研究学会の NPO 部会にて行った。

【総括・評価】

将来的には NPO 法人の財務データはビッグデータとして集約・公開されるようになることが期待されるが、過渡期としてはこのような地道な調査活動が必要となってくる。財政状態の把握とともに、NPO 組織運営の課題、NPO 法人会計基準の導入が進んでいない実態も見えてきた。これらを NPO 支援活動に活かしていきたい。

3 調査研究・提言事業

3-2 調査研究 / 受託契約事業 (公共部門)

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
地域課題の解決に向けた 多様な主体による連携・協働 促進会議実施委託業務	6月～3月	あいちNPO交流プラザ他	1,714,312円
	実施形態	愛知県(社会活動推進課)／あいち協働事業 サポートセンターとして(特)地域福祉サポ ーチタ・(特)ボラみみより情報局と共同受託	

【目的・ねらい】

多様化・複雑化する地域課題を解決するために、多様な主体が一堂に会して地域課題の解決に向けて協議する会議を開催するノウハウや手順を学び、開催結果をとりまとめ、多様な主体による連携・協働を促すこと。

【事業内容】

(1) 連携・協働促進会議(円卓会議) 会場:あいちNPO交流プラザ、岡崎市内、スペース七番

総合コーディネーター:池田哲也さん/(一社)地域問題研究所

回	日程	内容	参加者数 (ワザール含)
1	9/6(火)	課題解決のための連携・協働とは? 地域円卓会議とは? (講師オンラインにて講義) 講師:高平亮さん /NPO 法人岡山 NPO センター事業部長 話題提起、ワーク「コーディネーターとしてネックになっていること」	11名
2	10/4(火)	講義、グループワーク、話題提起 講師:菊池遼さん/日本福祉大学社会福祉学部助教 テーマ「イノベーション、参加者の組み合わせと調整」	12名
3	11/18(金) 午前	現地見学ツアー:岡崎市/松應寺、籠田公園(QURUWAの拠点) 案内人:天野裕さん/NPO 法人岡崎まち育てセンター	16名
4	11/18(金) 午後	講義、グループワーク、話題提起 テーマ「会議の場づくり、連携・協働の関係づくりの支援」	14名
5	12/13(火)	講義、グループワーク、話題提起 ファシリテーター/名畑恵さん(NPO 法人まちの縁側育くみ隊) テーマ「連携・協働を阻むもの、克服する担当者の役割」	13名

(2) ノウハウ・手順のとりまとめ

同報告書「四角をま〜るく! 連携・協働のための地域円卓会議」A4版×20頁

- ・協働・連携のコーディネーターの5つの役割(脚本、配役、資源調達、演出、合意形成)
- ・多様性がイノベーションを生み出す関係の構築、目的やワクワク感の共有
- ・結果、課題解決という戦略、地縁団体を交えた話し合いの運営
- ・地域円卓会議のコーディネーターの役どころ(PPP、まるい会議、心がけ)等のポイントを掲載。



【総括・評価】

- ・市町村現場でニーズの高い「小規模地域での地域交流」と「地縁組織との関わり・つながり」に焦点を当てた円卓会議のあり方を学ぶことができた。
- ・3団体のネットワークにより、NPO・大学・企業の立場から連携・協働の経験を共有いただき、地域円卓会議を運営するための実践的なヒントを得ることができ、同時に、現場で感じる壁もしっかり向き合う研修となった。
- ・会議参加者が当事者になっていくには、ビジョンの共有と共に、愛着が感じられ、ワクワクする話し合いにすることが重要、といった、従来の会議とは異なる「まるい会議」のイメージを描くことができた。



3-3 調査研究 / 受託契約事業(民間部門)

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
ウィズコロナの NPO 活動のあり方調査	通年	本法人事務所等	732,600
	委託団体	(一財)中部圏地域創造ファンド	

【目的・ねらい】

愛知県内のNPO法人等の市民活動団体を対象にアンケート調査を行い、コロナ禍によるNPO活動や支援対象者への影響、オンライン活用の状況やその評価を把握し、ウィズコロナ時代に求められるNPO活動のあり方を展望すること。

【事業内容】

・調査時期:2022年8月2日~8月16日

・調査対象:愛知県を中心とした東海地域で活動する市民活動団体(NPO法人・任意団体含)

調査依頼発信件数:1,752件 回答件数:169件

※この調査は、(一財)中部圏地域創造ファンド(CCF)が行う

休眠預金制度を活用したコロナ緊急助成事業の一環として実施され、

調査部分を受託実施した。

調査結果は
こちらから▶



【総括・評価】

・コロナ禍における工夫として「オンライン活用」が最も多く67%の結果であった。今後の意向としても「オンライン活用」を拡大継続・現状維持する団体は多い。

・結果をうけて、会員役員間の意見交換会では、予防の観点でオンライン手段を活かしたアプローチや、相手が求める支援による使い分けの基準を設ける必要性等を確認した。

問：コロナ禍での活動維持・再生に向けて貴団体が取り組んだことは何ですか？（複数回答）



4 相談・助言事業

- 前年度より外部専門家の協力を得て支援チームをつくることを意識的に行ってきたことにより、いくつかのパターンを実施することができました。
- 「ポストコロナを見据えた市民活動団体の支援事業」においては、専門家・コーディネーター・事務局のチームで実施することにより、NPO 支援経験の少ない専門家もスムーズに支援に関わっていただいたり、それぞれのネットワークを活かして幅広い連携をつくって事業を進めたりすることができました。【テーマ①「草の根の市民活動」の活性化】
- 「NPO における介護と仕事の両立支援事業」においては、ケアマネジャー、家族介護者支援 NPO、社会保険労務士、中小企業診断士と、異なる専門性を持つ方と委員会をつくり進めました。【テーマ②多様な主体と連携・協働したまちづくり】
- 「NPO 団体事務支援」においては、地域自治組織の会計ソフト導入・運用について、今までは支援先であった中間支援組織のスタッフが細やかに動くことによって、スムーズに進めることができました。【テーマ①】
- 組織の課題はますます複雑になっており、個別の専門家だけの対応では十分な対応ができなくなっています。その組織の真の課題を特定し、必要な専門性を持った人をつなげていくとともに、専門家同士のネットワーク・学び合いの機会を意識的に創出し、この地域で支援に関わる人の層を厚くしていくことに引き続き取り組みます。【テーマ③よい社会をつくる資源の蓄積・情報循環】

事業名	実施形態・備考		頁数
NPO法人設立・まちづくり相談	自主事業		21
会計相談・運営支援	自主事業		21
NPO会計ソフト提供事業	自主事業	(ソリマチ(株)委託販売)	21
事業承継センター	自主事業／ 受託事業(民間)		22
組織基盤強化のための 伴走支援事業	自主事業		22
NPO における介護と仕事の両立支援事業	助成事業(民間)	独立行政法人福祉医療機構(WAM)／令和4年度社会福祉振興助成事業	23
NPOアドバイザー事業	受託事業(公共)	名古屋市／(特)ポラミより情報局と協働運営	24
NPO団体事務支援	受託事業(公共)	大口町	25
市民活動支援センター相談業務	受託事業(公共)	一宮市市民活動支援センター他	25
ポストコロナを見据えた 市民活動団体の支援事業	受託事業(公共)	名古屋市	26
東海ろうきん未来応援寄付金	受託事業(民間)	東海労働金庫	27
地域スポーツクラブ推進体制基盤強化事業・財務相談事業	委託事業(民間)	名古屋市スポーツ	28

4-1 相談・助言／自主事業

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
NPO法人設立・まちづくり相談	通年	本法人事務所	0
	実施形態	自主事業	
【目的・ねらい】			
NPO法人設立や市民団体の運営、まちづくりに関する諸問題の解決を支援すること。			
【事業内容】			
電話・メール・来訪による問合せ対応 15件			
【総括・評価】			
NPO法人運営に関する報告様式・ひな型の紹介、運営に関する問合せに対応した。活動地域の市町における支援窓口や相談の機会を紹介し、利用につなげた。成果冊子やメール等による案内に関する問合せもあり、情報発信と連携した相談対応を実施することができた。			

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
会計相談・運営支援	通年	本法人事務所他	322,145
	実施形態	自主事業	
【目的・概要】 NPO法人の事務支援のため、会計相談を中心とした運営相談を行うとともに、相談・支援に従事する人材育成を目的にインターンを募り、相談対応を行った。			
【事業内容】 ・会計ソフト設定、決算支援・帳簿確認・会計ソフト入力内容の確認、助成金会計の確認などについて相談対応 ・相談件数50件 (うち6件「決算相談2023」4/23(日)、4/29(土)インターン1名) (うち8件「助成金・寄付金なんでも相談会」7/8(金)、7/9(土))			
【総括・評価】 ・相談件数は昨年度とほぼ同じ件数であった。決算期の相談は多くの団体が継続利用しており、今後も継続的な利用が見込まれる。事前の情報整理を丁寧に行うことによって、専門家へのマッチング精度を高めるとともに、課題を細分化し、対応を分担して行うことで、利用できる団体の増加につなげる。			

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
NPO会計ソフト提供事業	通年	—	521,400
	実施形態	自主事業	
【目的・ねらい】			
主にNPO法人を対象に、使用しやすくまた所轄庁への必要書類が作成できる会計ソフトの普及を通して、NPOのアカウントビリティ向上を支援すること。			
【事業内容】			
会計基準改訂版に対応した会計ソフトならびに給与計算ソフトのPR、委託販売を行った。(ソリマチ株式会社)			
● 販売実績 計 17 本 会計王NPO法人スタイル 11 本、給料王 6 本(保守契約含む)			
【総括・評価】			
販売実績のうち 7 割はリピーターであり、継続して活用いただけている。講座や相談など対面の機会に情報提供し、団体の規模や特性に応じた活用の提案をあわせて行う。			

4 相談・助言事業

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
事業承継センター	通年	本法人事務所他	5,500
	実施形態	自主事業／受託事業(民間)	

【目的・ねらい】

NPOの事業承継に関する相談・助言を通じて、組織や活動の承継をスムーズに行うことができるようにし、この地域のNPO活動の発展・継続を促すこと。

【事業内容】

(1) 情報発信

会員向けレポート、ボラネイ☆キャラバン、SNSを通じ、VNSにおける事業承継後の組織運営について、当事者として適宜発信した。また、講師依頼として2件、事業承継についての情報提供に対応した。

(2) 個別支援

下記、伴走支援事業の一環として、事業承継に関する組織内部の役割の再構築、ミッション・ビジョンの確認、クレドの作成をサポートした。

(3) 個別相談

個別の会計や助成金申請、事業展開についての相談に付随して、事業承継についての相談が寄せられている。

【総括・評価】

相談は「事業承継」というストレートな形ではなく、組織の継続や次世代への体制変更の悩みという形で寄せられる。VNSの現体制が承継の当時者ということも周知されつつあり、さまざまなかたちでの展開が期待される。

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
組織基盤強化のための 伴走支援事業	通年	支援先団体他オンライン	860,000
	実施形態	自主事業	

【目的・ねらい】

組織基盤の見直し時期にある NPO の伴走支援を行い、様々な課題に対応することで、NPO の組織基盤強化を着実・効果的に行い、今後の活動継続・発展を促すこと。

【事業内容】

(1)組織運営改善:組織診断を受け、規程類に基づく組織運営の定着、規定類の見直しのサポートを行った。

(2)クレド作成・評価指標の作成着手:組織内の価値観・意識を統合していくため、クレドを作成した。クレドをもとに、評価指標を作成していくことに着手した。

(3)事業ポートフォリオ見直し:財政面から事業の分析を行い、大幅に事業の実施スタイルを見直した。

(4)理事の退任に伴い新たな理事体制について検討し、今まで事業に関わった専門家への就任依頼の準備をした。

(5)組織基盤強化への取組:定期的な進捗管理と課題整理をする伴走支援をおこない、タイムリーに必要な対策をとることができるよう支援した。

【総括・評価】

伴走支援の中で、当初想定していなかった課題が発生することも多かったが、定期的に理事長と進捗確認することにしたため、その中で吸収して対応することができた。

クレドの作成、評価指標の設定については、他の NPO においても、新規メンバーを迎えたり、組織が変わっていったりするタイミングでは有効な手法である。今後、事後の成果を確認し、他への展開も進めたい。

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
NPOにおける介護と仕事の両立支援事業	5月～3月	本法人事務所等	2,212,337
	助成団体	独立行政法人福祉医療機構(WAM)／令和4年度社会福祉振興助成事業	

【目的・ねらい】

NPO役職員が仕事と介護の両立ができる組織体制を確立し、普及させる仕組みの確立を目的にセミナー等の開催を通じて介護や労務等の専門家から学び、中間支援団体としての支援の事業化を検討し、その成果をまとめ普及すること。

【事業内容】

介護と仕事を両立させるための基礎セミナーをオンラインで3回開催し、31名が参加した。また、介護や労務等の専門家を委員として迎えた事業化検討委員会で両立支援のあり方について検討をおこなった。こうした取り組みから得た知見を「NPO役職員が介護と仕事を両立させるためのハンドブック」にまとめて公開した。



日程	セミナータイトル	講師／参加者数
9/17(金)	介護保険制度概論	金順愛さん((一社)Moment+代表理事) 【当日参加19名、アーカイブ配信視聴数44回】
10/15(土)	介護と仕事が両立できる職場づくり	太田黒周さん((特)てとりん副代表理事) 【当日参加6名、アーカイブ配信視聴数14回】
11/12(土)	介護休暇の制度を整える	宮井陽子さん(たいよう労務事務所 社会保険労務士) 【当日参加6名、アーカイブ配信視聴数14回】

	内容・委員
事業化検討委員会	【目的】事業の講師や支援者を委員とし、事業のブラッシュアップと今後の継続的な事業化に向けた検討をおこなう。 【主な検討内容】 ・NPO等の小規模事業者を対象に提供できる有効な支援は何か ・支援の実施にあたって考えておくべきこと ・外部支援メニューの可能性・有効性について 【日程】第1回:2/8(水)、第2回:3/8(水) 【委員】金順愛さん、太田黒周さん、宮井陽子さん、小笹晴代さん(中小企業診断士)

	内容(目次)
NPO役職員が介護と仕事を両立させるためのハンドブック	・介護保険制度ってなに? ・介護と仕事が両立できる職場づくり ・介護休暇の制度を整える ・介護と仕事の両立キーワード ・介護と仕事の両立のための～外部支援・外部資源活用のおすすめ～ ・介護と仕事の両立できる職場づくりのためのお役立ち情報紹介

【総括・評価】

- ・介護と仕事の両立の課題を、介護を抱えた個人の問題から、さまざまな社会資源を活用してワークライフバランスを実現していく環境を整えることとしてとらえなおし、中間支援組織の役割がさまざまな社会資源と必要な人がつながるきっかけ・仕組みづくりにあることを再認識する機会となった。
- ・助成事業終了後の事業展開として介護と仕事の両立に関する課題を整理して対策につなげていく相談窓口を開設した。今後、NPO等の小規模事業所の経営に関わる方で、役職員が介護と仕事の両立に課題を抱えている／抱える予定がある団体を対象とした相談支援に取り組むことを通じて課題への対応を継続していく。

4 相談・助言事業

4-2 相談・助言／受託契約事業（公共部門）

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
NPOアドバイザー事業	5月～3月	名古屋市市民活動推進センター	2,445,000
	委託団体	名古屋市(名古屋市市民活動推進センター)／ (特)ボラみみより情報局と協働運営	

【目的・ねらい】

NPO法人を設立したいと考えている市民やNPO法人からの法人設立や会計、組織運営等、各種相談に応じ、各種講座等を実施することで、課題の解決を図り、市民活動を促進するとともに、NPO法人の健全な運営を支援すること。

【事業内容】

NPO法人の設立・運営・会計・労務・法務・税務等の個別相談を実施したほか、専門講座を7回開催し、のべ84名が参加した。また、日本会計士協会東海会及び名古屋税理士会より紹介を受けた会計専門家3名を認定・指定取得を目指すNPO法人に派遣し、支援を行った。



個別 相談	内容・参加者数/アドバイザー(全10名)
	計65件／88コマ【会計・税務 47件／63コマ、設立・運営18件／25コマ】 うち、オンライン15件【会計・税務8件、労務3件、法務1件、設立・運営3件】
【会計・税務】 足立勝彦さん、鳥居翼さん、中尾さゆりさん、橋本俊也さん(以上、税理士)、 堀尾博樹さん(税理士・行政書士)、黒田朱里さん(公認会計士) 【労 務】 加古朗さん(社会保険労務士・行政書士)、 【法務】 藤田哲さん(弁護士) 【設立・運営】 織田元樹さん・水野真由美さん (特)ボラみみより情報局 アドバイザー	

日程	講座タイトル	講師／参加者数
7/8(金)	NPOの活動資金・ファンドレイジング	水野真由美さん【13名】
7/29(金)	認定・指定NPO法人になるには	鳥居翼さん 【26名】
12/9(金)	5年、10年と長く愛され続ける事業・サービス作りの裏側 【オンライン開催】	高橋一将さん 【16名】 (中小企業診断士)
1/27(金)	基本ルールを確認! ～NPO会計と税務～	織田元樹さん 【3名】
2/10(金)	NPO法人の運営基礎 ～NPO法・会計・税務・労務～	橋本俊也さん 【7名】
2/28(火)	多様な働き方に対応する労働条件通知書の作り方	加古朗さん 【4名】
3/16(木)	NPOの会計・税務	黒田朱里さん 【14名】

専門家 派遣	NPO 法人 3 団体に対し4回ずつ、会計専門家3名支援による支援を行った。 ≪支援内容≫法人概要・団体活動・経理状況のヒアリング／認定制度・PST 基準の確認／寄付金台帳の確認／事業費と管理費の区分・適正な比率の確認／各種規程の確認／申請書類の下書き確認等。科目不明の支出や元帳と決算書の整合確認、注記事項の確認も行った。
-----------	---

【総括・評価】

- ・相談稼働率は74%と前年比10%増となった。オンライン相談(15件)により稼働率アップにつながった。利用者のアンケート結果から「とても満足」「満足」あわせて98%と高い満足度が確認できた。
- ・専門講座では「認定・指定NPO法人」に多数の参加があり、認定法人数の増加につながる機運が確認できた。専門家派遣と連携し、着実な取得につなげる。また、オンライン講座では、中小企業診断士を講師に招き、事業展開に関する内容を新設し、ビジネスの視点を交えた講義により、今後の活動のヒントにつながったとの成果が確認できた。
- ・専門家派遣では、日常の会計・税務処理の困り事にも対応いただき、継続支援による信頼関係を活かした課題解決につながった。確認できたニーズを個別相談の利用につなぐなど展開も見出すことができた。

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
NPO団体事務支援	5月～3月	大口町町民活動センター	246,675
	委託団体	大口町(地域振興課)	

【目的・ねらい】

大口町のNPO団体及び地域自治組織の透明性およびアカウンタビリティを確保するため、会計を中心とした事務・運営の適正化を支援すること

【事業内容】

※アドバイザー 中尾さゆり(VNS)

5団体に対し、決算、NPO法人会計基準に則した財務諸表の作成アドバイスを行った。また、新規に地域自治組織の会計を整備することとなり、3つの地域自治組織に会計ソフトの導入を行い、決算を行った。

【総括・評価】

- ・継続的な支援により、支援対象NPO法人のNPO法人会計導入率は100%となっている。
- ・地域自治組織の会計については、地域振興課・(特)まちネット大口と連携して会計ソフトを導入し、2022(令和4)年4月から本格稼働することができた。
- ・地域自治組織については会計基準がない。資金提供者である行政と、実際の運営者では会計を行う目的は必ずしも同じではない。今後、財務データの利用目的に合わせて事業区分(部門)や勘定科目を統一化していく必要がある。

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
市民活動支援センター相談業務	通年	県内市町村	249,256
	実施形態	自治体・団体より依頼(委託事業含む)	

【目的・ねらい】

県内各市でNPOに携わりたい方、NPOの運営の課題を持っている方を対象に、会計・法人設立・組織運営・事業運営等の相談対応を行うことにより、適正な運営や活動を支援すること。

【事業内容】

	派遣先/事業名	日時	派遣者名
1	一宮市市民活動支援センター アドバイザー	5月～3月 (毎月第3土曜他)	中尾さゆり
2	尾張旭市市民活動支援センター /市民活動・NPO相談	7/28(木) 10/19(水) 1/9(月) 3/9(木)	齋藤雅治さん(VNS研究員) 中尾さゆり
3	北名古屋市/市民活動相談	4/18(火)	中尾さゆり
4	長久手市/市民活動支援相談	(実施なし)	—

【総括・評価】

活動再開の兆しを受け、昨年に比べ利用件数は増えたものの、コロナ以前の件数までには至らなかった。相談の利用につなげるためには、インボイスや電子帳簿保存法など共通の課題をテーマに参加を募ったり、相談を自分の困りごとに引き寄せて考えられるよう、相談事例を相談者の情報に配慮をした上で、市内の団体へむけて情報発信したりことで、潜在ニーズを引き出す取組が必要である。

4 相談・助言事業

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
ポストコロナを見据えた 市民活動団体の支援事業	7月～3月	名古屋市市民活動推進センター	3,997,910
	委託団体	名古屋市(名古屋市市民活動推進センター)	

【目的・ねらい】

ウィズコロナ・ポストコロナにおいても、事業の継続・発展が見込めるよう、市民活動団体を支援することを目的とし、各市民活動団体の抱える課題に則した支援を実施するため、活動のオンライン化や資金調達など、それぞれの分野の専門家による伴走支援を実施する。

【事業内容】

1) 伴走支援の実施

各団体の課題に応じたコーディネーターと専門家を選定し、団体の抱える課題や事業の展望などをヒアリングし、団体に応じた支援方針案を作成。各団体の支援方針にもとづき、伴走支援を実施した。

個別相談会:8/9(火)、8/15(月)

対象団体数／内容／回数

9団体を対象に、のべ40回。訪問もしくはオンラインによる個別対応により実施した。

【対象テーマ(実施回数)】

事業再構築、仲間集め、配信(全5回)、BCP策定(4回)、クラウド化検討(全3回)、クラウド移行(全4回)、配信(全4回)、クラウドファンディング(全4回)、寄付集めの体制・戦略整備(全4回)、事務基盤整備(全6回)、事務基盤整備・組織づくり(全6回)

2) 支援カンファレンスの実施

専門家及びコーディネーター、スーパーバイザーを交え、団体ごとの支援方針の確認・各団体の支援状況に関する共有・意見交換、各団体の支援結果に関する総括報告を実施した。(3回実施)。

※全回通してスーパーバイザーに谷口功氏(椋山女学園大学教授)

日程	実施概要	対象団体／支援者数
11/11(金)	団体ごとの支援方針の確認および各団体の支援状況に関する報告(1)(2)	5団体【8名】
12/7(水)	※対象団体数の増加により、2回に分けて実施した。	4団体【7名】
3/29(水)	各団体の支援結果に関する総括報告	9団体【16名】

【総括・評価】

- ・終了後団体アンケート結果では、支援を受けた感想として「とても良かった」「良かった」あわせて89%となり、満足度の高い結果が確認できた。課題が具体的に改善できたことに加え、専門家の指導による技術の取得、外部の関わりにより、話し合いや考えるきっかけとなったことが理由として挙げられた。
- ・支援の受け入れ体制や、対策実施のために最小限の資金など、一定程度コスト負担が必要となる。組織基盤に関わらず、必要な支援が受けられるよう外部資源の獲得も含めて、支援のあり方を検討する必要がある。
- ・団体の個別課題の解決に留まらず、社会の課題解決につながる取組であった他、支援される側がつながり、ネットワークがうまれた点も成果である。活動地域や身近な関係者の中で得意を生かす協力者やサポート人材を掘り起こし、つなぐことの大切さも再確認した。



4-3 相談・助言／受託契約事業（民間部門）

事業名	実施時期	実施場所	事業規模（円）
東海ろうきん	4月～3月	東海労働金庫本社他	5,031,555
未来応援寄付金	寄贈団体	東海労働金庫	

【目的・ねらい】

東海ろうきんの理念「経済・福祉・環境及び文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現」に基づいた社会貢献商品に拠る寄付金を活用した支援を行うこと。

【事業内容】

愛知県内の「こどもの健全育成」と「就労支援」「教育」を行う団体を対象に、「はじめての一步やってみよう！寄付金」「踏み出す二歩目発動の定着・発展寄付金」の2コースを設定し、6/15(水)～7/15(金)の間募集を行った結果、それぞれ20件ずつ計40件の応募があり、書類選考・ヒアリング選考を経て、8団体へ寄付を決定した。11～1月にかけて寄付団体を訪問して中間ヒアリングを実施、3/1(水)に「活動実績報告会」を実施した。

はじめての一步・やってみよう寄付金コース【5件】

(団体名の50音順)

テーマ	活動名	団体名	寄付金額
こども	チャイルドラインみかわ オンラインチャット	特定非営利活動法人おやこでのびっこ安城	25万円
就労支援	アルミ缶収集・つぶし作業	特定非営利活動法人しらとり生活介護事業所しらとり	17万円
こども	学校生活に困難さを抱える子をもつ保護者への進路問題のサポート	パステル	25万円
こども	子どもたちのおなかをいっぱいになりたい	フードバンクにしお	25万円
こども・就労支援・教育	未来ナースプロジェクト 看護師になりたい子どものための進路相談に役立てる本「憧れナースを見つけられる本」制作	One Nurse	25万円

踏み出す二歩目 活動の定着・発展寄付金コース【3件】

(団体名の50音順)

テーマ	活動名	団体名	寄付金額
教育	次世代育成	特定非営利活動法人ASTA	100万円
教育	とっておきの音楽祭 in 名古屋実行委員会	とっておきの音楽祭 in 名古屋実行委員会	100万円
こども・教育	意欲をはぐくむ食事支援～重症児・医療的ケア児がおいしく味わう支援～	特定非営利活動法人ひろがり	84万円

【総括・評価】

今年度は寄付金額の異なる2つのコースを設定し、計40件もの応募があったうち、8件を採択した。コロナ禍にあり選考はオンラインで実施したが、ヒアリング・活動報告会是对面で実施した。活動報告の合間に交流時間を作ることで、相互に関心をもって意見交換が行われ、異なる分野の活動がつながる機会となった。

4 相談・助言事業

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
地域スポーツクラブ推進体制 基盤強化事業・財務相談事業	8月～2月	クラブ事務所他	537,155
	助成団体	(公財)愛知県スポーツ協会	

【目的・ねらい】

各総合型地域スポーツクラブの財政状態を分析し、アドバイスをを行い、今後さまざまな役割を期待されるクラブの組織基盤強化を図ること

【事業内容】

(1)クラブへの訪問・財務分析・アドバイス

愛知県内の16クラブの財務データを分析したうえで、訪問ヒアリングをし運営の評価と課題整理・アドバイスをを行った。

(2)アドバイスシート作成

上記のヒアリングをもとに、現状分析と課題整理を行い、アドバイスシートを作成し、提出した。アドバイスシートはヒアリングを受けた団体内で閲覧可能な状況となっており、他のクラブの課題・工夫している点を相互に学ぶことができる。

(3)委員会への出席

委員会に出席し、当事業についての報告等を行った。

【総括・評価】

実施にあたっては、地域スポーツクラブの分析経験のある中小企業診断士の協力を得てすすめることができた。活動継続に伴う活動メンバーや役員の高齢化、事業や組織の承継、雇用できるレベルの収益確保など、課題に関しては他のNPOと共通するところが多い。NPO支援施策や市民活動支援センターとのつながりがほとんどないこともわかったため、両者に働きかけていくことで課題解決のきっかけを得ることができるように促していきたい。

5 人材交流・ネットワーク促進

- 「NPO交流・ネットワーク形成」は、従来からのネットワークへの継続的な参加や協力を続けています。今年度も全国、県内のネットワークに参加し、情報共有を図りました。新たに、地域共生社会づくりに携わる団体や事業者とともに、定期的な意見交換を重ね、活動場所の提供や事務サポートを行いながら地域に必要なネットワークの構築に参画しました。
- 「中小企業診断士NPO支援促進」は、組織診断や業務フローの見直し等の支援を行ったほか、NPO 理解促進プログラムや支援メニューの定型化の検討を行い、事業の質向上・効率化に取り組みました。【テーマ②「多様な主体と連携・協働したまちづくり」
- 「あいちの山里産直コンソーシアム事業」は、コロナ禍において昨年度に引き続き今年度の活動は中止しました。産直施設の活性化に関する事業への期待の声は多い中で、ネットワークとしての方向性について検討が求められています。【テーマ①「草の根の市民活動」の活性化】
- 「法人設立 20 周年+1 記念事業」はコロナ禍において、対面での集合型の交流の場の開催を見送ったため、実施に至りませんでした。

事業名	実施形態・備考		頁数
NPO交流・ネットワーク形成	自主事業	NPO21 団体と連携	29.30
中小企業診断士との協働による NPO 支援促進	自主事業	共催：(公社)愛知県中小企業診断士協会	30
あいちの山里産直コンソーシアム事業	自主事業		31

5-1 人材交流・ネットワーク促進／自主事業

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
NPO交流・ネットワーク形成	通年	各団体事務所他	0
	実施形態	自主事業	

【目的・ねらい】

全国及び愛知県内のNPOやまちづくり組織に参加し、NPOやまちづくりの発展に向けた意見交換や協働・連携・ネットワーク形成を図ること。

【事業内容】

21 の団体・協議会等に参画した。

	参画・連携・協働団体	担当者
1	日本NPO学会(会員)	三島知斗世
2	自治体学会(会員)	遠山涼子
3	コミュニティ政策学会(会員)	遠山涼子
4	(認特)日本NPOセンター(会員)	中尾さゆり
5	NPO法人会計基準協議会(幹事世話団体・会員)	中尾さゆり
6	NPO会計サポートコミュニティ(会員)	中尾さゆり 粉川玲子
7	「新型コロナウイルス」NPO支援組織社会連帯[CIS]	青木研輔
8	社会的責任向上のための NPO/NGO ネットワーク	青木研輔
9	愛知県青少年育成県民会議(会員)	中尾さゆり

5 人材交流・ネットワーク促進事業

	参画・連携・協働団体	担当者
10	愛知県内支援センター情報交流会(世話人有志の会)	三島知斗世・遠山涼子・加古麻理江
11	(特)移動ネットあいち(会員)	遠山涼子
12	(特)地域福祉サポートちた(理事・会員)	三島知斗世
13	(特)あいちNPO市民ネットワークセンター(理事)	三島知斗世
14	(特)あいち福祉ネット(理事・会員)	遠山涼子
15	(特)なごや福祉ネット(理事・会員)	遠山涼子
16	(一財)中部圏地域創造ファンド(政策委員)	武長脩行
17	(特)花と緑と健康のまちづくりフォーラム(理事)	大西光夫
18	(特)こまき市民活動ネットワーク(評議員)	三島知斗世
19	(認特)レスキューストックヤード(会員)	三島知斗世
20	NPOおたがいさま会議	青木研輔
21	縁巴堂(構成員)	中尾さゆり

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
中小企業診断士との協働による NPO支援促進	通年	法人事務所他	8,000
	実施形態	共催:(公社)愛知県中小企業診断士協会 自主事業	

【目的・ねらい】中小企業診断士(特に、会社に勤めながら活動する企業内診断士))にNPO法人の支援という新たな活躍の場を提供し、NPO の特性を理解したうえでの中小企業診断士によるNPO法人の診断・支援プログラムの開発・提供を目的とする。

【事業内容】

- ・2022 年度は組織診断 2 法人(1 件完了、1 件着手)、クレド作成・評価指標設定(1 件)、業務フロー・手順の分析と見直し(1 件)、NPO 向けセミナー講師依頼を実施した。
- ・案件が増えてきたため、隔週で支援状況に関する事務局ミーティングを行い支援状況を確認している。その中で、新規メンバーへの NPO 理解促進プログラム、支援メニューの定型化、参加者・支援先からのフィードバックなど、事業の質向上・効率化に向けた取り組みを行っている。

【総括・評価】

- ・企業内診断士がチームを組むことで、多様な専門性が支援に活かされ効果を高めることがわかった。
- ・団体が大事にしたい価値やこれまでの取り組み方を尊重しながら団体によりそった支援をおこなう中小企業診断士の姿勢は、受け入れNPOから高い評価を得た。
- ・実績が積みあがってきたため、今までの知見を定型化し、展開していく段階に入ってきている。
- ・支援対象を拡大するにあたって、支援プログラムの確立や中小企業診断士と受け入れNPO間のコーディネー
ト、それに伴うコスト負担については引き続き課題となっている。

5 人材交流・ネットワーク促進事業

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
あいちの山里産直コンソーシアム事業	通年	—	0
	実施形態	自主事業	

【目的・ねらい】

- ・三河中山間地域の産直施設Ⅱか所、都市部の産直施設Ⅰか所とVNSが協働してPR活動を展開することで都市部と農村部の交流人口を増やし、中山間地の活性化を図ること。
- ・産直施設として、行政区割りを越えて連携イベントや事業を協働することで、回遊性の高い都市住民のニーズに応え、質の高い交流人口の拡大をめざし、週末滞在、期間滞在などの新たに多様なスタイルの山間地居住を増やす呼び水とすること。

【事業内容】

- ・「あいちの山里産直コンソーシアム事業」は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から今年度の活動も引き続き中止とした。
- ・三河山間部の産直施設は人口減少・高齢化の波が押し寄せる中、豊かな観光資源を活かした交流の拡大・後継者育成が課題となっており、今後の活動について構成団体にアンケート調査を行った。この間取り組んできた「産直フェア」「スタンプラリー事業」継続を期待する意見も多くあったが、団体の閉鎖、組織事情から撤退、事務局1体制についての課題等意見があり、ネットワークの方向性について今後協議する予定である。

6 市民団体等事務局支援事業

- 今年度の事務局支援事業では、会計事務代行の新たな支援団体が1件増えました。急速な事業拡大に伴い、会計をはじめとした事務代行を通じて、組織基盤を整える過程に伴走して携わりました。新たに2名を加えて4名の体制で代行業務を実施し、実施体制においても基盤を整えることができました。
- 新たに東海販売士協会の事務局代行を開始しました。月1回定期的な情報共有により、相互に活動への理解を深めながら進めることができました。来年度より、販売士のスキルをNPO活動に活かす学びの場づくりに着手します。【テーマ③よい社会をつくる資源の蓄積・情報循環】
- その他事務代行業として、郵便受取や理事会・総会の会場提供、オンラインの活動開催支援、決算支援など、活動拠点整備に取り組みました。
- 引き続き、(特)あいち福祉ネットの事務局支援に取り組みました。課題が複合化する中で、高齢者・障害者・子育てに関わる県内団体の連合としての位置づけを再確認するとともに、会員拡大、連携のあり方、情報共有に関して意見交換を重ねました。

事業名	実施形態・備考		頁数
(特)あいち福祉ネット事務局支援事業	自主事業		32
NPO会計事務代行業	自主事業		33
NPO法人会計力検定名古屋会場開催支援事業	委託事業(民間)	(一社)NPO会計力検定協会・NPO会計支援センター	33
NPO・市民活動団体活動拠点整備事業	自主事業		33

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
(特)あいち福祉ネット事務局 支援事業	通年	役員団体事務所等	99,750
	実施形態	自主事業	

【目的・ねらい】

あいち福祉ネットは、愛知県下の福祉NPO法人等12(団体・個人含む)によるネットワーク。情報・問題意識の共有、政策提言、サービスの質と経営の向上、仲間作り、新しい社会ニーズへの対応を行う。

【事業内容】

- 法人運営 理事会(4回)、通常総会、連絡調整等。
- 学習会に係る事業
- ・コロナ禍における対応、活動への影響や展望について情報共有、課題解決に向けて検討した(5回)。
- 福祉たすけあいフォーラム(3/6(月))

「ウィズコロナにおけた福祉介護事業所のあり方 ～運営指導とコンプライアンス～」

講師:厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課課長 笹子宗一郎氏

南医療生活協同組合 法務部長・弁護士 熊谷大輔氏、同本部内部監査ご担当 鉄井富士男氏

参加者:45名(代表・理事・介護支援専門員・デイ管理者等／会員団体限定)

【総括・評価】

・コロナ禍における取組状況を相互に学び合う機会として、定期的な勉強会の開催を通じて、情報交換のニーズに対応した。会員数の減少は課題として残った。ネットワークを基盤とした新たな会員獲得において、人材交流に取り組む。

6 市民団体等事務局支援事業

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
NPO会計事務代行事業	通年	法人事務所、当法人事務所、オンライン	704,000
	実施形態	自主事業	

【目的・ねらい】

NPO法人の事務支援のため会計データ入力代行等を行うことを通じ、支援先団体がNPO法人会計基準に準拠した適切な会計報告及び経営管理を支援すること。

【事業内容】

- ・入力代行4件(NPO法人3件、一般社団法人1件)

【総括・評価】

- ・月次で会計データを確認するとともに、周辺の課題に対応するなど運営全般について支援を行った。
- ・新たな入力スタッフの協力を得て、NPO法人2団体に対する入力代行を行う体制が確立できた。
- ・新規団体については、会計業務を通じて周辺課題を発見することもあり、事務代行にとどまらず、事業規模拡大時におけるバックオフィス包括的支援のメニュー提示の必要性がある。

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
NPO法人会計力検定 名古屋会場開催支援事業	通年	県内公共施設等	8,745
	委託団体	委託団体(一社)NPO会計力検定協会・NPO会計支援センター／自主事業	

【目的・ねらい】

NPO法人会計力検定を名古屋で開催し、NPO法人の人材育成や法人の基盤整備・組織強化に資するとともにNPOの信頼・信用を向上させること。

【事業内容】

- 8/28(日)第5回検定 実践(ベーシック・アドバンス) 参加者:ベーシック2名、アドバンス3名
- 2/19(日)第6回検定 入門・基本 参加者:入門1名、基本4名／7/11(月)、12/2(金)オンライン説明会

【総括・評価】

NPO法人の会計について体系的に学ぶことができる唯一の検定であり、NPO会計に関わる人材の育成に資する取組である。会計力検定開催協力については6年目となる。広報が課題。

事業名	実施時期	実施場所	事業規模(円)
NPO・市民活動団体 活動拠点整備・事務代行事業	通年	本法人事務所	215,816
	実施形態	自主事業	

【目的・ねらい】

NPO・市民活動団体の活動拠点の提供、法人運営事務代行を通じて、信頼性の確保に寄与すること。

【事業内容】

- (1)法人拠点(一般社団法人2件)
 - ・郵送物対応など連絡事務、理事会・総会オンライン開催支援など、法人業務支援
- (2)東海自治体学会研究会運営
 - ・7/9(土)「SDGsの達成に向けた地域の資源の輝かせ方」オンライン開催支援
- (3)東海販売士協会
 - ・会員管理、ミニセミナー案内、名刺作成等、事務局業務代行支援

【総括・評価】

新たに1団体の事務局代行に着手した。月1回の情報交換により、円滑な事業運営をサポートすることができた。ポストコロナにむけて、自力ではできない部分をサポートすることで再開を後押ししたい。

●定款における「特定非営利活動に係る事業」の報告は以上の通りです。「その他の事業」は今年度は実施していません。

三.組織管理運営

Ⅰ 組織運営について

(1) 多様な人の参加とマネジメント

- ・2022年度は、理事10名、事務局6名の体制で、事務局は新たに2名を採用しました。
- ・兼務理事が軸であった事業推進体制から、事務局が実務の主体を担う体制へ移りつつあります。担当理事により事業の背景や継続性の視点を担保しながら、事務局の機動性を活かしたマネジメントに取り組みました。
- ・各事業においては会計・税務・労務・法務専門家・中小企業診断士の方々にご協力をいただき事業を実施した他、新たに、ファンドレイザーやIT専門家、ファシリテーター等の方に、名古屋市伴走支援の取組に携わっていただきました。
- ・スポット的な支援だけでなく、専門家・コーディネーター・事務局でのチームによる支援など、外部・内部人材が連携する型を試行的に取り組むことができました。
- ・職員が自主的に参加する研修の参加費を補助するしくみを設け、実務に役立てるとともに、スキルアップを考える機会を提供しました。

(2) 事業開発の検討

- ・昨年度策定した第5期中期重点テーマに基づき、2025年におけた事業内容に関して、活動コストや資金調達に関する研究会、事業のパッケージ化等に取り組むことを協議しました。
- ・独立行政法人福祉医療機構(WAM)助成事業をうけて、NPO役職員の介護と仕事の両立をテーマに、勉強会・個別支援等を行いました。その中で事業化検討会として福祉NPO、ケアマネジャー、社会保険労務士、中小企業診断士を交えた事業継続におけた協議を経て、常設の相談窓口を設置しました。経験豊かな職員の離職を防ぐために、日ごろから取り組めることや組織体制のあり方などについて、専門家につなぎ、必要な対策をとることで人材確保に結び付けています。
- ・愛知県スポーツ協会、中部圏地域創造ファンドより受託を受けて、社会情勢の変化を踏まえて取り組むべきテーマに関する調査事業を実施いたしました。これまでの調査実績、情報の蓄積を活かした市民活動に必要な調査分析を通じて、事業開発につなげることをねらいとして取り組みました。

(3) 多様なコミュニケーション手段の活用

- ・本法人の基本情報、設立時からの事業のあゆみ、事業報告・活動計画、決算、予算などを掲載した「アニュアルレポート2022」(300部)を発行すると共に、ホームページやSNSに活動情報を掲載しました。
- ・オンライン名刺管理ツール(sansan)を引き続き活用し、関係者のみなさんへの情報発信に取り組みました。
- ・コロナ禍における会員・関係者のみなさんとの双方向のコミュニケーションに関して、総会記念フォーラムはオンライン開催としたものの、11月には交流会をハイブリット形式で開催し、対話の場を再開することができました。顧問・評議員をはじめ、ご関係の皆様のご活動現場での経験知や専門的知見をいただき、創造的な対話の機会を丁寧に重ねながら事業活動を推進して参ります。

(4) 連携・協働の関係づくり

- ・昨年度に引き続き、愛知県の協働研修事業をNPO3者の共同体で受託・運営し、県内市町行政職員、市町村支援センター職員によるネットワーク構築に取り組みました。
- ・市民活動支援センター情報交流会・世話人有志の会に参加し、交流会の開催におけた運営に取り組んだ他、先進的取組の事例調査のとりまとめに協力しました。
- ・東海販売士協会の事務局代行業務を通じて、販売士のノウハウをNPO・市民活動に伝える企画の検討を行いました。民間営利活動でのノウハウを、NPO・市民活動の現場にあう形になるよう意見交換を重ねています。

2 機関・会議運営について

(1) 総会 第21回通常総会

【実施日】 2022年6月19日(日) 13:00~14:06

【場所】 本法人事務所(名古屋市東区)

【出席者数】 正会員総数68名中、本人出席8名、書面表決者27名、委任状9名

【議題】

(1) 第1号議案2021年度事業報告の承認について

(2) 第2号議案2021年度決算報告の承認について

報告 2021年度監査報告

(3) 第3号議案 役員選任について

(4) 第4号議案 役員報酬について

(5) 報告1 2022年度活動計画

(6) 報告2 2022年度活動予算

(2) 理事会 2022年度は5回開催しました。開催会場は、本法人事務所・オンラインです。

回数	日時	主な議事
第204回	5月30日(月) 18:30~21:00	▼2021年度事業報告・決算(案)の承認 ▼2022年度事業計画・予算決議 ▼第20回総会の運営について検討
第205回	6月19日(日) 14:10~14:20	▼理事長・副理事長の選任 ▼評議員の任免、研究員の承認
第206回	8月8日(月) 18:30~21:00	▼2022年度組織体制・2022年度事業計画確認 ▼2023年度事業計画見込み検討
第207回	12月5日(月) 18:30~21:00	▼年末賞与の支払い ▼評議員意見交換会結果報告 ▼2021年度合宿での結果をもとに、2023年度事業計画の検討
第208回	4月24日(月) 18:30~21:00	▼2023年度事業計画・予算(案)の承認、組織・事業の推進体制検討 ▼2022年度決算見通しについて検討 ▼総会記念フォーラムについて検討

(3) その他の会議等

1) 交流会 11月13日(日) 会場:名古屋市市民活動推進センター

会員・評議員・理事・職員を対象に、中期重点テーマ及び進捗状況の報告、ウイズコロナのNPO活動のあり方調査報告として、評議員・羽根田英樹さんより話題提供をいただいた後、意見交換を行いました。

2) 合宿 2月5日(日) 会場:イーブルなごや

役職員を中心に、第5期中期重点テーマの進捗確認、社会情勢の変化をうけて新たに取り組むべき事業について意見交換を行いました。

3) その他

・理事長・副理事長・事務局長による「4者会議」を理事会開催前に開催し、迅速な意思決定、理事会の効率的な運営を図りました。

・職員兼務理事による「組織マネジメント会議」を週1回程度オンラインで開催し、事業・法人運営の全体や中長期的な方針や新規の取組について協議を行いました。

・毎週1回(原則水曜日)、事務局会議を事務所において開催し、実務執行の円滑化を図りました。